

高 知 市 公 共 施 設 白 書

（本編）

平成 27 年 3 月
高 知 市

目次

【本編】

1 はじめに	1-1
1.1 「高知市公共施設白書」作成の背景と目的	1-1
1.2 「高知市公共施設白書」の構成	1-1
2 高知市の概要	2-1
2.1 市の概況	2-1
2.2 人口動向	2-4
2.3 財政状況	2-6
2.4 上位関連計画等で留意すべき事項	2-14
2.5 まとめ	2-34
3 高知市の公共施設	3-1
3.1 公共施設の定義	3-1
3.2 公共施設整備の水準	3-1
3.3 サービス提供の状況	3-3
3.4 ストックの状況	3-26
3.5 管理運営の状況	3-30
3.6 コストの状況	3-33
3.7 施設の省エネルギーの取組状況	3-38
3.8 まとめ	3-40
4 高知市のインフラ施設	4-1
4.1 インフラ施設の定義	4-1
4.2 ストックの状況	4-1
4.3 コストの状況	4-11
5 修繕及び更新に係る将来費用	5-1
5.1 公共施設の将来費用	5-1
5.2 修繕、大規模修繕及び更新に係る将来費用が財政に及ぼす影響	5-11
5.3 インフラ施設等の将来費用	5-13
5.4 インフラ合計事業費	5-19
5.5 総事業費	5-19

6 課題のまとめと必要な取組	6-1
6.1 公共施設の現状と課題のまとめ	6-1
6.2 公共施設全体の現状	6-2
6.3 公共施設全体の現状からみた課題	6-4
6.4 今後の取組の方向性	6-5
6.5 今後の公共施設マネジメントの進め方	6-7

用語説明	1
------------	---

【資料編】（別冊）

7 市民利用施設の現状	7-1
7.1 市民利用施設の設定	7-1
7.2 行政系施設	7-11
7.3 学校教育系施設	7-23
7.4 子育て支援施設	7-62
7.5 市民文化系施設	7-93
7.6 社会教育系施設	7-148
7.7 保健・福祉施設	7-174
7.8 スポーツ・レクリエーション系施設	7-206
7.9 公営住宅	7-226
7.10 医療施設	7-277
7.11 その他	7-281

8 地域別に見た市民利用施設の現状	8-1
8.1 中央地域の公共施設の現状	8-2
8.2 旭地域の公共施設の現状	8-6
8.3 潮江地域の公共施設の現状	8-10
8.4 三里地域の公共施設の現状	8-14
8.5 布師田・一宮地域の公共施設の現状	8-18
8.6 五台山・高須地域の公共施設の現状	8-22
8.7 秦・初月地域の公共施設の現状	8-26
8.8 朝倉地域の公共施設の現状	8-30
8.9 鴨田地域の公共施設の現状	8-34
8.10 長浜地域の公共施設の現状	8-38
8.11 大津・介良地域の公共施設の現状	8-42
8.12 鏡地域の公共施設の現状	8-46
8.13 土佐山地域の公共施設の現状	8-50
8.14 春野地域の公共施設の現状	8-54

1 はじめに

1.1 「高知市公共施設白書」作成の背景と目的

高知市では、高度経済成長に伴う都市化や人口増加を背景に、公共サービスの充実に向け、これまで多くの公共施設を整備し保有してきました。特に、2005（平成 17）年に鏡村、土佐山村と 2008（平成 20）年に春野町との合併を経ており、庁舎や出張所、社会教育施設、福祉施設や観光施設など、旧市町村で整備された多くの公共施設を継承しています。これらの施設の中には、類似・重複しているものや市民ニーズの変化に伴い設置意義が薄れているものがあるなど、非効率な状況となっています。

さらに、建設後 30 年を経過した施設も多く、今後数十年の間に老朽化に伴う大規模な修繕、更新などの時期を迎えることから、財政的にも大きな負担となることが予測されるとともに、公共施設の耐震化といった安全性の確保も重要な課題となっています。

今後、公共施設の老朽化や耐震化への対応に加え、少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化に伴う市民ニーズを適切に把握し、公共施設を有効に活用していくことが求められています。

こうした課題に対し、安全安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供を実現するため、平成 26 年 3 月に公共施設マネジメント基本方針を策定し、公共施設の適正な配置や効率的な管理運営、施設の長寿命化等、公共施設の管理・機能・総量の最適化を計画的・効果的に推進する取組を始めました。

今回作成した「高知市公共施設白書」は、基本方針に基づき公共施設のサービス、老朽化、管理運営、利用率、コストなどの客観的な情報を整理・分析し、公共施設の今後の在り方を検討するための基礎資料としてまとめたものです。

今後、本書の内容を踏まえ、公共施設の在り方について議論を深め、具体的な検討につなげていくこととします。

1.2 「高知市公共施設白書」の構成

「高知市公共施設白書」は、以下に示す 7 つの項目から構成しています。

表 1.1 高知市公共施設白書の構成項目と記載内容

項 目		記載内容
本編	1 高知市の概要	・市の概況，人口動向，財政状況，上位関連計画等で留意すべき事項
	2 高知市の公共施設白書	・公共施設の定義 ・公共施設整備の水準，サービス提供の状況，ストックの状況，管理運営の状況，コストの状況，施設の省エネルギーの取組状況
	3 高知市のインフラ施設	・インフラ施設の定義 ・ストックの状況，コストの状況
	4 修繕及び更新に係る将来費用	・公共施設の将来費用，修繕，大規模修繕及び更新に係る将来費用が財政に及ぼす影響，インフラ合計事業費，総事業費
	5 課題のまとめと必要な取組	・公共施設全体の現状と課題 ・今後の取組の方向性 ・今後の公共施設マネジメントの進め方
資料編	6 市民利用施設の現状	・市民利用施設の設定 ・サービスの状況，建物状況，管理運営の状況，利用状況，コスト状況
	7 地域別に見た市民利用施設の現状	・地域の概要，人口動向，施設整備の現状

2 高知市の概要

2.1 市の概況

2.1.1 市の沿革

1) 都市のなりたち

高知市は、浦戸湾沿岸に広がる平野を活用して新田や市街地を拡大してきました。

高知市が位置する地域は、中世から戦国期にかけて当時の土佐国の中心地としての位置付けがなされるようになり、長宗我部元親が岡豊から大高坂山を経て浦戸に移り、その拠点として城を築きました。その後、関ヶ原の戦いで敗れた長宗我部氏は改易となり、土佐に入国した山内一豊が慶長年間に大高坂山に城を築き、歴代の藩主が城下町を形成して以来、土佐の政治、経済、文化の中心地として発展してきました。

2) 明治維新・自由民権運動

幕末には坂本龍馬、武市瑞山ら勤王の志士を輩出して明治維新の礎を築き、維新後においても「自由は土佐の山間より」といわれるように自由民権運動発祥の地として、その思想を全国に発信しました。城下の板垣退助、片岡健吉、坂本直寛をはじめ、先進的な憲法草案を起草した植木枝盛や、全国初の婦人参政権を要求した楠瀬喜多、さらに土佐山では山嶽社を結成した和田三郎、春野では吉良順吉や細川義昌ら、多くの人材が活躍し、自由と平等の精神に培われた政治的伝統が育まれてきました。

3) 市政のあゆみ

市制の施行は1889（明治22）年であり、以後、幾度かの合併を経ながら県都として発展してきました。1945（昭和20）年7月の空襲により高知市中心部の建物はその大半が焼失し、さらに翌年12月には南海地震が発生し、強い揺れによる建物の倒壊や地盤沈下による浸水など大きな被害を受けましたが、復興へのめざましい取組を経て地方中核都市として発展し、1998（平成10）年には四国初の中核市となりました。

現在、県民人口の4割以上の人々が暮らす地方中核都市であるとともに、みどり豊かな森林を持つ鏡村・土佐山村、県内有数の農業生産高を誇る春野町との合併により、中山間地域、田園地域、都市部がバランスよく調和し、仁淀川と、市内中心部を流れる鏡川などの清流を有する都市となっています。

出典：2011高知市総合計画

2.1.2 位置・地勢

高知市は、四国南部のほぼ中央に位置し、市域面積は 308.99 k m²です。市の北方には急峻な四国山地があり、その支峰である市域北部の土佐山に源を発する鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線から黒潮が流れる雄大な太平洋を一望できる地理的条件にあります。標高 1,176mの工石山を有する北部の中山間地域は、豊かな自然が今も残されており、平成の名水百選に選定された清流鏡川の源流域は、市民の憩いとやすらぎの場ともなっています。

市街地に面して広がる浦戸湾は、風光明媚な景観を有するとともに、200 種近い魚類が確認できる自然の多様性が豊かな汽水域でもあります。

市の南北方向には海拔ゼロメートルの臨海地から、一部が冷温帯に属する標高 1,200m 近い山岳までの高低差が見られ、暖温帯から冷温帯にかけて属する多様な植物相を有しています。一方、東西方向には、中央部に広く平地が分布するなど、比較的平坦な移動しやすい地形が続いています。



図 2.1 高知市の位置

2.1.3 気候

高知市は、黒潮が流れる太平洋に面し、年間を通じて温暖で、日照時間も長いことから、暮らし易い土地柄といえます。

しかし、年によっては3,000mmを超えるような世界的にも有数の降水量があり、特に台風の通り道に位置していることから、度々その襲来を受け、なかでも1975（昭和50）年の5号台風や1976（昭和51）年の17号台風、1998（平成10）年の高知豪雨では、市内の広範囲が水没するような甚大な被害を蒙ってきました。

そこで、この宿命ともいえる風水害対策に、最優先で取り組んできたことで、全国でも有数の排水能力を備えた施設が整備されています。

表 2.1 高知市の気象条件

年	平均気温（℃）	降水量（mm）	日照時間（h）
2008（平成20）年	17.3	2,230.5	2,182.7
2009（平成21）年	17.5	2,062.5	2,137.4
2010（平成22）年	17.6	3,093.0	2,118.4
2011（平成23）年	17.2	2,686.0	2,126.3
2012（平成24）年	16.8	2,985.0	2,066.4
2013（平成25）年	17.3	2,327.0	2,372.9
2014（平成26）年	17.0	3,658.5	2,095.0

出典：気象庁 高知気象台

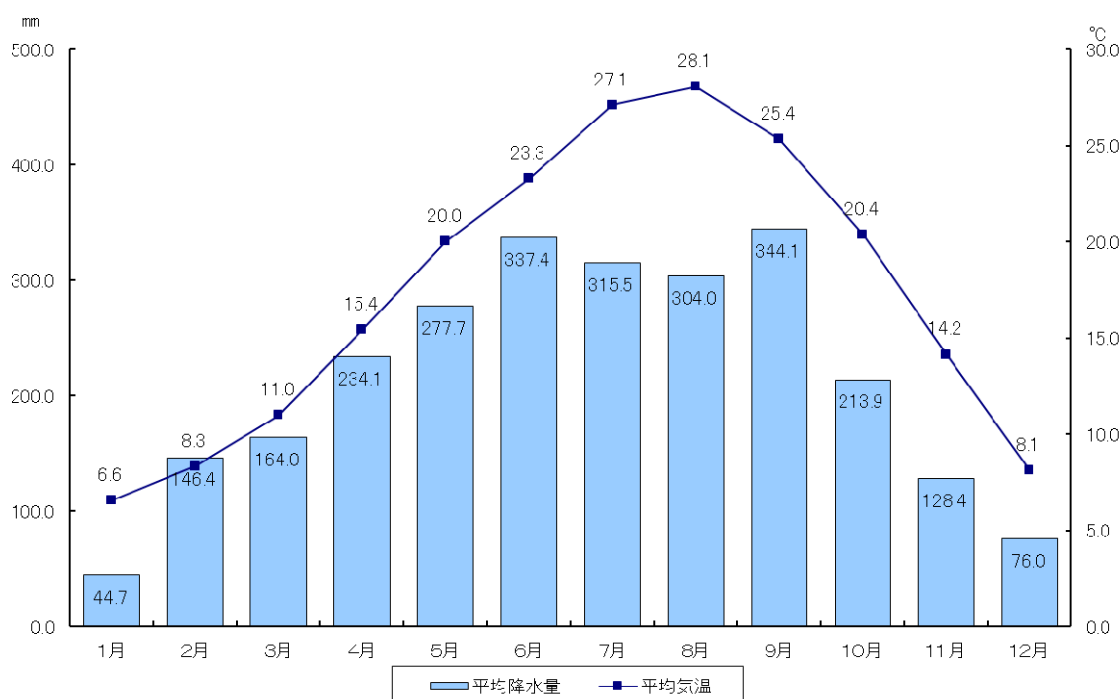


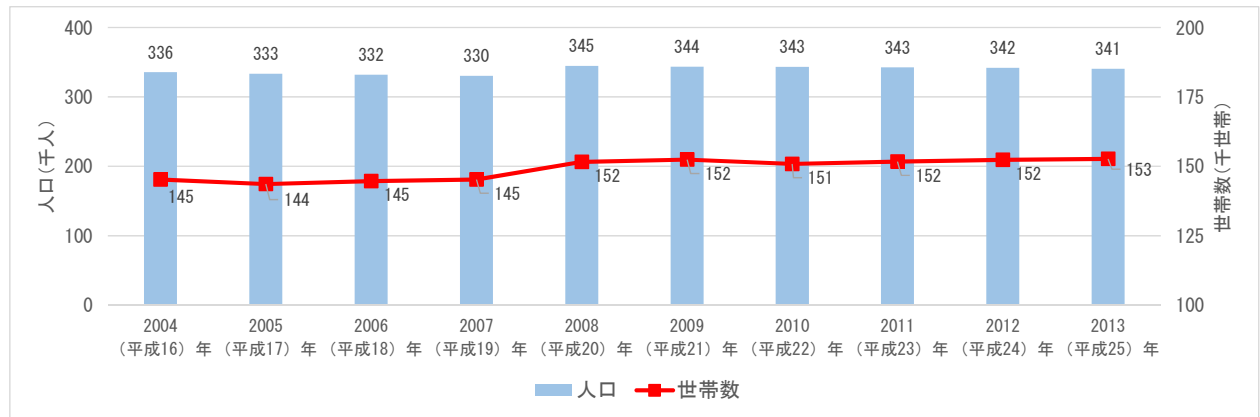
図 2.2 2003(平成15)年～2012(平成24)年の月平均気温および月平均降水量

出典：気象庁 高知気象台（観測開始からの毎月の値）

2.2 人口動向

2.2.1 総人口・世帯数の推移

高知市の総人口は、2008（平成20）年を境に緩やかな減少傾向にあります。世帯数は、横ばいの傾向にあり、2013（平成25）年10月現在では、総人口340,746人、世帯数152,703世帯で、1世帯当たり約2.2人となっています。



出典：高知市統計書

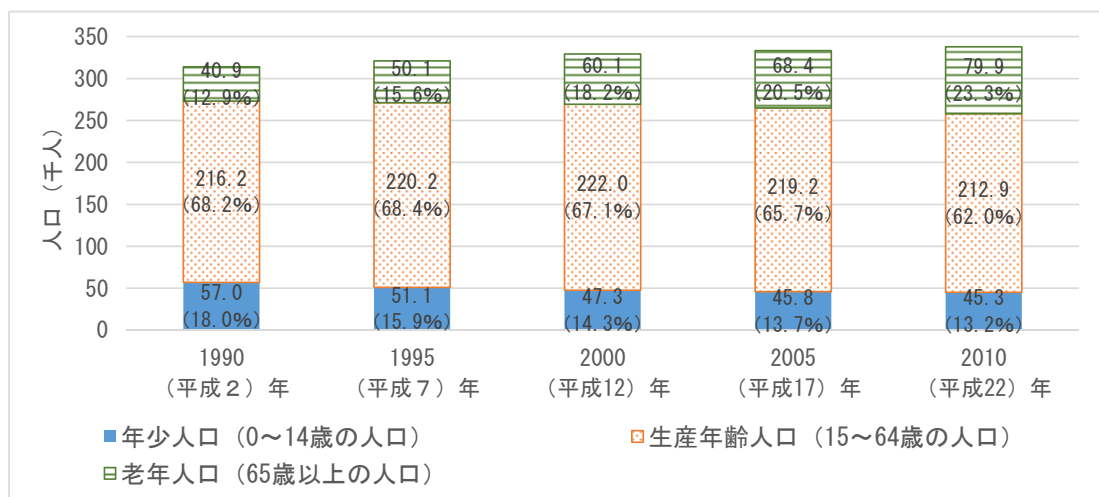
※2008（平成20）年以前は合併前の市町村の合計値

図 2.3 人口・世帯数の推移

2.2.2 年齢階層別人口の推移

2000（平成12）年から2010（平成22）年までの10年間で、老年人口（65歳以上の人口）は約1.3倍に増加し、2010（平成22）年では全体の2割強が高齢者となっています。

一方、生産年齢人口（15～64歳の人口）と年少人口（0～14歳の人口）の合計の割合は10年間で約80%から約75%に減少しており、今後、一層の少子高齢化が進むことが予測されます。



出典：国勢調査

※2005（平成17）年以前は合併前の市町村の合計値

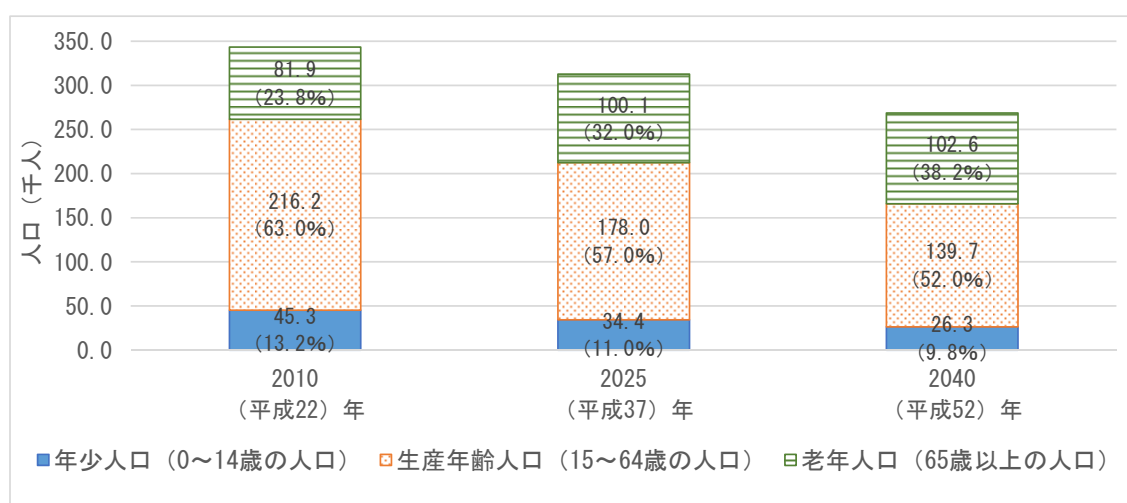
※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合がある。

図 2.4 年齢階層別人口の推移

2.2.3 将来推計人口

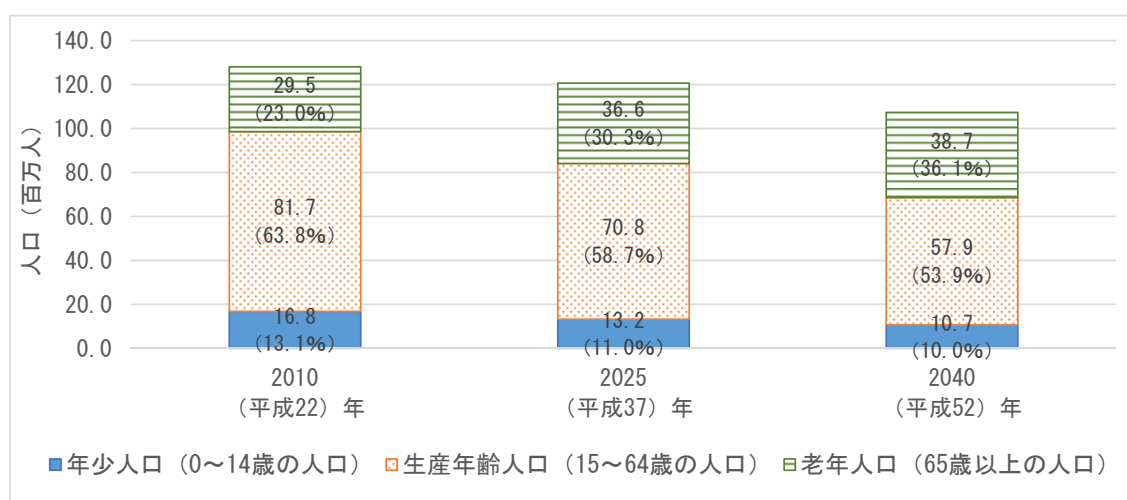
「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所 2013（平成 25）年 3 月推計）では、2010（平成 22）年の国勢調査による人口を基に、2040（平成 52）年までの将来推計人口が示されています。

高知市の将来推計人口では、2010（平成 22）年から 2040（平成 52）年までの 30 年間で総人口は約 78%まで減少すると見込まれています。年齢階層別に見ると、老年人口（65 歳以上の人口）の占める割合が約 38%まで増加するとともに、年少人口（0～14 歳の人口）は約 10%まで減少し、少子高齢化が進行する見通しです。これは、全国の将来推計人口と比べても、ほぼ同様の傾向となっています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」 2013（平成 25）年 3 月推計
 ※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合がある。

図 2.5 高知市の将来推計人口



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」 2013（平成 25）年 3 月推計
 ※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合がある。

図 2.6 全国の将来推計人口

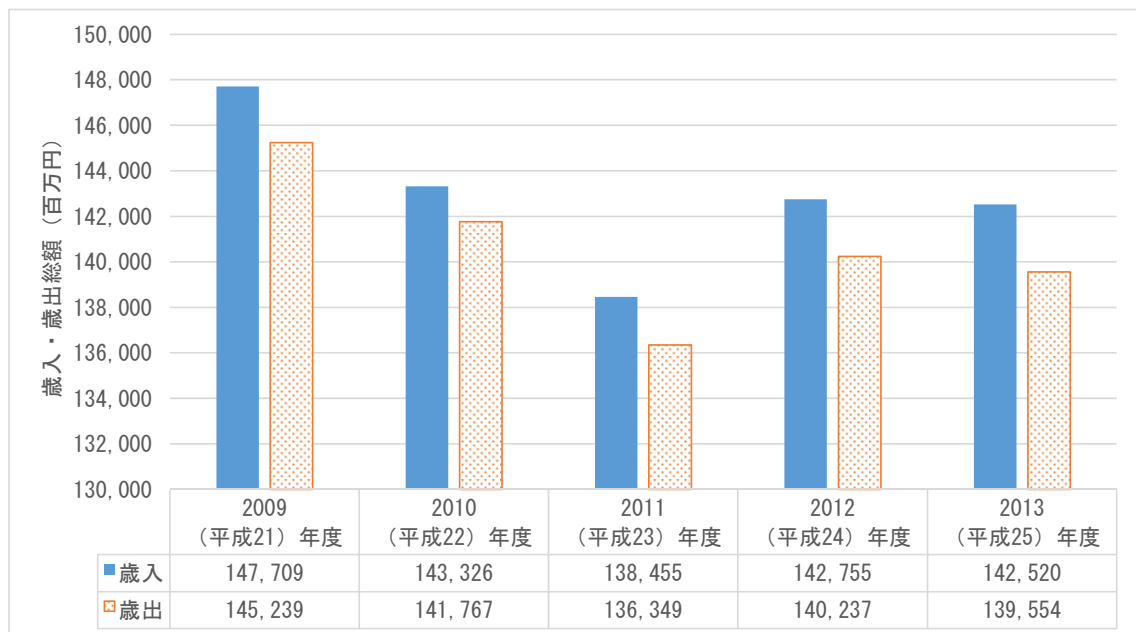
2.3 財政状況

2.3.1 歳入・歳出

1) 歳入・歳出の推移

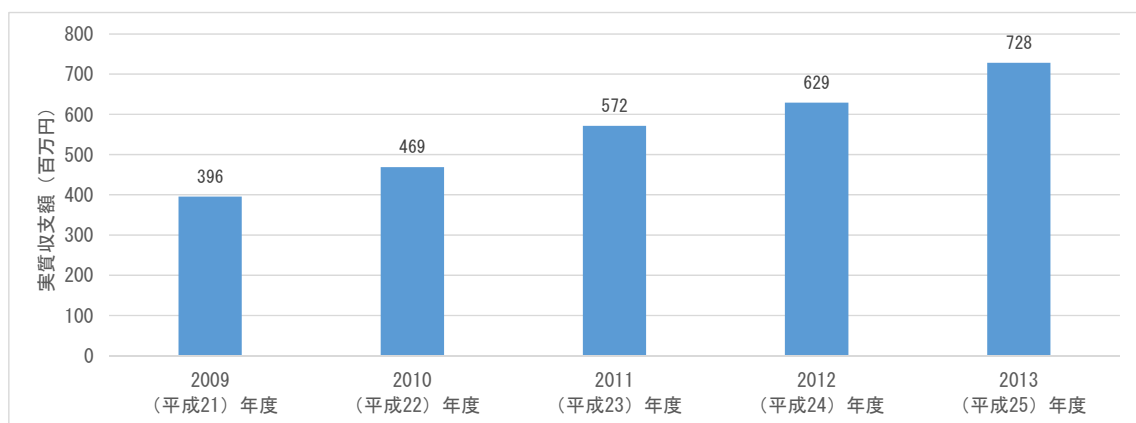
高知市の財政規模を普通会計ベースで見ると、歳入・歳出ともに 2009（平成 21）年度から 2011（平成 23）年度にかけ決算額が減少しましたが、2013（平成 25）年度では歳入額が約 1,425 億円、歳出額が約 1,396 億円となっています。

実質収支を見ると、近年では、比較的高い金額で推移しており、2013（平成 25）年度では、約 7 億円となっています。



出典：高知市決算状況（各年度）

図 2.7 決算規模の推移



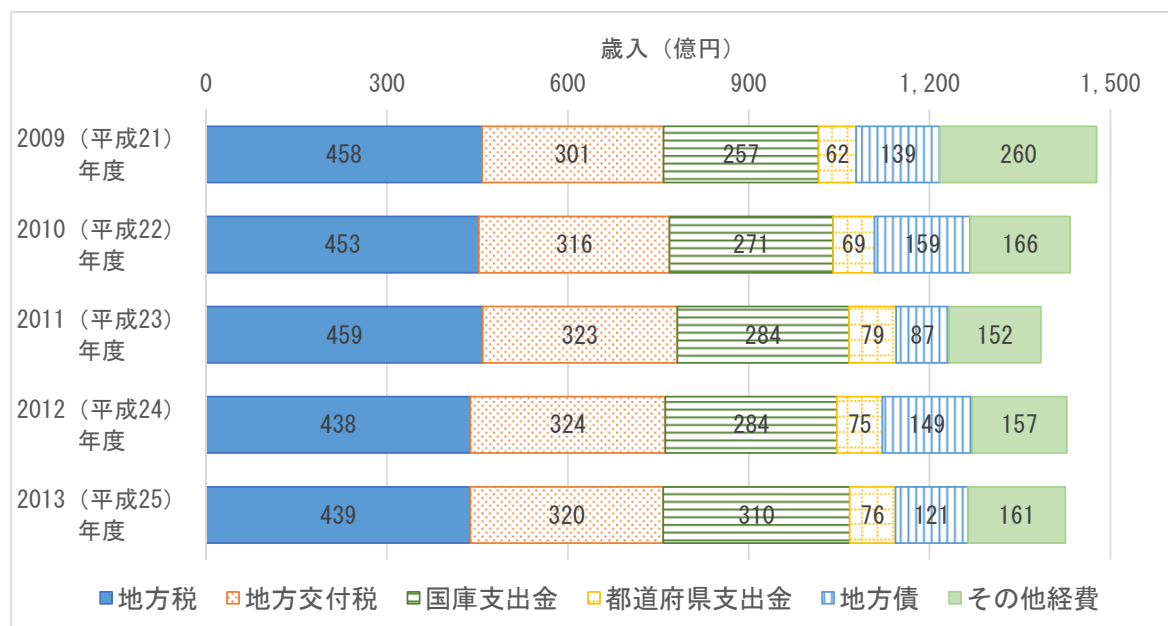
出典：高知市決算状況（各年度）

図 2.8 実質収支の推移

2) 歳入

2009（平成 21）年度から 2013（平成 25）年度における普通会計決算の歳入の推移を見ると、歳入の根幹となる地方税については、2011（平成 23）年度に約 459 億円のピークを示しましたが、2013（平成 25）年度では約 440 億円まで減少し、歳入費用の割合は全体の 30.8% となっています。

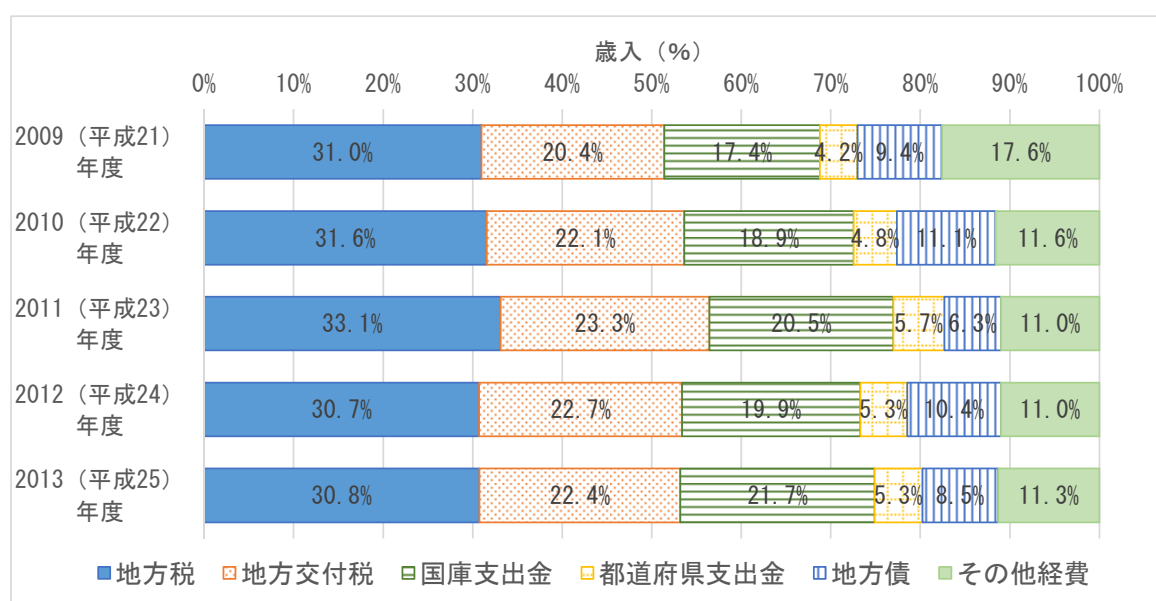
一方、地方交付税と国庫支出金の割合は、2009（平成 21）年度に比べて 2013（平成 25）年度はいずれも増加しており、歳入費用の割合はそれぞれ、全体の 22.4%と 21.7%になっています。



出典：高知市決算状況（各年度）

※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合がある。

図 2.9 歳入の費目構成



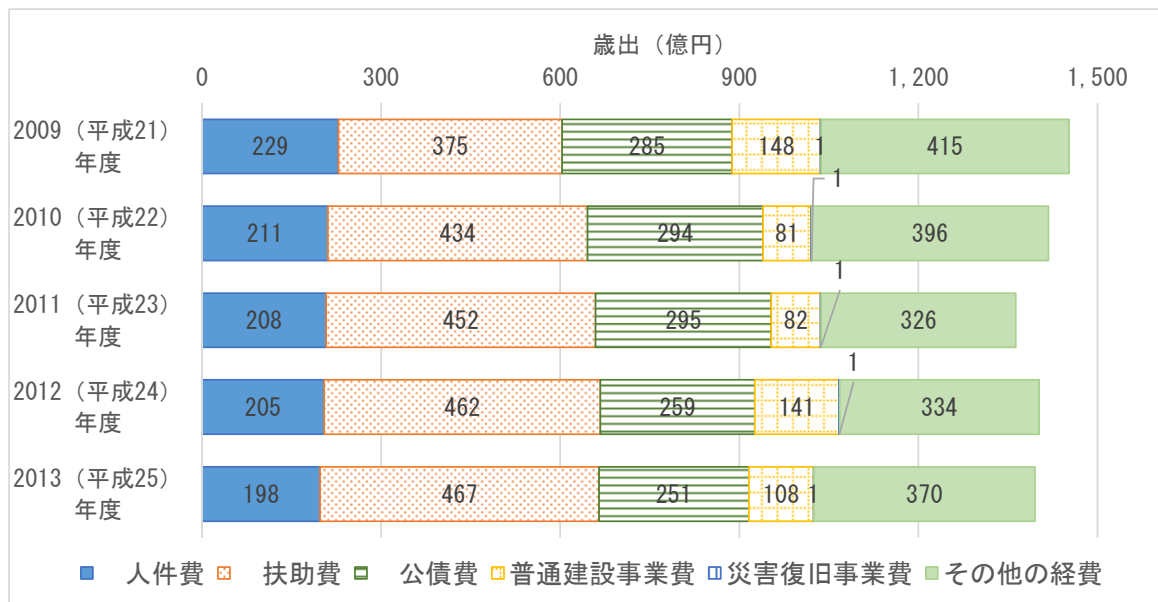
出典：高知市決算状況（各年度）

※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合がある。

図 2.10 歳入の費目構成割合

3) 歳出

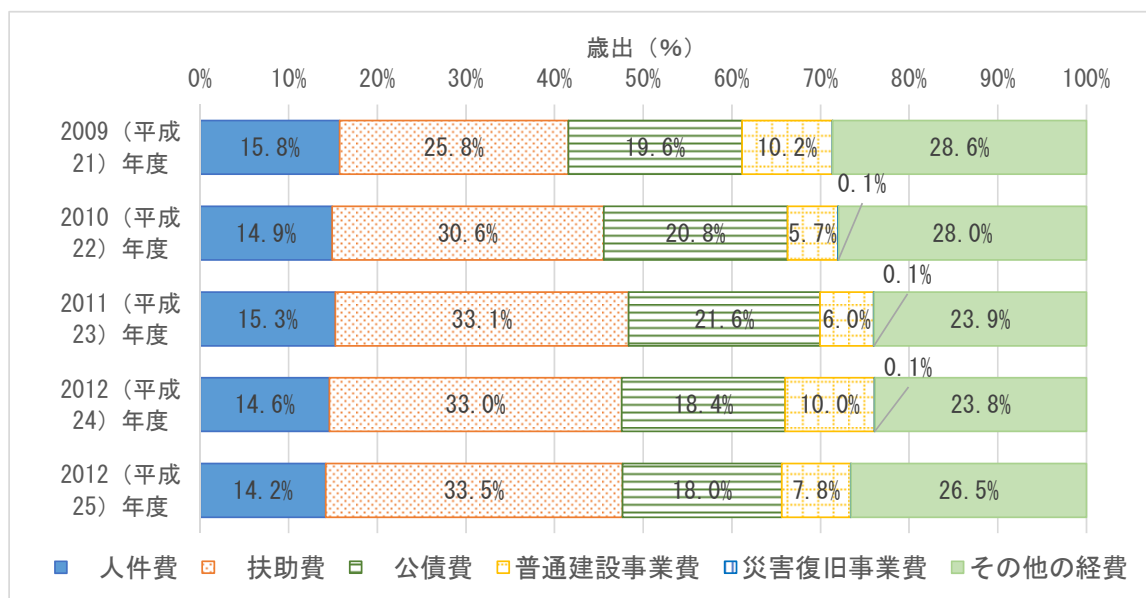
2009（平成 21）年度から 2013（平成 25）年度における普通会計決算の歳出の推移を見ると、高齢者福祉や障がい者福祉など、社会保障制度の一環として支払われる扶助費が年々増加しており、2013（平成 25）年度では約 467 億円、33.5%となっています。



出典：高知市決算状況（各年度）

※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合があります。

図 2.11 歳出の費目構成



出典：高知市決算状況（各年度）

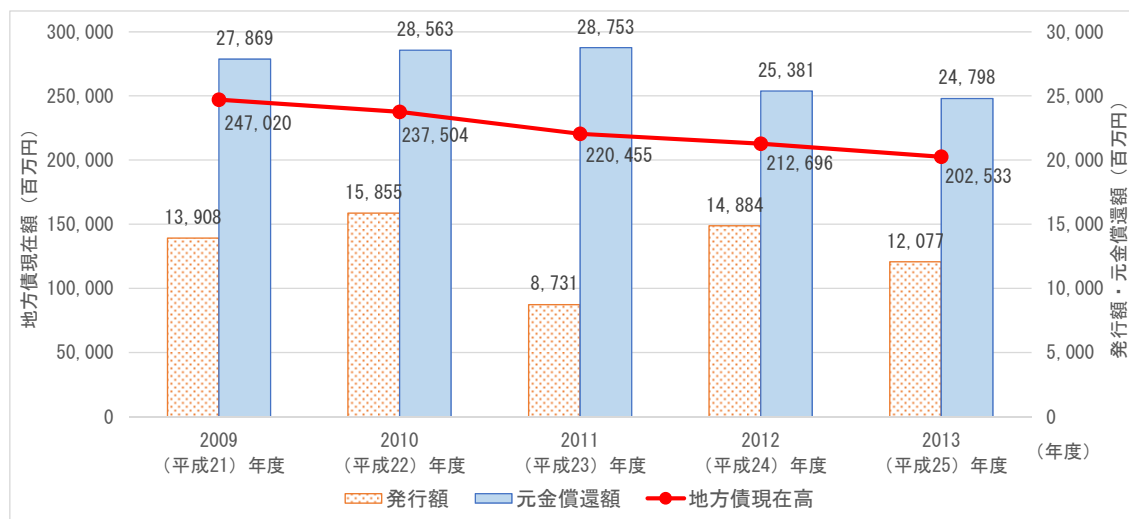
※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合があります。

図 2.12 歳出の費目構成割合

2.3.2 地方債現在高

将来にわたり負担すべき借入金である地方債現在高の推移を見ると、年々減少傾向となっており、2013（平成 25）年度においては約 2,025 億円となっています。

一方、地方債の発行額については、2011（平成 23）年度に約 87 億円まで減少した発行額が 2012（平成 24）年度には約 149 億円まで増加しましたが、2013（平成 25）年度には再び減少し、約 121 億円となっています。

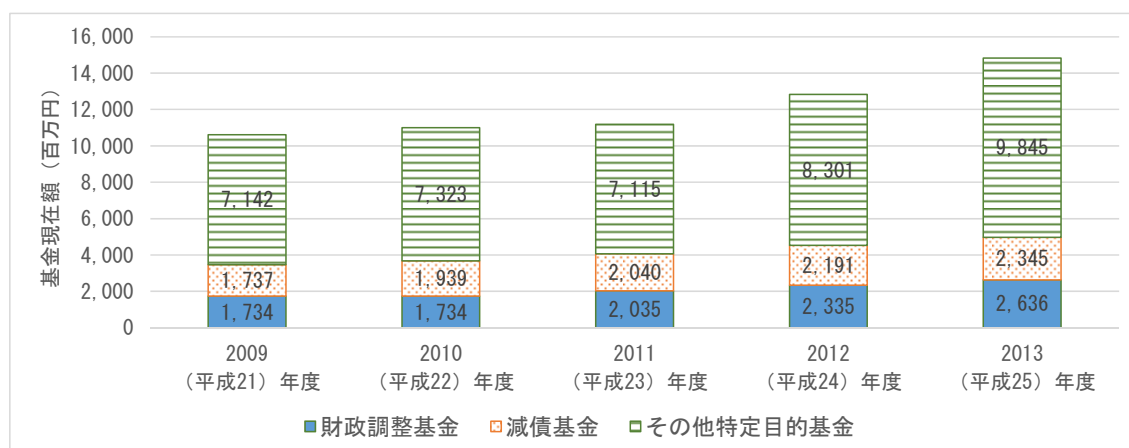


出典：高知市決算状況（各年度）

図 2.13 地方債現在高の推移

2.3.3 基金現在高

市の貯金である基金については年々増加傾向となっており、2013（平成 25）年度は、約 148 億円となっています。内訳を見ると、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金ともに、年々増加しています。



出典：高知市決算状況（各年度）

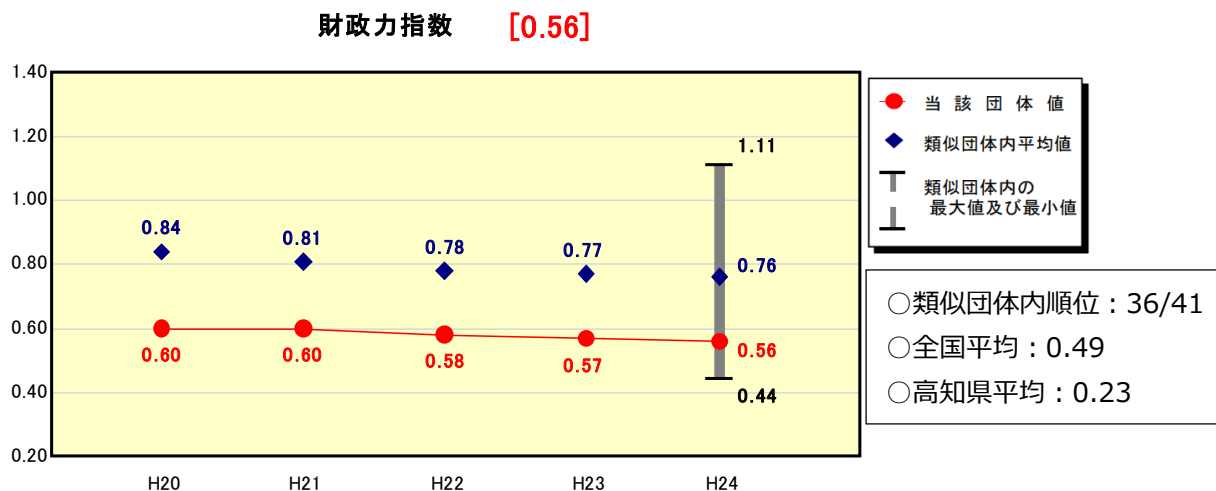
図 2.14 基金現在高の推移

2.3.4 財政指標

1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を表す財政力指数については、景気の低迷に伴う市税収入の伸び悩みなどから、2008（平成 20）年度から過去 5 年間を通して減少し続け、2012（平成 24）年度では 0.56 まで下落しています。いずれの年度においても、高松市や松山市、下関市、長崎市、大分市などの類似 41 団体における比較では平均値を大きく下回っており、2012（平成 24）年度では 36 位となっています。

2007（平成 19）年 3 月に策定した「高知市財政再建推進プラン」に基づき、①市税収入の確保、②受益者負担の適正化、③新たな自主財源の確保に取り組んできましたが、2009（平成 21）年度から 2013（平成 25）年度までの 5 年間に 244 億円前後の財源不足が見込まれたことから、「新高知市財政再建推進プラン」を 2010（平成 22）年 3 月に策定し、収支不足に対応するとともに、自主財源を中心とした歳入構造の転換を図っています。



出典：財政状況資料集（高知県ＨＰ県内市町の財政情報の開示）

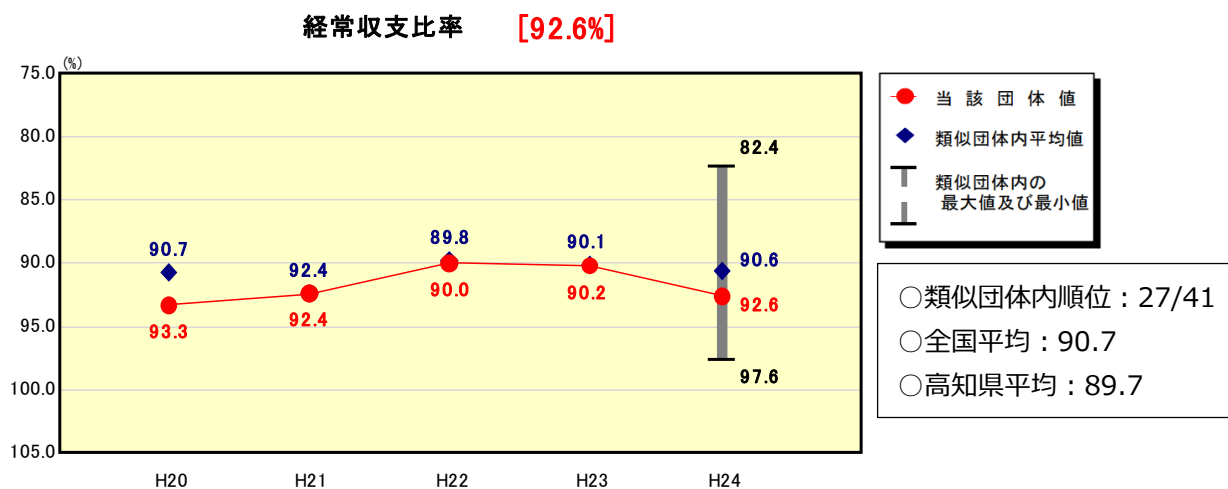
図 2.15 財政力指数の推移

※財政力指数…地方公共団体の財政力を示す指数であり、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値のこと。財政力指数が 1 に近いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きく、財源に余裕があるということを示しており、1 を超えた場合には財源に余裕のある団体として、地方交付税の不交付団体となる。

※類似団体…各行政の権限の違いを踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を 35 グループに分類した当該グループ内の団体のこと。類似団体平均については、標準的な財政運営を行っている市町村のみを選定している（当該グループでは 41 団体）。

2) 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、2010（平成 22）年度はやや回復したものの、2012（平成 24）年度には景気低迷により、市税の大幅減や生活保護費を中心とする扶助費が高い水準で推移していること、後期高齢者医療事業特別会計や介護保険事業特別会計への繰出増などにより、92.6%と再び硬直化が進行しています。



出典：財政状況資料集（高知県HP県内市町の財政情報の開示）

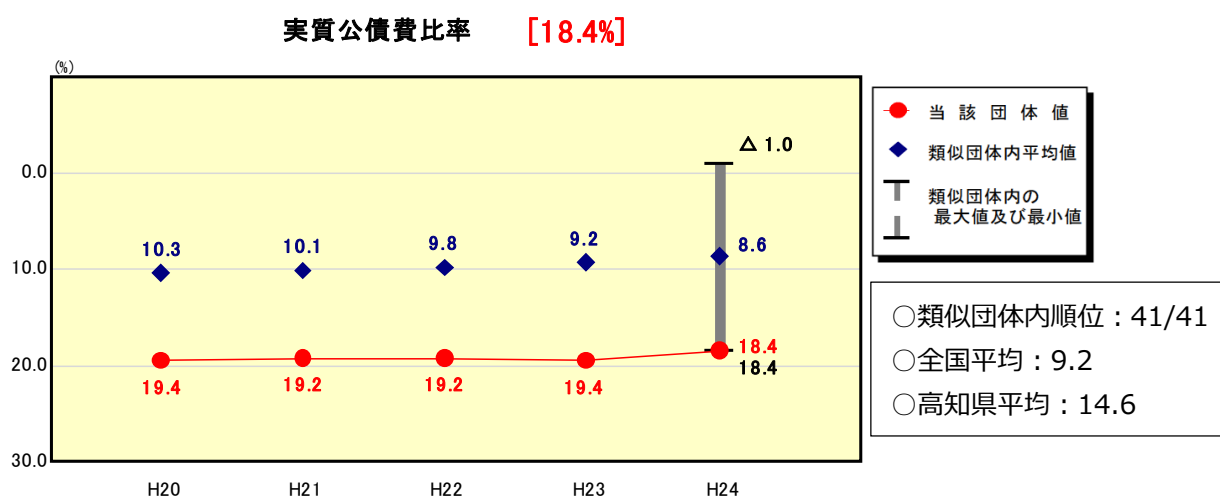
図 2.16 経常収支比率の推移

※経常収支比率…財政構造の弾力性の度合いを判断する指標であり、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等に対し、どの程度の割合かを示したもの。この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表している。

3) 実質公債費比率

借入金（地方債）に対する返済額（公債費）の大きさを示す実質公債費比率については、1994（平成6）年度頃から土地区画整理事業、街路事業などの公共事業への重点的な取組に加え、1998（平成10）年度の集中豪雨に伴う浸水対策、ダイオキシン規制に対応するための新清掃工場建設、国民体育大会のための体育施設整備、市民要望の高かった文化施設の建設等に取り組んできた結果、事業実施による起債発行が進み、市民1人当たりの地方債残高は極めて高い状態で横ばい傾向が続いています。

実質公債費比率は、2012（平成24）年度では18.4%となっており、類似団体、全国平均、高知県平均と比較して高い値を示しています。



出典：財政状況資料集（高知県HP県内市町の財政情報の開示）

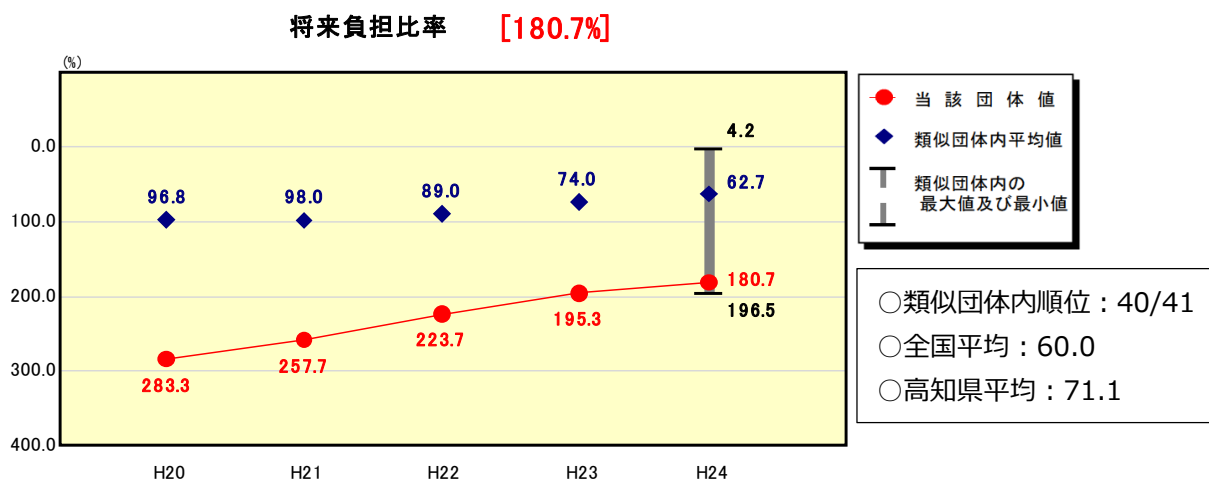
図 2.17 実質公債費比率の推移

※実質公債費比率…地方公共団体の借入金（地方債）に対する返済額（公債費）の大きさを指標化したもので、地方公共団体の財政状態が健全であるかどうかを判断する「健全化判断比率」の4指標の一つとなっている。この比率が25%以上となると早期健全化団体となり、35%以上となると財政再生団体となり、いずれの場合にも財政健全化計画を策定し財政再建に取り組むことが義務付けられるが、財政再生団体の場合には、新たな借金（地方債発行）の制限を受けることとなる。

4) 将来負担比率

将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す将来負担比率については、2012（平成 24）年度に 180.7%と、平成 20 年度と比べて約 103 ポイントも改善が見られましたが、都市基盤整備事業実施による起債発行が進み、市民一人当たりの地方債残高は極めて高い状態で推移しています。

類似団体、全国平均と比較しても非常に将来負担の高い団体となっています。



出典：財政状況資料集（高知県ＨＰ県内市町の財政情報の開示）

図 2.18 将来負担比率の推移

※将来負担比率…地方公共団体の借入金（地方債）や将来にわたり支払っていく可能性のある負担等の大きさを財政規模に対する割合で表したものの。この比率が高いほど、将来財政を圧迫する可能性が高まるといえる。地方公共団体の財政状態が健全であるかどうかを判断する「健全化判断比率」の 4 指標の一つとなっており、350%以上となると早期健全化団体となる。

2.4 上位関連計画等で留意すべき事項

2.4.1 まちづくりの方向性

1) 土地利用方針

土地利用の基本方針としては、「2011 高知市総合計画」において、以下のような方向性が示されています。

- 市域を構成する中山間地域、田園地域及び都市部が持つ多様な特性を活かした、バランスの取れた発展をめざす。
- 今後の人口減少と高齢化の進展を見据えて、既存の公共施設を有効活用するとともに、市街地の外延的拡大を抑制するなど、公共投資を効果的・効率的に行う集約型の都市構造とする。
- 市域の半分以上を占める森林などの自然環境の保全、公共交通の利便性の向上や利用促進などに取り組むことによって低炭素社会の実現をめざすとともに、コンパクトで持続可能な都市づくりを進める。

都市地域	都心ゾーン	● 土地の高度利用の推進や都心居住を促進し、中心核としてさまざまな機能を充実 ● 都心の魅力と回遊性の向上、歴史・文化的資源の活用を図り、にぎわいと求心力の回復
	既成市街地ゾーン	● 低・未利用地の有効利用、密集市街地などの都市基盤整備が不十分な地区の改善 ● 住環境の再構築、生活環境の向上 ● 商工業などの産業活動を効果的に支える土地利用
	周辺市街地ゾーン	● 良好な生活環境の形成と豊かな緑・水辺空間等の自然環境の確保・保全、住環境の整備 ● 地域特性や交通利便性等を活かした魅力ある就労環境の創出に資する産業基盤の充実 ● 周辺環境と調和のとれた有効な土地利用
自然地域	田園ゾーン	● 緑の空間として自然環境との調和、施設園芸など農業振興施策を推進 ● 農用地の保全、集落における良好な居住環境の確保、合理的かつ活力のある土地利用
	中山間地域ゾーン	● 豊かな森林・水辺空間等の自然環境を保全し、観光交流資源としての整備、空き民家や公共施設を活用したU・J・Iターン希望者などの定住促進を推進 ● ゆず、四方竹など地域の特産品を活かした農林業を振興し、森林や里山の保全・活用、自然と調和した環境重視型の新しい産業の育成

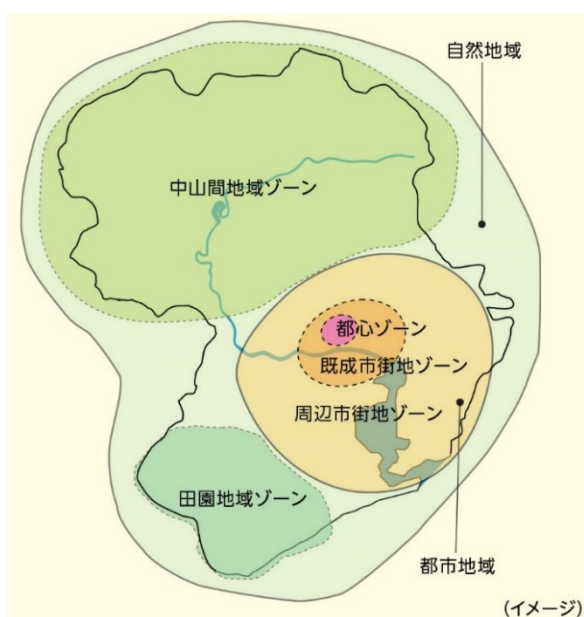


図 2.19 高知市の土地利用方針

出典：2011 高知市総合計画

2) 都市構造

将来の都市構造は、「2014 高知市都市計画マスタープラン」において、以下のような方向性が示されています。

- 都市部、田園地域及び中山間地域のそれぞれのゾーンの多様な特性を活かした都市環境の形成を図りバランスのとれた発展を目指す。
- 都市の魅力と競争力を高め、質の高い都市づくりを行うため、都市機能を集約する拠点として、都心、産業拠点、福祉拠点、交通拠点などを設ける。
- 都市の各拠点を交通軸や産業軸で結び交流や連携を図るとともに、高知の自然を活かし、山・川・海を結ぶ環境軸により人と環境が共生する潤いのある都市づくりを目指す。

都市拠点	都心	● 市民の暮らしを支え、都市の活力やにぎわいの創出拠点として、商業・業務・文化・行政など多様な都市機能の集積を図り城下町としての歴史・文化を継承する拠点
	産業拠点	● 布師田、高知新港、長浜等、工業、製造業や流通業務など、産業振興に資する機能が集積する拠点
	福祉拠点	● これからの少子高齢化社会においても、誰もが地域でいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、健康・福祉などの地域福祉を推進する拠点
	交通拠点	● 高知駅、はりまや橋周辺、高知 IC 及び高知新港を商業、流通業、観光レクリエーション等諸機能が結節する拠点
都市軸	交通軸	● 中国・四国の各主要都市を連結する広域連携軸、隣接市町村を連結する県内連携軸、既成市街地の外周辺を連結する市街地環状軸を交通の骨格とし、地域の拠点間を結ぶ交通ネットワークを形成 ● 都心と生活エリアを公共交通機関で連携する公共交通軸を形成
	産業軸	● 既成市街地と産業拠点や交通拠点（駅・IC・港・空港など）を結ぶ「産業軸」を形成し、それぞれの交流、発展を誘導
	環境軸	● 四国山地に連なる工石山・北山・鷲尾山、日本有数の清流である仁淀川・鏡川、太平洋を望む風光明媚な浦戸湾、土佐湾等を都市の環境軸とし、潤いのある都市づくりを目指す

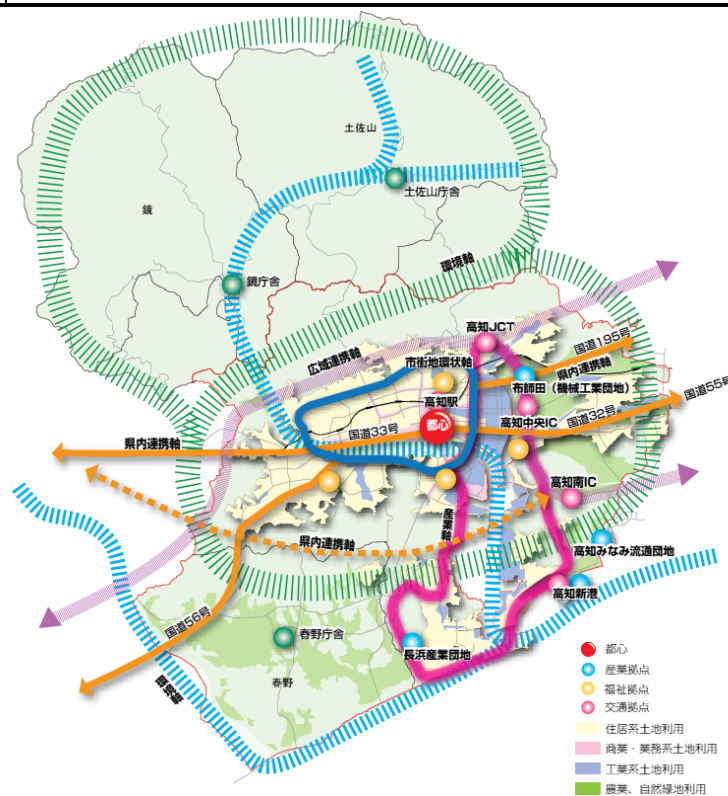


図 2.20 高知市の将来都市構造図

出典：2014 高知市都市計画マスタープラン

2.4.2 南海トラフ地震など防災への対応

高知市では南海トラフ地震の発生が予想されており、地震が発生した際には、大きな揺れと海岸域への津波の襲来が想定されています。これら災害などにおける都市の安全を確保し、市民が安心して暮らせることが求められています。

このため、今後発生しうる地震・津波・台風・豪雨災害や土砂災害など自然災害を想定しながら、防災・減災対策とともに避難対策の推進など災害に強い都市構造の構築が必要となっています。

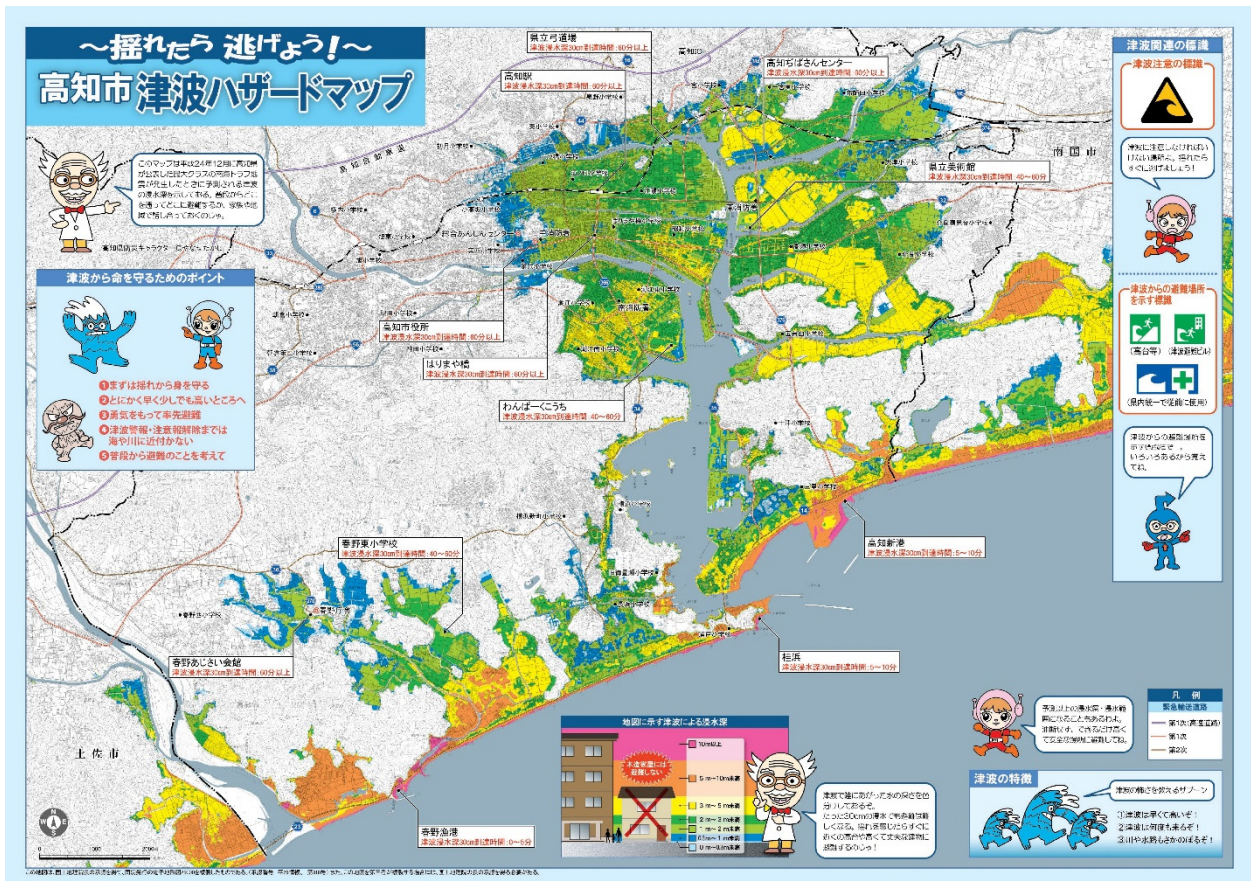


図 2.21 高知市津波ハザードマップ

1) 高知市地域防災計画 地震・津波対策編(平成 26 年度修正)

「高知市地域防災計画 地震・津波対策編(平成 26 年度修正)」では、地震・津波による被害の想定とともに津波避難対策などについて、以下のような方向性が示されています。

(1) 被害想定

a) 最大クラスの地震・津波(南海トラフの巨大地震:L2)

平成 24 年 12 月に県が公表した「【高知県版第 2 弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水想定」による最大クラスの地震・津波を対象とします。

- 現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波
- 現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

○前提条件

- ①地 震 ・マグニチュード9.0
・陸側ケース
・震度 6 弱～7
- ②津 波 ・マグニチュード9.1
・四国沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定
※ 予想される最大浸水深は別図 1, 2 を参照
- ③想定条件 ・冬の深夜に地震が発生
・避難速度は 1 分当たり 35メートル
・浸水域外への最短直線距離の 1.5 倍の距離を避難

○被害想定

被害想定は、上記の地震・津波が発生した場合に、過去の被害事例等に基づき、発生する可能性のある被害の規模を推計したものであり、「現状」と「対策後」の 2 ケース推定されています。「現状」と「対策後」の設定条件は以下のとおりです。

①現 状

- ・避難開始のタイミングは、10分後に避難開始が20パーセント、20分後に避難開始が50パーセント、津波が到達してから避難開始が30パーセント
- ・平成25年 3 月時点の津波避難タワー、津波避難ビルを考慮
- ・住宅の耐震化率は74パーセント

②対策後

- ・避難開始のタイミングは、10分後に避難開始が100パーセント
- ・整備予定の避難路、避難場所、津波避難タワーの整備が完了（整備率100パーセント）
- ・住宅の耐震化率は100パーセント

なお、さらなる対策を進めることで、より被害を減らすことが可能です。

○「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定（平成 25 年 5 月）」において、県が試算した市域の被害想定数値は次のとおりです。

①建物被害

総棟数 130,425棟

被害の要因	全壊（棟）		半壊（棟）
	現状	対策後	現状
液状化	340	—	1,400
揺れ	32,000	5,000	29,000
急傾斜地崩壊	260	—	230
津波	16,000	—	21,000
地震火災	2,800	—	—
小計	52,000	5,000	52,000

—:未算出 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

②人的被害

人口 350,426人（平成17年国勢調査）

被災の要因	現状			対策後		
	死者 (人)	負傷者（人）		死者 (人)	負傷者（人）	
			うち重傷者			うち重傷者
建物倒壊	2,100	11,000	6,300	270	3,000	1,700
急傾斜地崩壊	40	40	20	—	—	—
津波	10,000	840	290	590	0	0
火災	280	200	60	—	—	—
ブロック塀の転倒等	若干数	若干数	若干数	—	—	—
合計	12,000	12,000	6,700	860	3,000	1,700

—:未算出 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

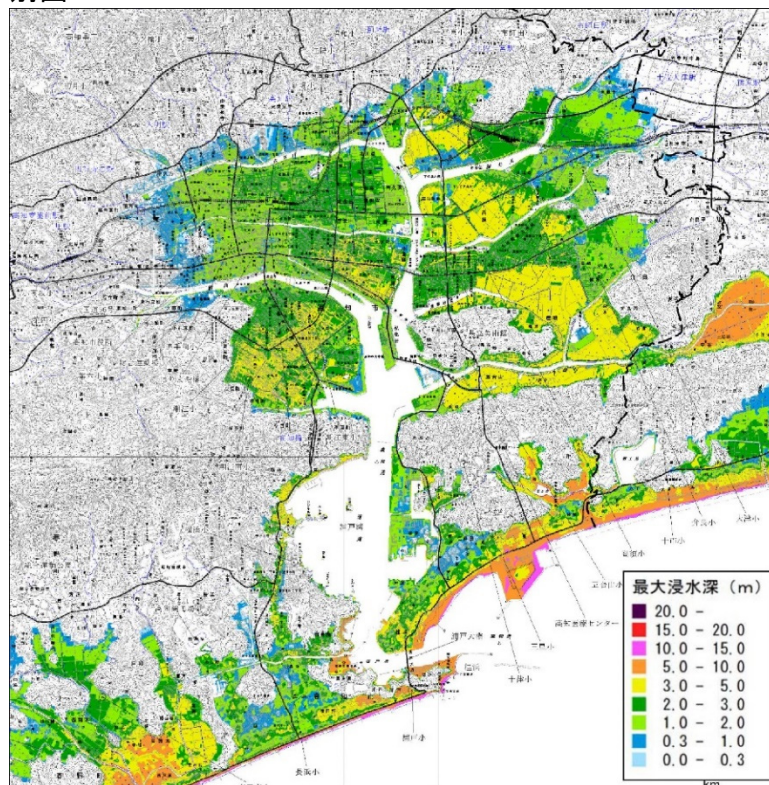
③1 日後の避難者数

	現状	対策後
避難所への避難者（人）	158,000	108,000
避難所外への避難者（人）	90,000	57,000
合計	248,000	165,000

○津波浸水予測

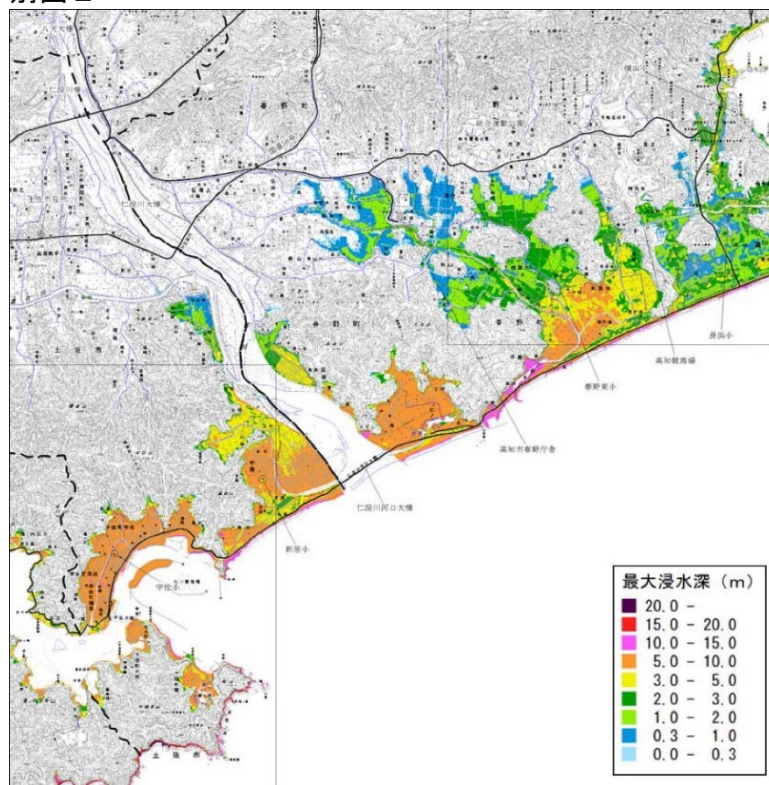
「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測（平成24年12月）」津波浸水予測図 ※別図1, 2

別図1



最大クラスの津波浸水予測図(高知市中心部)

別図2



最大クラスの津波浸水予測図(春野地区)

b) 長期浸水被害

「南海地震長期浸水対策検討会（平成 22～24 年度）」における検討結果として県がとりまとめた以下の想定を対象とします。

○想定条件

- ①地盤沈降量 1.95メートル（中央防災会議平成15年モデル）
- ②対 象 潮 位 朔望平均満潮位 T.P. +0.75メートル
- ③浸 水 範 囲 現在の標高でT.P. +2.7メートル以下の範囲が浸水
（浸水面積約2,800ヘクタール）
- ④そ の 他
 - ・浸水エリア内の人口約13万人
 - ・浸水エリア内の避難者は自主避難が困難
 - ・高速道路の機能は確保されている
 - ・浸水によりタナスカからの燃料供給が困難になる

○被害想定

長期浸水が発生した場合に想定される影響は以下のとおりです。

堤防・護岸等

- 止水機能喪失
液状化による沈下・損傷
- 堤防道路の通行不能

排水機場

- 排水機能喪失
地震による損傷
浸水による機能支障
動力（電気・油）不足

道路・橋りょう

- 主要道路の浸水
- がれきの堆積
- 橋りょうの損傷

住民避難

- 浸水域外への避難困難（避難ビル滞在の長期化）
- 避難所の浸水・被災（収容力不足）

燃料

- 石油基地（タナスカ）の被災
- 供給ルート途絶

医療

- 医療施設の被災、孤立
- 医薬品不足

衛生

- 衛生状態の悪化
- 有害物質の流出
- 遺体の収容・埋葬の遅れ

廃棄物

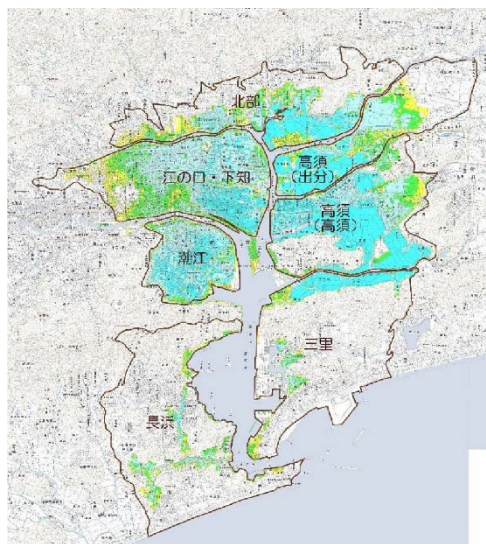
- 大量のがれき処理
- 処理場所不足

現状においては、耐震化されていない多くの堤防が沈下し、排水機場は全て機能停止するものと想定されます。

市街地の止水完了（堤防の緊急復旧）までの想定期間は、優先エリア（「江ノ口下知エリア」「高須エリア」）で発災 18 日後、その他エリア（「長浜」「潮江」「北部」「三里」）では 42 日後となっています。

また、排水完了までの想定期間は、優先エリアで発災 44 日後、その他エリアで 67 日後となっています。

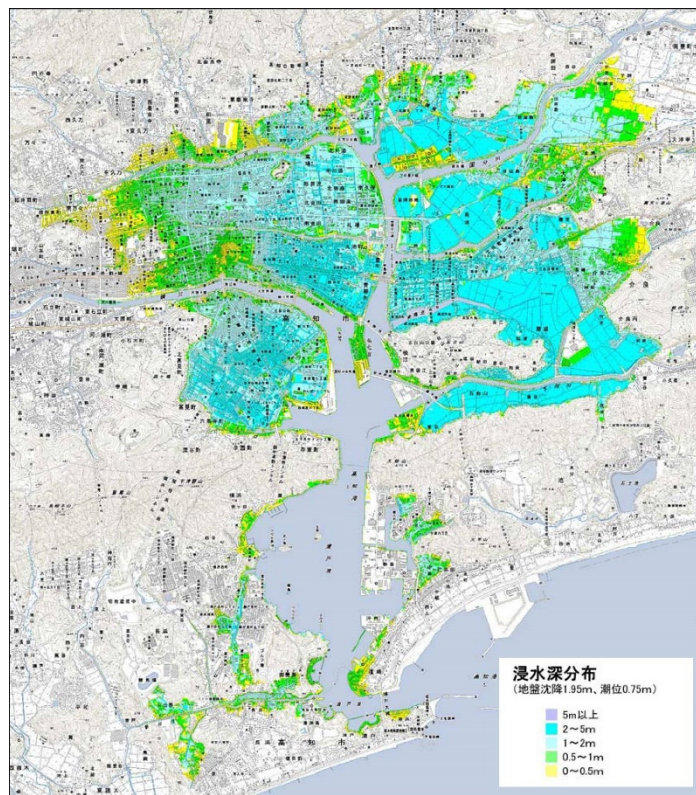
別図 3



長期浸水域のエリア区分

なお、対策を講じることによって想定されている止水・排水完了までの期間は大きく短縮することが可能です。

別図 4



長期浸水範囲(浦戸湾周辺)

(2) 市が自ら管理又は運営する施設等に関する対策

a) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 市は、災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎等については、その機能を果たすため、地震発生に際しては、速やかに以下の措置を講ずるものとします。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部又は支部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

エ 水や食料等の確保

オ テレビ、ラジオ、コンピュータ等の情報を入手するための機器の確保

(2) 市は、災害対策本部を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとします。

(3) 避難場所又は応急救護所の開設予定施設となる施設については、その機能を果たすため、地震発生に際しては、施設管理者等は、(1)及びb)の(2)に準ずる措置を講ずるとともに、避難場所又は応急救護所開設に必要な資機材の搬入、配備に協力します。

(4) 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来の恐れがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとします。

b) その他の市の施設

市が管理するその他の庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、わんぱくこうちアニマルランド、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとします。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定めるが、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとします。

また、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来の恐れがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとします。

(1) 各施設に共通する措置

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別施設に関する措置

ア わんぱくこうちアニマルランドにあつては、猛獣等の逃走防止措置等津波避難への支障発生防止のために必要な措置

イ 学校、図書館、研修所等（以下「学校等」といいます。）に保護を必要とする生徒等がいるときは、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

(3) 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

「津波避難対策緊急事業計画」の基本となるべき事項は、以下のとおりとします。

a) 津波避難対策の推進に関する基本的な方針

沿岸部の小学校区（浦戸小学校区、長浜小学校区、横浜小学校区、三里小学校区、春野東小学校区、春野西小学校区）においては、最大津波高 16m、最短到達時間は 20 分以内と想定されていることから、近隣の自然地形の高台への避難を基本とし、近隣に高台や高層建築物の無い地域（津波避難困難地域）がある小学校区（長浜小学校区、三里小学校区、春野東小学校区）においては、津波避難タワーや津波避難ビル等施設の整備により避難空間を確保します。

中心市街地周辺（上記以外の浸水が想定される小学校区）についても、自然地形の高台への避難を基本としますが、近隣に高台の無い地域においては「高知市津波避難ビルガイドライン」に基づき高層建築物（ビル、マンション等）を津波避難ビルとして指定し、それらの建築物への緊急避難を推進します。

b) 津波避難対策の目標及びその達成期間

津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおりとします。

津波避難対策緊急事業を行う区域	事業の種類	目標	達成期間
長浜小学校区	避難施設その他の避難場所	1 箇所	平成27年度
潮江南・潮江小学校区	避難施設その他の避難場所	1 箇所	平成27年度
三里小学校区	避難施設その他の避難場所	2 箇所	平成27年度

(4) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

a) 整備すべき施設

南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化等を図るとともに、避難場所、避難経路及び救助活動のための拠点施設その他の緊急輸送ネットワークなど地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要です。

このため、市が地震防災上緊急に整備等すべき施設等について、以下のとおり明示します。

施設等の区分	緊急に整備すべき施設	事業量及び期間
避難場所の整備	津波避難タワー・津波避難ビル	事業量：タワー9基・ビル2棟 期間：H24～H26
	近隣公園	事業量：4箇所（3.8ha） 期間：H23～H27
	防災井戸	事業量：16箇所 期間：H26～H30
避難経路の整備	津波避難路	事業量：240路線 期間：H23～H26
緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート等の整備	緊急輸送道路	事業量：8路線（3,998m） 期間：H17～H34
	橋梁耐震化（緊急輸送ルート上の橋梁）	事業量：19橋 期間：H7～H31
	トンネル補修	事業量：7箇所 期間：H25～H27
	ヘリポート	事業量：8箇所 期間：H27～H28
公的建築物の耐震化	市役所各庁舎	事業量：改築1箇所，耐震化1箇所 期間：H26～H30
	小中学校舎及び屋内運動場	事業量：改築5箇所，耐震化等77箇所 期間：H24～H30
通信施設の整備	防災行政無線	事業量：更新（デジタル化）210箇所 期間：H27～H31

2) 公共施設の耐震化

(1) 高知市耐震改修促進計画 平成 24 年7月一部改正

「高知市耐震改修促進計画 平成 24 年7月一部改正」において多数の者が利用する施設や市有建築物の耐震化目標が定められています。

a) 耐震化の現状と目標設定

■多数の者が利用する建築物

(建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1号および第2号建築物)

市内にある多数の者が利用する建築物(国・政府機関・県所有等建築物は除く(以下同じ))の耐震化の状況は、下表のとおりで法第6条第1号に規定する建築物の耐震化率は63.8%と全国平均(75%)を11ポイント下回っています。そのうち、庁舎や小・中学校の体育館等の災害時の拠点・避難施設となる建築物の耐震化率は57.5%、百貨店やホテル等の不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は53.2%、共同住宅や事務所等の特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は71.6%となっています。また、法第6条第2号に規定する危険物の貯蔵場等の建築物の耐震化率は58.2%となっています。

想定南海地震等の大規模地震時の拠点及び避難施設の安全性を確保するとともに、倒壊により大きな被害が想定される多数の者が利用する建築物について、高知県耐震改修促進計画を踏まえ、2015(平成27)年度末の耐震化率を90%以上とすることを目標としています。

多数の者が利用する建築物(総数)の耐震化の状況

(単位:棟)

法	区分	建築物用途	建築物総数①	S56.5以前の建築物②	S56.6以降の建築物④	耐震性有の建築物⑤ (③+④)	耐震化率(%) ⑤/①	耐震化の目標(%) (平成27年度末)
				うち耐震性有③				
法第6条第1号	災害時の拠点・避難施設となる建築物	庁舎, 消防署, 学校施設, 病院, 社会福祉施設, 体育館等	421	229 50	192	242	57.5	90
	不特定多数の者が利用する建築物	百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 映画館, 遊技場, 図書館, 銀行等	171	83 3	88	91	53.2	90
	特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る), 寄宿舍, 下宿, 事務所, 工場等	570	207 45	363	408	71.6	90
	計		1,162	519 98	643	741	63.8	90
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		79	33 0	46	46	58.2	90

b) 市有建築物

多数の者が利用する建築物のうち、市有建築物の耐震化率は下表のとおりで、法第6条第1号に規定する多数の者が利用する建築物の耐震化率は65.7%となっています。そのうち、災害時の拠点・避難施設となる建築物の耐震化率については53.6%、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は72.7%、市営住宅等の特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は91.7%となっています。また、法第6条第2号に規定する危険物の貯蔵場等の建築物は高知市にはありません。

多数の者が利用する建築物（市有建築物）の耐震化の状況

(単位:棟)

法	区分	建築物総数 ①	S56.5以前の 建築物②	S56.6以 降の建築 物④	耐震性有 の建築物 ⑤ (③+ ④)	耐震化率 (%) ⑤/①
			うち耐震性有 ③			
法 第 6 条 第 1 号	災害時の拠点・避難施設となる建築物	211	136 38	75	113	53.6
	不特定多数の者が利用する建築物	11	4 1	7	8	72.7
	特定多数の者が利用する建築物	96	46 38	50	88	91.7
	計	318	186 77	132	209	65.7

c) 市有建築物の用途別目標

市が所有する多数の者が利用する建築物のうち、学校・体育館、庁舎・消防署、社会福祉施設等については個別に耐震化率の目標を設定し、耐震化に努めます。市有建築物の耐震化の状況は、学校・体育館の耐震化率50.3%、庁舎・消防署63.6%、社会福祉施設・保育所等82.4%、図書館・集会所等66.7%、また、市営住宅は84.8%となっています。

市有施設は、地震時の拠点・避難施設となっているものが多く、その安全性の確保が必要であることから、2015（平成27）年度末の耐震化率を90%以上とすることを目標としています。

市有建築物（多数の者が利用する建築物）の耐震化の状況

	用途		現状の 耐震化率 (%)
災害時の拠点・避難施設となる建築物	学校※1・体育館	183棟	
	うち耐震性有	92棟	50.3%
	庁舎・消防署	11棟	
	うち耐震性有	7棟	63.6%
不特定多数の者が利用する建築物	社会福祉施設・保育所等	17棟	
	うち耐震性有	14棟	82.4%
特定多数の者が利用する建築物	図書館・集会所等	9棟	
	うち耐震性有	6棟	66.7%
市営住宅※2		5,022戸	
	うち耐震性有	4,260戸	84.8%

※1 学校施設については、「高知市立小中養護学校施設耐震化計画」により、2025（平成37）年までにすべての施設の耐震化を完了させることを目標に、別途耐震化を進める。

※2 市営住宅は階数が2以下あるいは延べ面積が1,000㎡未満のものも含む。

(2) 高知市南海地震対策中長期計画

「高知市南海地震対策中長期計画 平成 24 年度修正版」において市有建築物の耐震化が位置付けられています。

■市有建築物の耐震化

市有建築物については、施設利用者や職員の安全を確保、並びに行政機能の維持を図るとともに、地震時の防災拠点・避難施設として活用していく必要性があることから、優先順位に基づく耐震診断・補強等耐震対策に努めます。特に、学校・体育館・保育所・庁舎・消防署・清掃施設・社会福祉施設等について以下のように示されています。

庁舎の新築又は耐震補強等の工事

事業名		庁舎耐震化事業
目標		1981（昭和56）年の建築基準法新耐震基準以前の庁舎について、建替え又は耐震補強工事等に取り組みます。
取組	中期計画	○旧耐震基準庁舎の耐震診断を行い庁舎整備について検討
	中期計画 取組結果	◎本庁舎・南別館：2011（平成23）年度に耐震診断を実施。2012（平成24）年度に庁内検討委員会を立ち上げ、「高知市新庁舎建設基本構想」を策定 ◎土佐山・鏡庁舎：2012（平成24）年度に耐震診断を実施。診断結果に基づき、今後の方向性について検討を案施 ◎春野庁舎：2013（平成25）年度に耐震診断を実施予定
	長期計画	○本庁舎・南別館：2017（平成29）年度までに新庁舎整備に取り組む ○土佐山庁舎：2014（平成26）年度に耐震補強工事に取り組む ○鏡庁舎：2013（平成25）年度に耐震化計画を策定し、2014（平成26）年度以降に庁舎耐震化に取り組む ○春野庁舎：2013（平成25）年度に耐震診断を実施し、2014（平成26）年度以降に耐震化計画を策定後、耐震化に取り組む

消防庁舎及び分団屯所の耐震化

事業名		消防庁舎等耐震化事業
目標		1981（昭和56）年の建築基準法新耐震基準以前の消防庁舎及び分団屯所の耐震化を常備消防体制の充実強化事業と併せ順次取り組みます。
取組	中期計画	○「（仮称）総合あんしんセンター」への消防本部機能の移転事業を継続し、2010（平成22）年度開設に向けて取り組みます。 ○北消防署の設置に向け、用地の確保に継続して取り組みます。 ○南消防署長浜出張所の移転に向け、用地の選定・確保に取り組みます。 ○耐震化されていない消防分団屯所10か所の建替えに順次取り組みます。
	中期計画 取組結果	◎「総合あんしんセンター」へ消防本部機能を移転し、2010（平成22）年度に開設しました。 ◎北消防署の用地取得について関係機関と協議中です。 ◎南消防署長浜出張所と春野出張所を統合する（仮称）南部分署の用地を取得し、開署に向けて設計作業中です。 ◎4か所の消防分団屯所を建替えました。
	長期計画	○北消防署整備に向け、継続して取り組みます。 ○南消防署の移転に向け、用地の確保に取り組みます。 ○長浜出張所と春野出張所を統合移転し南地区の拠点となる（仮称）南部分署建設に向け、継続して取り組みます。 ○残る旧耐震基準の6分団屯所の建替え（移転も含む）に順次取り組み、防災まちづくり拠点施設の機能を持たせていきます。

学校施設の耐震化

事業名		学校施設耐震化事業
目標		2008（平成20）年1月現在で52%（棟数ベース）の耐震化率を2018（平成30）年度までに100%をめざす
取組	中期計画	○2012（平成24）年度末までに耐震化率60%をめざし、「高知市立小中養護学校施設耐震化計画」に沿って、耐震診断、耐震補強等設計、耐震化工事に取り組む
	中期計画 取組結果	◎東日本大震災を受けて、当初目標よりも早期の完了に向けて取り組む（耐震化率は2013（平成25）年3月時点にて68.8%）
	長期計画	○2018（平成30）年度までのできるだけ早期の耐震化率100%をめざし、耐震補強等設計、耐震化工事に取り組む

保育所の耐震化

事業名		保育所耐震化事業
目標		2008（平成20）年4月現在で31.6%の耐震化率を2017（平成29）年度までに93%をめざす
取組	中期計画	○2012（平成24）年度までに耐震化率45%を目指し、老朽化の著しい木造園舎の改築、耐震診断、耐震補強設計、耐震化工事に取り組む
	中期計画 取組結果	◎東日本大震災を受け、当初計画を前倒し、早期の全施設耐震化達成に向けて改築や耐震補強工事等に取り組む。（耐震化率は2013（平成25）年3月時点にて50%）
	長期計画	○2017（平成29）年度までに耐震化率93%をめざし、老朽化の著しい木造施設については改築工事、未耐震の非木造施設については耐震診断、耐震補強設計、耐震化工事に取り組めます。

市営住宅の耐震化

事業名		既存市営住宅建替事業等
目標		老朽化住宅のうち小規模団地は用途廃止し、大規模団地への集約を図りつつ計画的に建替えに取り組む。現況市営住宅の耐震化率（戸数ベースで84.8%）→、2017（平成29）年度までに（91%）
取組	中期計画	○潮江市営住宅を建替えし、42戸の供給をめざす。2008（平成20）～2009（平成21）年度 ○老朽化した木造や補強コンクリートブロック造住宅を含む団地を中心に、60戸程度の建替えをめざす
	中期計画 取組結果	◎2009（平成21）年度に潮江市営住宅を建替えし、42戸を供給 ◎建替えは予算縮減等により実施できませんでしたが、老朽化した住宅の用途廃止を行い、13戸の解体を実施
	長期計画	○老朽化が進む補強コンクリートブロック造住宅を含む団地を中心に、120戸程度の建替えに取り組む ○「市営住宅再編計画」を策定し、建物の統廃合、集約化に取り組む

2.4.3 地球温暖化対策など環境への配慮

1)高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(区域施策編)

2008（平成 20）年 6 月，地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴い，市域における温室効果ガスの削減に向けた施策を推進するための計画を定めることとなりました。

本計画では，地球環境の保全のために高知市が果たすべきことは「持続可能な循環型社会」の形成に向けた先導的役割であるとして，市民・事業者・市がそれぞれの役割を担うとともに協働して市域における温室効果ガス削減をはじめとする地球環境保全に向けた取組を推進するものとしています。

■施策項目

- 家庭や事業所における省エネルギーの推進
- 新エネルギーの導入促進
- 廃棄物の発生抑制の促進
- 低炭素な交通の推進
- 地産地消の推進
- 森林の整備等による温室効果ガス吸収の促進 等

2)高知市環境保全率先実行計画(高知市地球温暖化対策地域推進実行計画・事務事業編)

市が自らの事務・事業に関し環境に配慮した取組（率先活動）を実行することは，環境負荷の低減を図るとともに，市が率先垂範して実行することにより，事業者・市民の環境保全活動に向けた主体的な行動を促進することも期待されます。

このような認識のもと，「高知市環境保全率先実行計画」は，市に勤める職員一人ひとりが日常業務を通じて環境に配慮した取組を実行していくための行動計画として位置づけ，2001（平成 13）年 3 月に 5 か年計画として策定し現在第 3 次計画（2011（平成 23）年度～2015（平成 27）年度）を推進しています。

なお，本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」において地方公共団体に策定が義務付けられています。

■計画の方針

- 市は，自らの事務・事業の実施に伴って排出される温室効果ガスについて，実態の把握及び削減目標の設定，管理等を通じて，排出抑制を図ります。
- 環境への負荷を低減するため，市内における以下の環境に配慮した取組を推進します。
 - グリーン購入（環境に配慮した物品等の調達）
 - 省エネルギー
 - 省資源
 - 事業に伴う環境負荷の低減
 - ごみの減量化とリサイクル

3)高知市新エネルギービジョン

高知市の豊富な自然資源や地域特性を生かした新エネルギーの積極的な導入を促進し、地球温暖化対策や地域振興に有効に活用することが重要となっています。

本ビジョンは市民や事業者の新エネルギーの導入を促進するだけでなく、率先して公共施設等における新エネルギーの導入を促進していくものとしています。

■基本方針

- 有利な地域資源を生かす
- 地域の活性化に生かす
- エネルギーを上手に使っていく
- ライフスタイルを変える
- 災害時に強い自立分散型エネルギーシステムを積極的に導入する
- 主体となる市民・事業者・行政の三位一体で推進する

■公共施設における導入の推進の方向性

1) 新エネルギー導入の推進

市有施設の屋根や遊休地、水路の活用による歳入創設を図るとともに、市有施設への率先導入を図ります。

(1) 太陽光エネルギーの導入

- ・ 庁舎や出先機関等の公共施設の屋根や遊休市有地等を活用した太陽光発電の導入を推進します。
- ・ 避難所など防災拠点施設への導入促進を図ります。

(2) バイオマスエネルギーの導入

a) 廃棄物バイオマス発電の促進

- ・ 高知市清掃工場において発電効率向上を図るとともに、発生する熱の有効利用を推進します。

b) 木質バイオマス熱利用の促進

- ・ 木質バイオマスボイラーを導入した鏡文化ステーションR I Oでの成果分析をもとに、他の公共施設への導入を検討します。

2) スマート・エネルギー利用の推進

(1) スマート・エネルギー管理の推進

- ・ エネルギーの「見える化」等により、エネルギー利用の把握、管理を行うことで、エネルギーを上手に使いエネルギー利用効率を高めていきます。

(2) 安全なまちづくりでの新エネルギーの活用

- ・ 地域の防災拠点となる施設への太陽光発電・蓄電設備の整備を推進します。

2.4.4 行財政への対応

行政改革大綱では、次の5項目を行政改革の基軸としています。

1) 組織力の強化

喫緊の課題となっている南海地震対策や、地方分権の進展に伴う権限移譲への対応など、行政運営においては幅広い課題があります。市民の安全・安心を守り、時代の変化に的確に対応しながら迅速かつ柔軟に政策を展開するためには、組織としての総合的な能力が問われることから、組織力の強化を基軸とします。

2) 連携・協働の充実

今後さらなる地方分権の進展が予測される中、創意と工夫により、地域の個性や強みを生かした独自の自治を進めていくためには、まちづくりを担う多様な主体の相互の連携や協力関係の維持・拡充が非常に重要なことから、連携・協働の充実を基軸とします。

3) 簡素・効率化の追求

「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことは行政運営の基本です。限られた人員、予算などの行政資源を有効に活用し、政策の実効性をいかに高いものとしていくかを常に追求することが求められることから、簡素・効率化の追求を基軸とします。

4) 信頼性の確保

能力と意欲があり市民から信頼される職員の育成とともに、個人情報漏洩防止、行政活動の透明性と公平性、公正性の確保など、行政の信頼性を高めていくことは今後も不可欠であることから、信頼性の確保を基軸とします。

5) 財政基盤の強化

高知市の財政状況は、これまでの収支改善の取組により一定健全化への見通しが立つまでに改善したものの、決して油断できない状況にあります。さまざまな政策を着実に推進するためには、より安定的で健全な財政構造を構築し、さらに強化を目指す必要があることから、財政基盤の強化を基軸とします。

特に公有財産の有効活用について以下のように述べられています。

■公有財産の有効活用

- 適切な維持管理とともに、今後の人口減少や少子化、高齢化等による人口構造の変化によって中長期的に余剰施設と不足施設の発生が考えられることから、需要の予測を踏まえた利活用や処分が課題
- 公有財産の管理運営に係る財政負担の軽減と平準化を図るために、公有財産のデータベースを整備し、個々の財産についてライフサイクルコストを的確に把握するとともに、計画的な維持管理を進めることにより、長寿命化を図る
- 既存の公共施設について、その役割や機能を検証しながら、再編や機能改善に取り組み、効率的な運用に努める
- 未利用もしくは利用率の低いものについては公売を行うなど、積極的に処分することによって、維持管理費など経費負担の低減を図る

2.4.5 公共施設の整備・維持管理に関する方向性

1) 高知市公共施設マネジメント基本方針 平成 26 年3月

公共施設は市民生活や経済活動の基盤であり、行政サービスを提供するための基盤となるものです。

このため、今後もニーズに応じた真に必要な行政サービスを将来にわたり提供していくために、公共施設をコスト意識や経営的視点を持って総合的に管理していくことが必要であり、その基本となる考え方を整理し、公共施設のマネジメントに係る基本方針を定めています。

■基本方針

公共施設に係る課題に対応し、「安全安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供」という目的を実現するための方向性として【管理の最適化】，【機能の最適化】，【総量の最適化】の3項目をマネジメントの目標として掲げます。

■マネジメントの取組方針

目標の達成に向けて、総合的かつ体系的に取り組むため、次に掲げる7項目をマネジメントの取組方針とします。

- ① 市民ニーズや時代に適合するよう施設の質の向上を図ります。
- ② 市民や団体、民間企業等との協働や連携を推進します。
- ③ 災害に備える機能や配置を確保します。
- ④ 機能見直しや複合化、再編成、統廃合による配置や規模の適正化を図ります。
- ⑤ 施設情報の一元管理・共有化による施設管理の標準化を図ります。
- ⑥ 計画的な施設の保全や更新、長寿命化等により、財政負担の軽減と平準化を図ります。
- ⑦ 圏域の中核都市として、近隣自治体や県との広域連携を推進します。

2) 公共施設の建替え方針(高知市新庁舎建設基本構想)

新庁舎の建設に当たっては、現庁舎の抱える課題を解決し、各種計画の趣旨を踏まえ検討することが重要となります。

また、2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の教訓を生かし、近い将来発生すると予測される南海トラフの地震に対するさまざまな対策を踏まえ、今後の市民の視点に立った行政サービスの在り方について以下の項目を基本理念に定めます。

■基本理念

- 市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎
- 市民に分かりやすく、利用しやすい庁舎
- 市民に親しまれ、愛着を持てる庁舎
- 環境に配慮した自然にやさしい庁舎
- 効率性・機能性を重視した、経済的な庁舎

■新庁舎における基本的機能

基本理念の実現に向け、以下 6 つの基本的機能を確保します。

表 2.2 基本理念と基本的機能

基本理念	基本的機能
(1) 庁舎の安全性の確保	● 地震などの被害を最小限におさえ、迅速な災害対応が可能となる十分な耐震性や、災害復旧に対応した備蓄機能等の確保とともに、大規模な災害時に市民が緊急避難場所として一時的に避難できるスペースを確保 ● 津波による浸水対策は、2012（平成 24）年中に国・高知県が公表予定である、「南海トラフの巨大地震による津波浸水想定」を踏まえたうえで、災害対応拠点として機能するよう対策を講じる
(2) 窓口機能の向上、ユニバーサルデザインへの配慮	● ワンストップサービスの導入や、窓口となる部署を集約し、移動距離を短くすることなどにより市民の利便性を向上 ● 窓口部門の配置についても検討 ● 高齢者・障がい者・子ども連れの方を含め、全ての方が利用しやすい庁舎として、ユニバーサルデザインに配慮
(3) 市民活動の場の提供、行政・議会情報の発信	● 市民に親しまれ愛着を持てる庁舎となるよう、市民が気軽に集い、交流できる場を設置 ● 行政情報や議会に関する情報を発信するコーナーを充実し、市民と協働するまちづくりを促進 ● 庁舎の空きスペースは、市民協働の場として活用するなど、施設の有効利用を図る
(4) 高知城周辺の景観との調和に配慮したデザイン	● 歴史的建造物である高知城からの眺望及び高知城への眺望に十分配慮し、城下町の景観を保全するとともに、周辺景観と調和したデザインとする
(5) 再生可能エネルギーの有効活用、省エネルギー技術の導入	● 雨水の利用や太陽光発電など、積極的に資源の有効活用や再生可能エネルギーの活用を図る ● 省エネルギー技術を採用することで、環境に配慮するとともに、庁舎の維持管理に要するランニングコストを縮減する
(6) 執務環境の柔軟性・効率化	● 職員が効率的に執務を行うことができるよう、適度な執務スペースや会議室等を確保する ● 庁舎建設後の行政需要や組織の変化に対して柔軟に、幅広く対応できる空間を構成

2.5 まとめ

1 市の概況
● 高知市は、四国南部のほぼ中央に位置し、市域面積は 308.99 k m²、県民人口の 4 割以上の人々が暮らす地方中核都市となっています。 ● 幕末には明治維新の礎を築き、維新後においても自由民権運動発祥の地として、多くの人材が活躍し、自由と平等の精神に培われた政治的伝統が育まれてきました。 ● みどり豊かな森林を持つ鏡村・土佐山村、県内有数の農業生産高を誇る春野町との合併により、中山間地域、田園地域、都市部がバランスよく調和しています。 ● 平均気温が高く、年間 2,000 時間を超える全国有数の日照時間、年によっては 3,000 mm を超す世界的にも有数の降水量がある温暖多湿な気候となっています。
2 人口動向
● 高知市の総人口は、2008（平成 20）年を境に緩やかな減少傾向にありますが、世帯数は、横ばいの傾向にあり、2013（平成 25）年 10 月現在では、総人口 340,746 人、世帯数 152,703 世帯で、1 世帯当たり約 2.2 人となっています。 ● 将来推計人口を見ると、2010（平成 22）年から 2040（平成 52）年までの 30 年間で総人口は約 78% まで減少すると見込まれており、年齢階層別に見ると、老年人口（65 歳以上の人口）の占める割合が約 38% まで増加するとともに、年少人口（0～14 歳の人口）は約 10% まで減少し、少子高齢化が進行する見通しです。
3 財政状況
● 高知市の財政規模は、2013（平成 25）年度では歳入額が約 1,425 億円、歳出額が約 1,396 億円となっています。 ● 歳入の根幹となる地方税（市税）については、2011（平成 23）年度をピークに減少しています。一方、地方交付税と国庫支出金については、2009（平成 21）年度に比べて増加しています。 ● 歳出では、高齢者福祉や障がい者福祉など、社会保障制度の一環として支払われる扶助費が年々増加しています。 ● 将来にわたり負担すべき借入金である地方債現在高の推移を見ると、年々減少傾向となっている一方、地方債の発行額については 2012（平成 24）年度より再び増加し、2013（平成 25）年度では約 121 億円となっています。 ● 市の貯金である基金は年々増加傾向となっており、2013（平成 25）年度は、約 148 億円となっています。内訳については、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金ともに、年々増加しています。 ● 財政力指標は、景気の低迷に伴う市税収入の伸び悩みなどから、2008（平成 20）年度から減少し続け、2012（平成 24）年度では 0.56 まで下落しています。 ● 財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、市税の大幅減や生活保護費を中心とする扶助費が高い水準で推移していること、後期高齢者医療事業特別会計や介護保険事業特別会計への繰出増などにより、硬直化が進行しています。

- 新清掃工場建設，国民体育大会のための体育施設整備，市民要望の高かった文化施設の建設等の事業実施による起債発行が進み，市民一人当たりの地方債残高は極めて高い状態で横ばい傾向が続いており，実質公債費比率は類似団体，全国平均，高知県平均と比較して高い値となっています。
- 将来負担比率は，都市基盤整備事業実施による起債発行が進み，市民一人当たりの地方債残高は極めて高い状態で推移しており，類似団体，全国平均と比較しても非常に将来負担の高い団体となっています。

4 防災

- 高知市では南海トラフ地震の発生が予想されており，地震が発生した際には，大きな揺れと海岸域への津波の襲来が想定されています。これら災害などにおける都市の安全を確保し，市民が安心して暮らせることが求められています。
- 南海トラフにおける巨大地震の発生が想定されるなか，防災拠点や避難所など，重要な役割を担うこととなる公共施設について，倒壊防止や被害軽減などの対策が求められており，古い耐震基準により建設された施設の耐震化や津波による浸水への対応が，緊急の課題となっています。
- 想定される南海地震等の大規模地震時の拠点及び避難施設の安全性を確保するとともに，倒壊により大きな被害が想定される多数の者が利用する建築物について，「高知市耐震改修促進計画（平成 24 年 7 月一部改正）」では 2015（平成 27）年度末の耐震化率を 90%以上とすることを目標として定めています。

5 環境

- 市域における温室効果ガスの削減に向けて「高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）」を策定し，家庭や事業所における省エネルギーの推進や低炭素な交通の推進等の施策に取り組んでいます。
- 市が自らの事務・事業に関し，率先して環境に配慮した取組を実行するため，「高知市環境保全率先実行計画」を策定し，職員一人ひとりが日常業務を通じてグリーン購入や省エネルギー，省資源等に取り組むこととしています。
- 新エネルギー導入の必要性が高まる中，「高知市新エネルギービジョン（平成 25 年 3 月）」では，公共施設における導入の方向性として，太陽光エネルギーやバイオマスエネルギーの利用促進とともに，地域の防災拠点となる施設への災害時に備えた太陽光発電・蓄電設備の整備の推進等を方針として掲げています。

6 公共施設

- 公共施設をコスト意識や経営的視点を持って総合的に管理していくことが必要です。
- 「高知市公共施設マネジメント基本方針（平成 26 年 3 月）」では，公共施設に係る課題に対応し「安全安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供」という目的を実現するための方向性として「管理の最適化」「機能の最適化」「総量の最適化」の 3 項目をマネジメントの目標として掲げています。

3 高知市の公共施設

3.1 公共施設の定義

この白書においては、市が保有する建物（民間等から借用している建物を含む。）を有する施設を公共施設として定義します。

3.2 公共施設整備の水準

3.2.1 公共施設の保有数量

本書で対象とする公共施設の数、884 施設、3,307 棟、延床面積の合計は 125 万 3,155 ㎡（平成 26 年 4 月 1 日現在）となっています。

表 3.1 公共施設の保有数量

大分類	中分類	施設数			棟数			延床面積(㎡)			代表的な施設
行政系施設	庁舎等	9	170	19.2%	41	243	7.3%	57,430.96	85,025.08	6.8%	市庁舎
	消防施設	54			76			18,950.46			消防署、分署・出張所
	その他行政系施設	107			126			8,643.66			事務所、倉庫・資材置場、防災倉庫
学校教育系施設	学校	60	65	7.4%	867	928	28.1%	383,725.42	411,726.33	32.9%	小学校、中学校、高等学校
	その他学校教育系施設	5			61			28,000.91			特別支援学校、給食センター
子育て支援施設	幼保・こども園	29	75	8.5%	88	127	3.8%	21,788.07	27,953.03	2.2%	保育園、幼稚園
	幼児・児童施設	9			12		0.0%	2,659.04			児童館
	児童福祉施設	37			27			3,505.92			児童クラブ
市民文化系施設	集会施設	107	127	14.4%	169	199	6.0%	37,716.82	86,582.23	6.9%	ふれあいセンター、公民館、集会所
	文化施設	20			30		0.0%	48,865.41			文化ホール・プラザ、市民会館
社会教育系施設	図書館	24	41	4.6%	4	43	1.3%	5,682.58	19,997.14	1.6%	図書館
	博物館等	14			32			7,311.87			博物館
	その他社会教育系施設	3			7			7,002.69			青年センター、自治会館
保健・福祉施設	保健・福祉施設	10	37	4.2%	37	69	2.1%	29,157.98	40,153.72	3.2%	健康福祉センター、入所施設
	高齢者福祉施設	20			21			5,201.72			老人福祉センター
	障害者福祉施設	5			9			4,219.09			障害者福祉センター
	その他保健・福祉施設	2			2			1,574.93			健康交流センター等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	13	18	2.0%	61	102	3.1%	113,190.93	122,131.48	9.7%	競技場、総合スポーツ施設、運動場
	レクリエーション・観光施設	3			27			2,822.09			動物園、キャンプ場
	保養施設	2			14			6,118.46			宿泊施設、温泉
公営住宅	公営住宅	139	139	15.7%	1179	1179	35.7%	332,867.19	332,867.19	26.6%	改良住宅、市営住宅、コミュニティ住宅
医療施設	医療施設	1	1	0.1%	1	1	0.0%	309.60	309.60	0.0%	医療施設
公園	公園	125	125	14.1%	234	234	7.1%	5,749.99	5,749.99	0.5%	公園
その他	その他	86	86	9.7%	182	182	5.5%	120,659.08	120,659.08	9.6%	卸売市場、競馬場、駐車場
総計		884		100.0%	3,307		100.0%	1,253,155		100.0%	

公共施設の整備状況について、高知市と人口規模が同等（30～40 万人）の自治体 25 市と「市民一人当たりの延床面積」を比較すると、25 市の平均 2.99m²/人に対して高知市は 3.68m²/人と高い水準にあります。概して、市町村合併を行った市が「一人当たりの延床面積」、「公共施設延床面積」とともに大きくなる傾向にあり、市町村合併を行った市町村の平均 3.22m²/人と比較しても、高知市は高い水準にあります。

一方、人口規模に対する公共施設の整備量が、他都市と比べて多いことから、今後、公共施設の管理・運営・老朽化への対応等が、重い負担となる可能性が高いことを示しています。



3.3 サービス提供の状況

3.3.1 施設分類別数量

(1) 大分類別に見た施設数量

大分類別に見ると、施設数では行政系施設と市民文化系施設、公営住宅、公園の4分類が多くなっています。延床面積では学校教育系施設と公営住宅が大きく、学校教育系施設と公営住宅を合わせると、総延床面積の約59.5%を占めています。

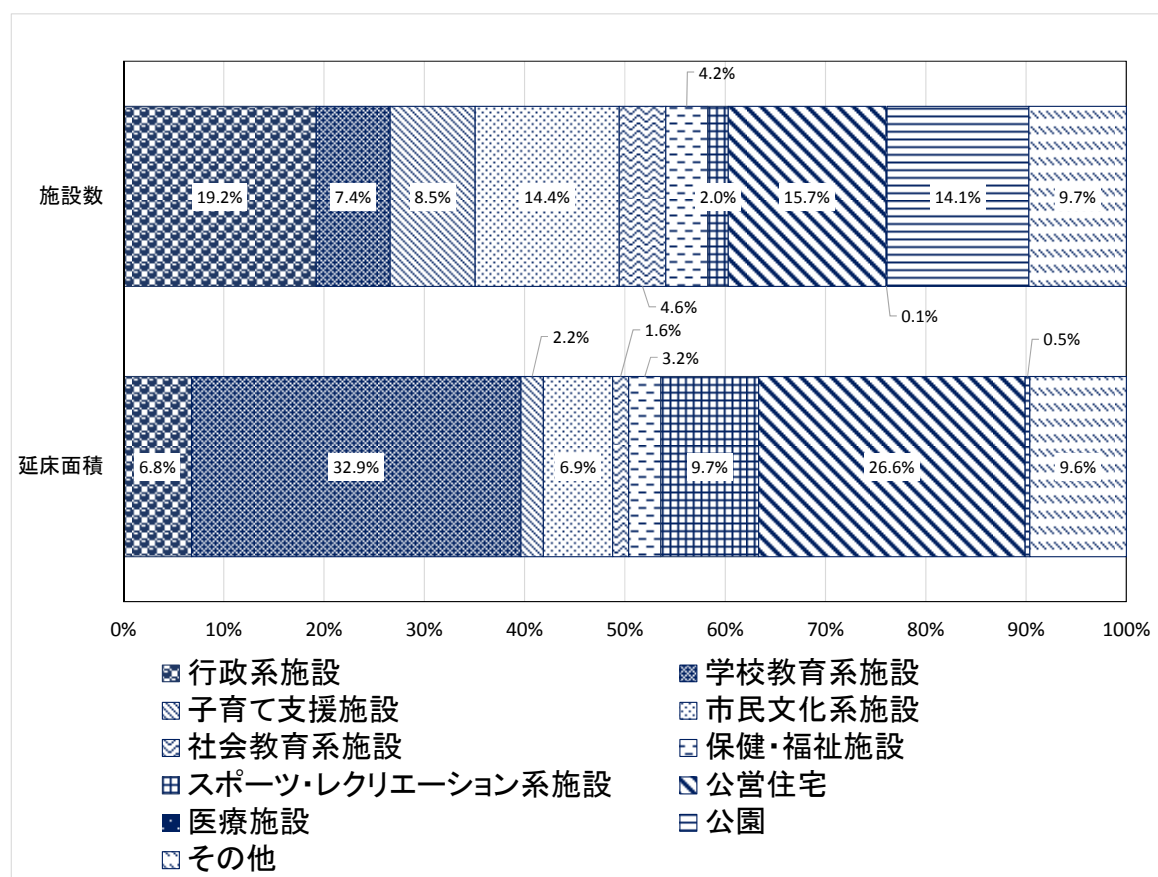


図 3.2 施設分類別の施設数・延床面積の割合 (大分類)

※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合がある。

(2) 中分類別に見た施設数量

施設数では公営住宅、公園、その他行政系施設、集会施設の数が大きくなっています。
延床面積では、学校、公営住宅が特に大きく、次いでその他、スポーツ施設が大きくなっています。

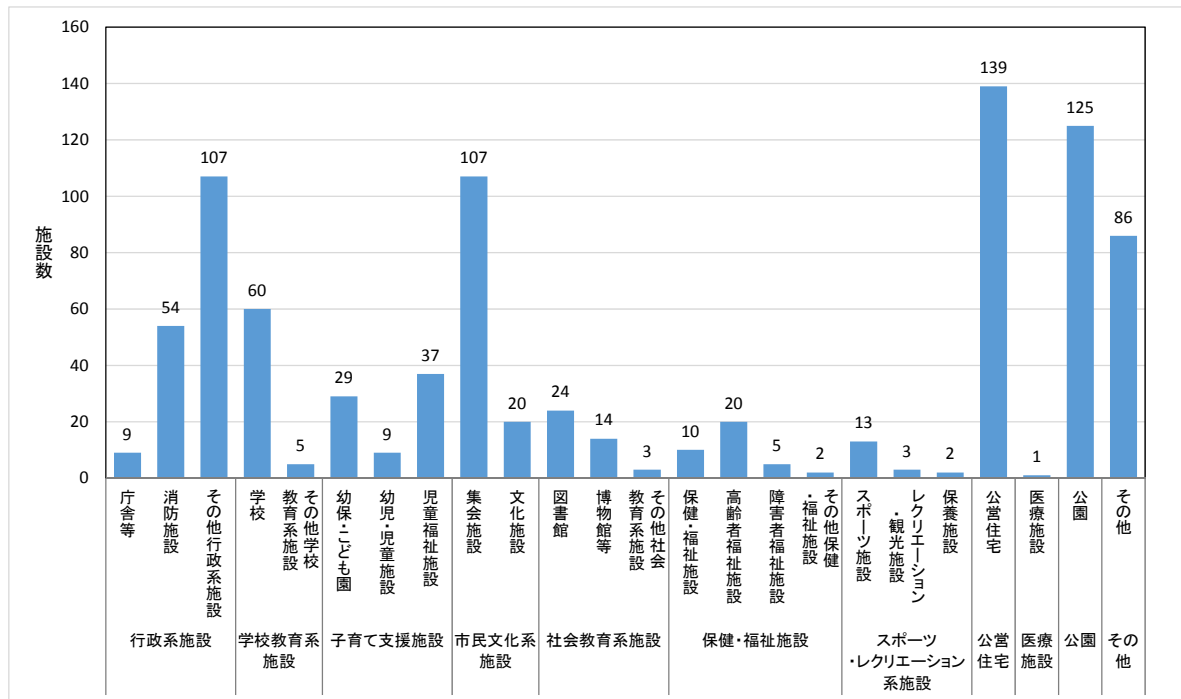


図 3.3 施設分類別の施設数(中分類)

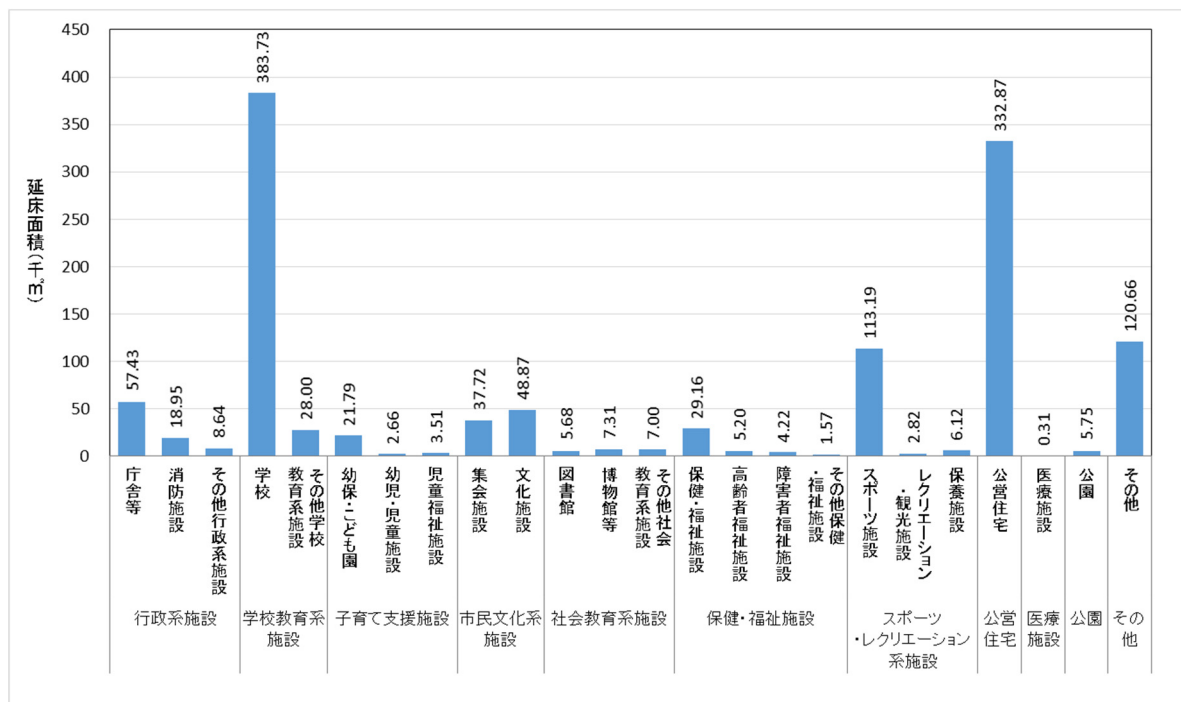


図 3.4 施設分類別の延床面積(中分類)

3.3.2 貸室・貸しスペースの状況

1) 貸室・貸しスペースの整備状況

公共施設の貸室・貸しスペースは423室あり、そのうち会議室（汎用・洋室）が132室と全体の約31.2%を占めています。次に和室（93室）が多く全体の約22.0%を占めています。

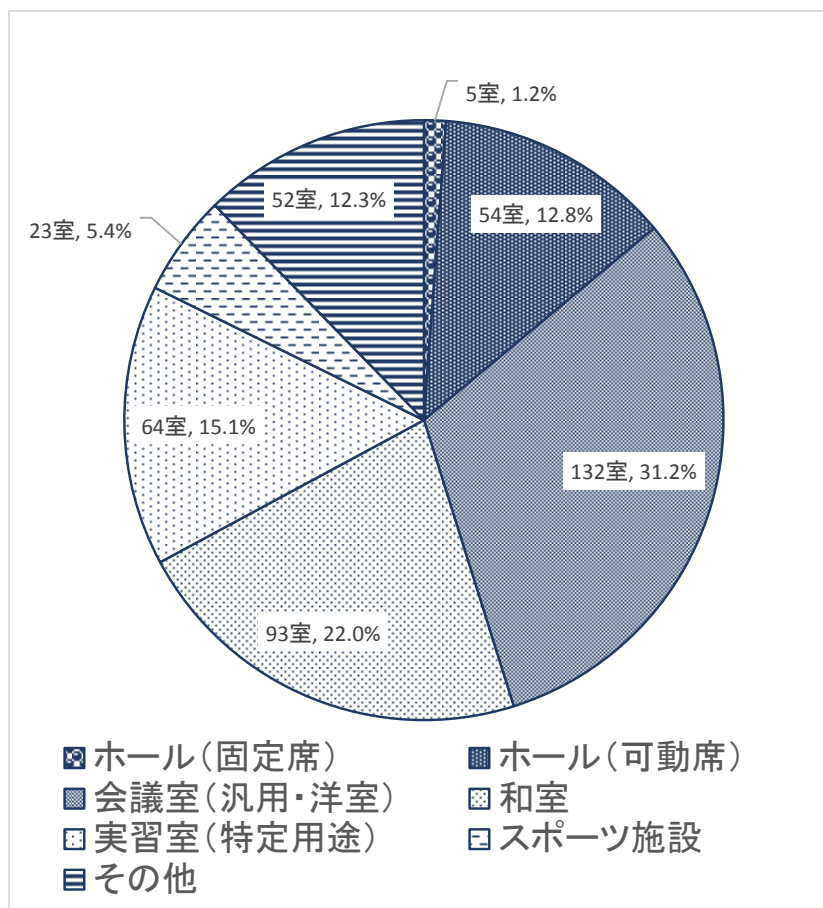


図 3.5 貸室・貸しスペースの分類別割合

※ホール(固定席): 舞台や観客席が固定されているホール

※ホール(可動席): 舞台や観客席が固定されておらず、多目的室としても利用可能なホール

※会議室(汎用・洋室): 会議室、集会室、研修室など、様々な用途に利用できる部屋

※和室: 畳敷きの和室で、会議室、集会室、研修室などで利用できる部屋

※実習室(特定用途): 調理実習室、音楽室、工作室など、会議室では実施しにくい特定の活動を行うための部屋

※スポーツ施設: アリーナや野球場など、運動や競技を行うためのスペース

※その他: 上記に該当しない室(図書館の対面朗読室、公民館の展示室等)

※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合がある。

2) 貸室・貸しスペースの稼働状況

(1) ホール(固定席)

春野あじさい会館の多目的ホール、高知市文化プラザの大ホールの稼働率が 50%以上と高くなっています。

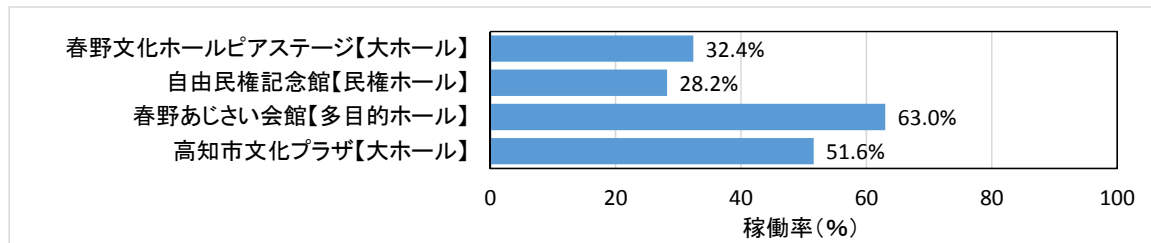


図 3.6 貸室・貸しスペース(ホール(固定席))の稼働率

※稼働率を把握している貸室・貸しスペースのみ

(2) ホール(可動席)

高知市工石山青少年の家, 高知市立春野公民館南ヶ丘分館, 高知市立春野公民館平和分館, 福寿園, 南部健康福祉センター, 高知市文化プラザにおける稼働率が 50%以上と高くなっています。

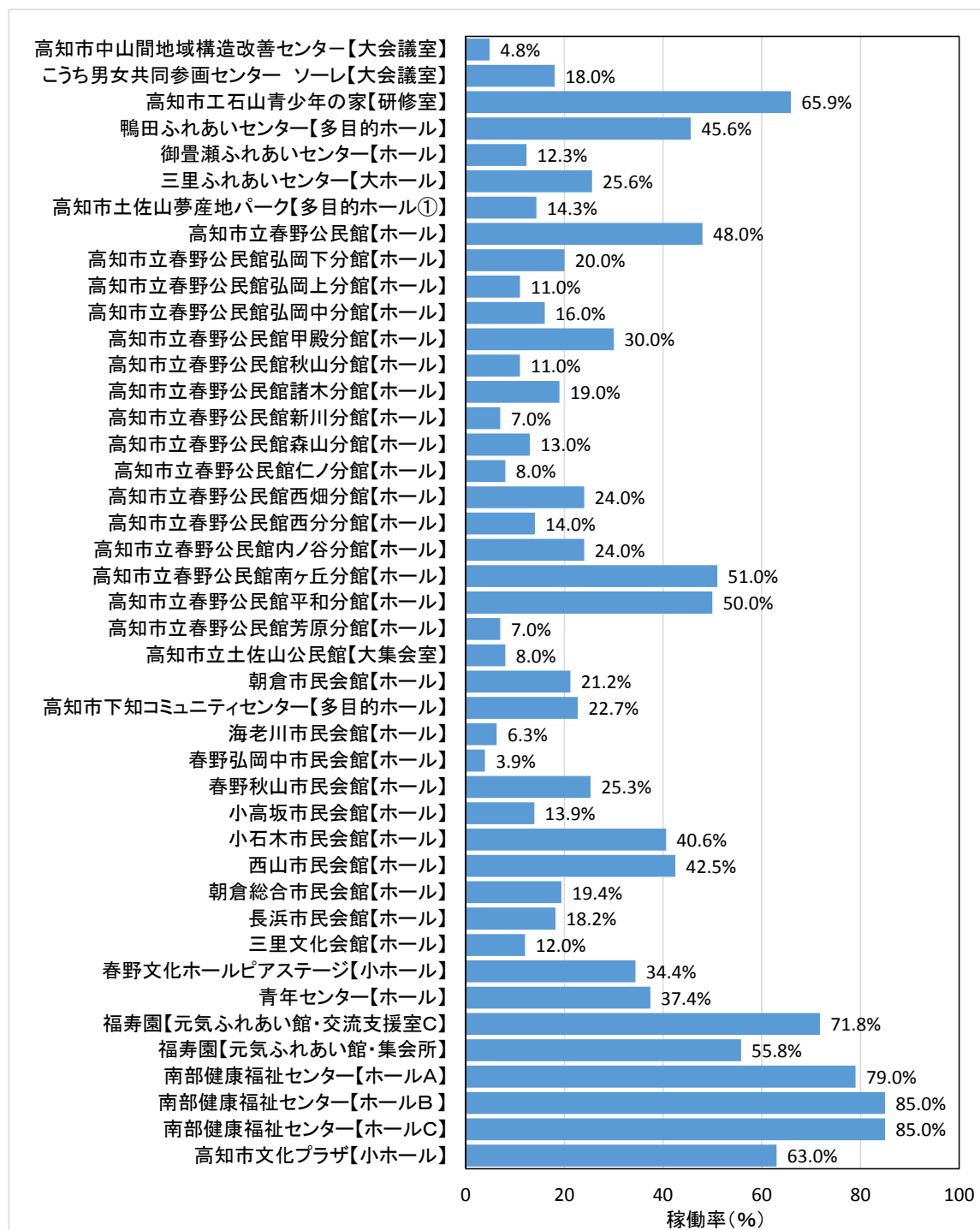


図 3.7 貸室・貸しスペース(ホール(可動席))の稼働率

※稼働率を把握している貸室・貸しスペースのみ

(3) 会議室(汎用・洋室)

こうち男女共同参画センター ソーレ、豊田集会所、筆山文化会館、青年センター、高知市立龍馬の生まれたまち記念館、福寿園、春野あじさい会館、東部健康福祉センター、南部健康福祉センター、保健福祉センター、高知市文化プラザにおける稼働率が50%以上と高くなっています。

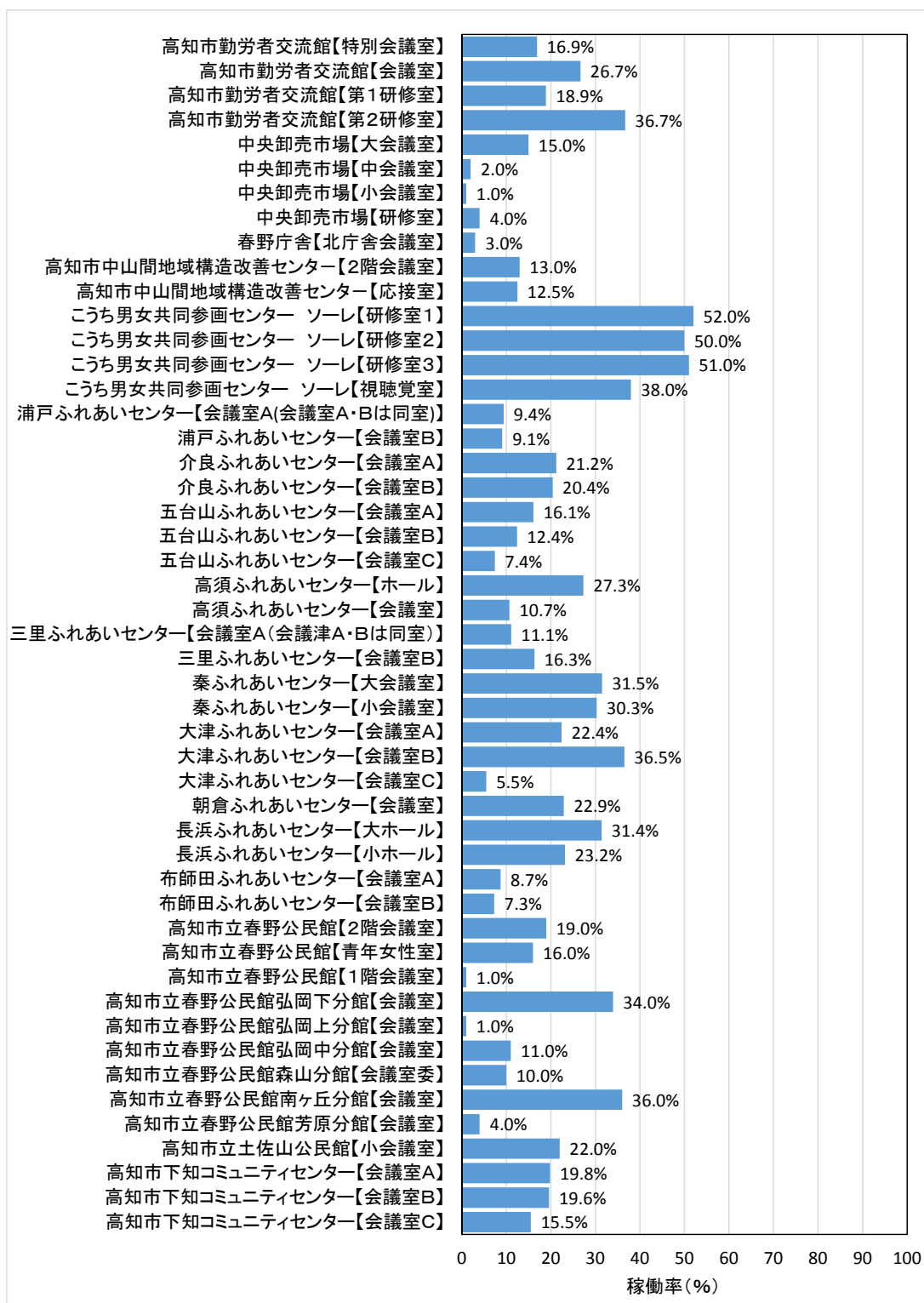


図 3.8 貸室・貸しスペース(会議室(汎用・洋室))の稼働率(1/2)

※稼働率を把握している貸室・貸しスペースのみ

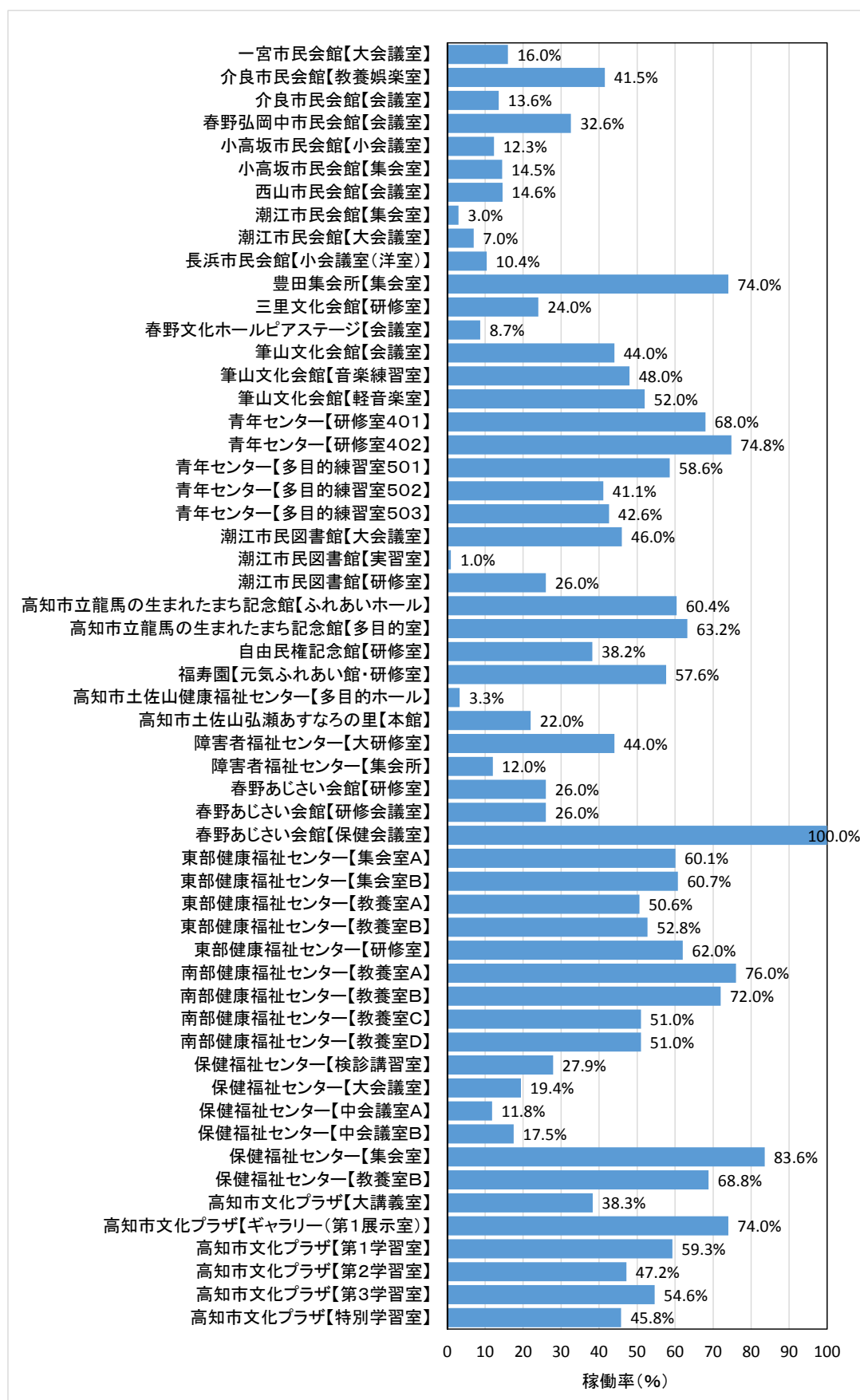


図 3.9 貸室・貸しスペース(会議室(汎用・洋室))の稼働率(2/2)

※稼働率を把握している貸室・貸しスペースのみ

(4) 和室

斎場，高知市工石山青少年の家，高知市立龍馬の生まれたまち記念館，南部健康福祉センター，高知市文化プラザの稼働率が50%以上と高くなっています。

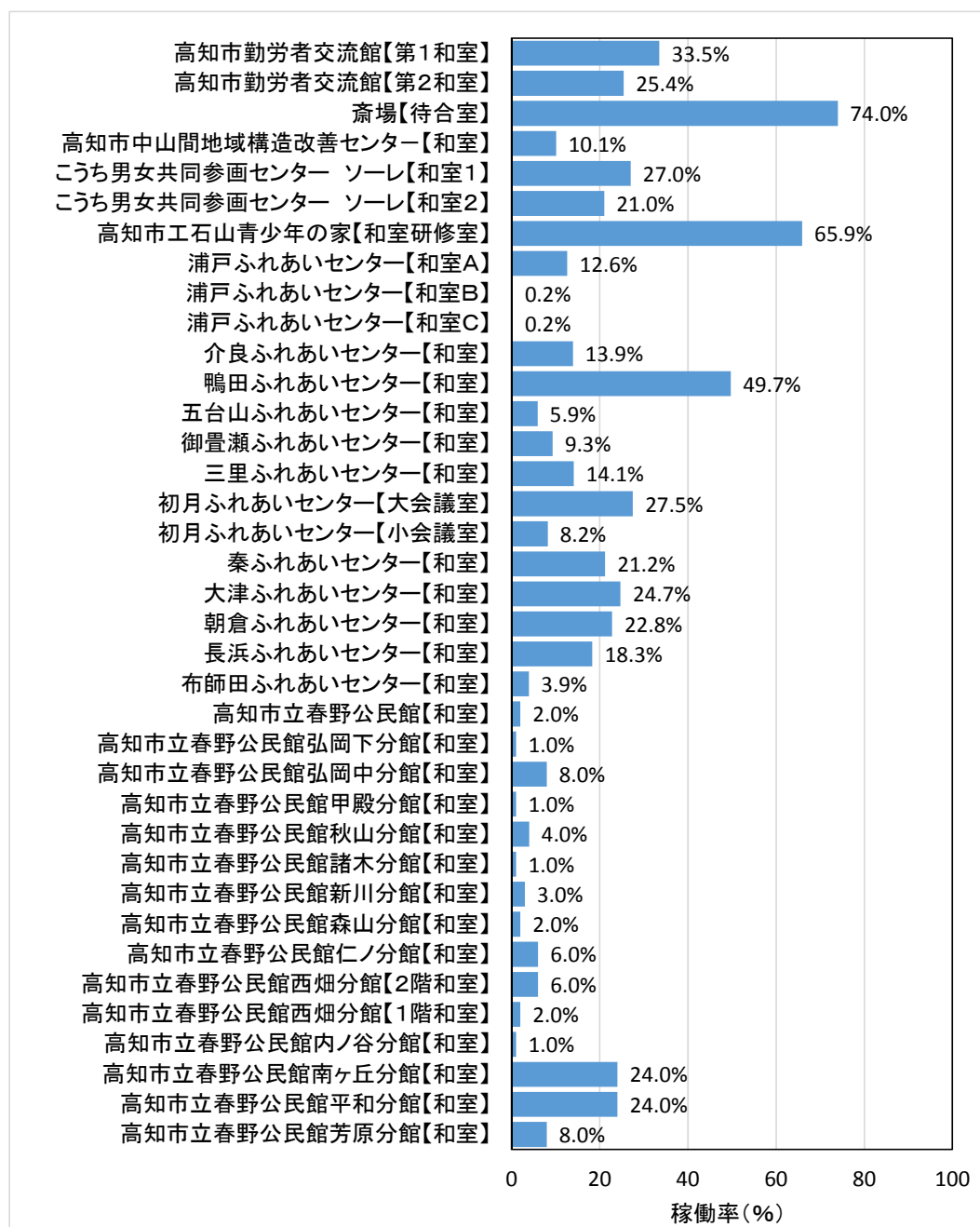


図 3.10 貸室・貸しスペース(和室)の稼働率(1/2)

※稼働率を把握している貸室・貸しスペースのみ

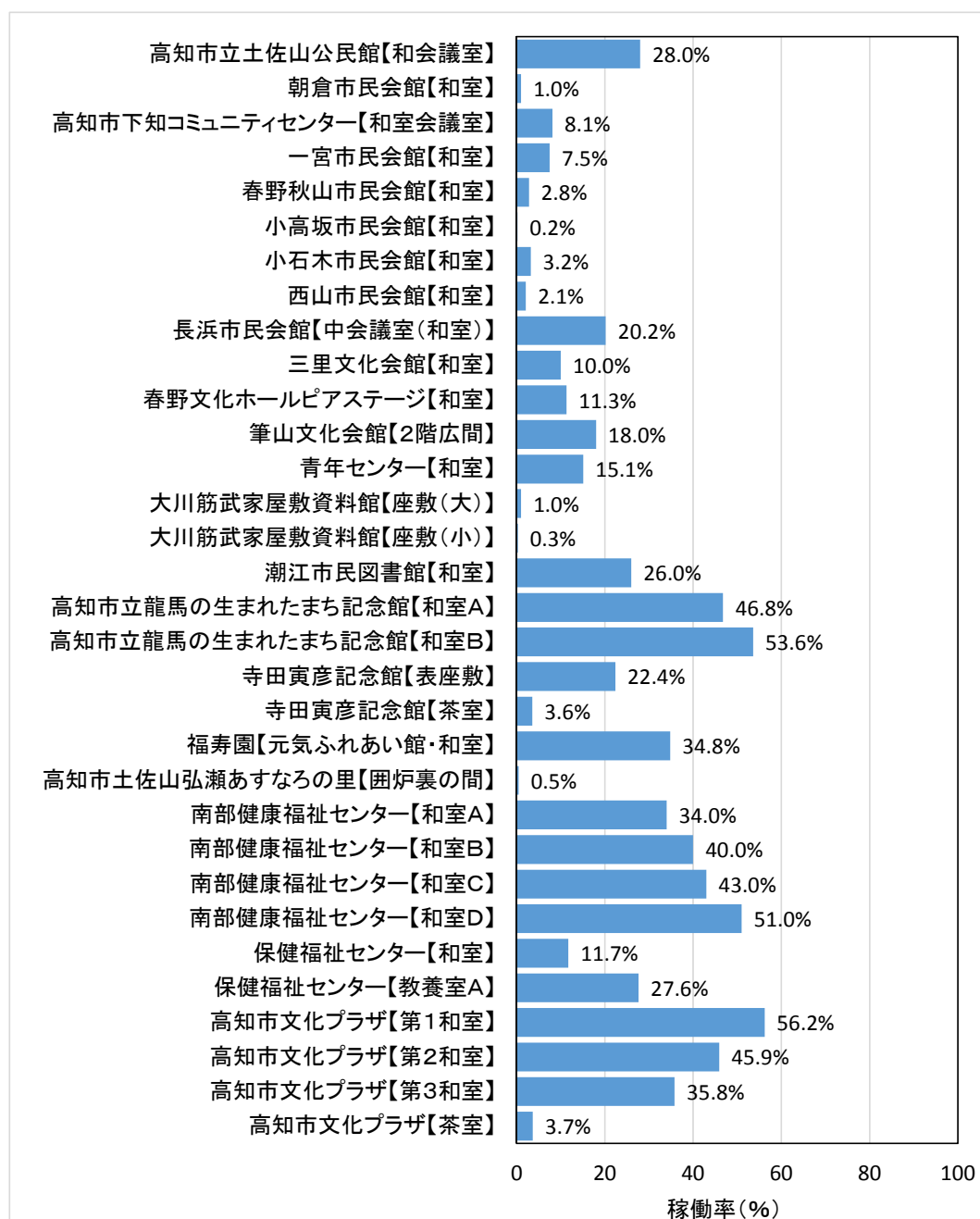


図 3.11 貸室・貸しスペース(和室)の稼働率(2/2)

※稼働率を把握している貸室・貸しスペースのみ

(5) 実習室(特定用途)

高知市鏡吉原ふれあいの里，筆山文化会館，春野あじさい会館，東部健康福祉センター，南部健康福祉センターの稼働率が50%以上と高くなっています。

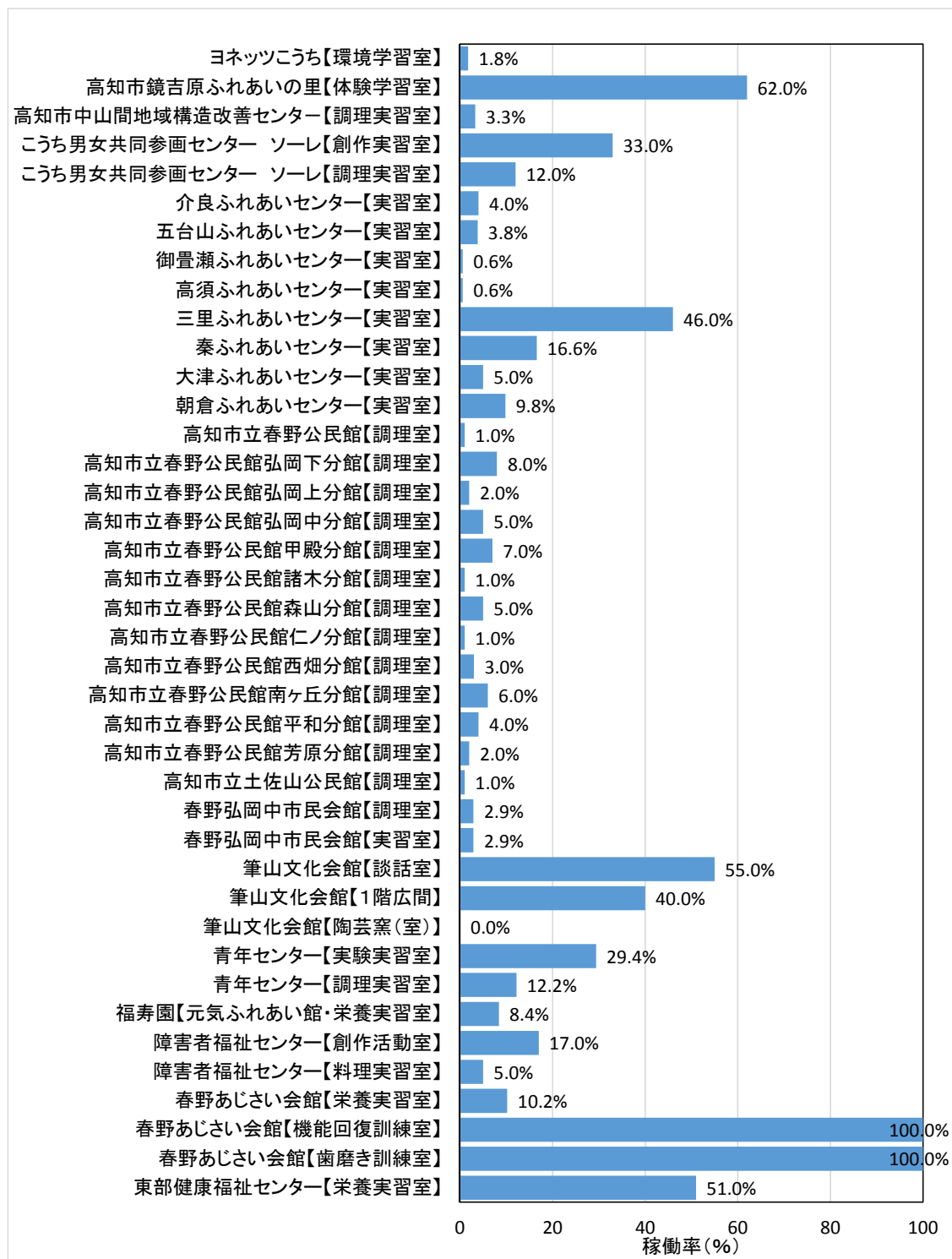


図 3.12 貸室・貸しスペース(実習室(特定用途))の稼働率(1/2)

※稼働率を把握している貸室・貸しスペースのみ

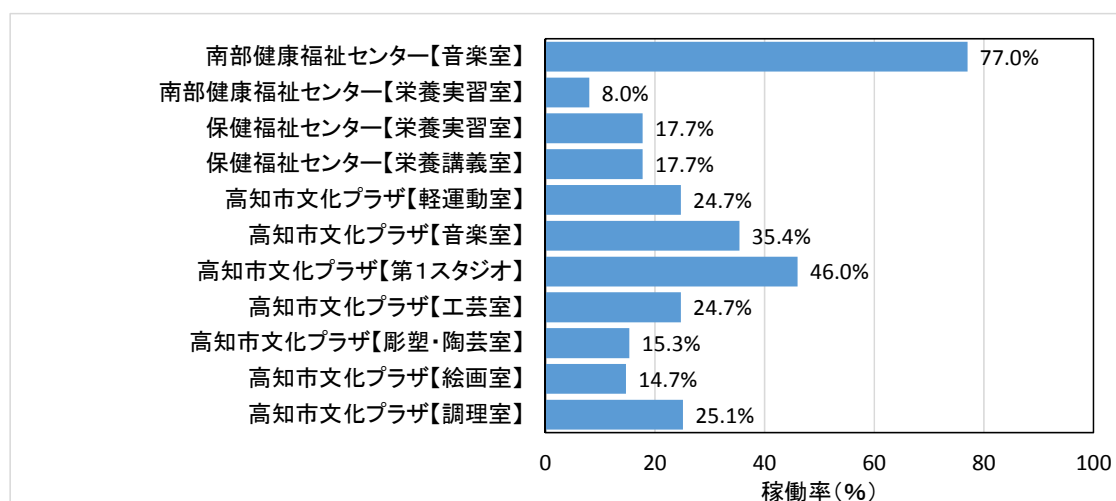


図 3.13 貸室・貸しスペース(実習室(特定用途))の稼働率(2/2)

※稼働率を把握している貸室・貸しスペースのみ

(6) スポーツ施設

高知市総合運動場、東部総合運動場、高知市立勤労者交流館、高知市工石山青少年の家、青年センターの稼働率が50%以上と高くなっているものがあります。

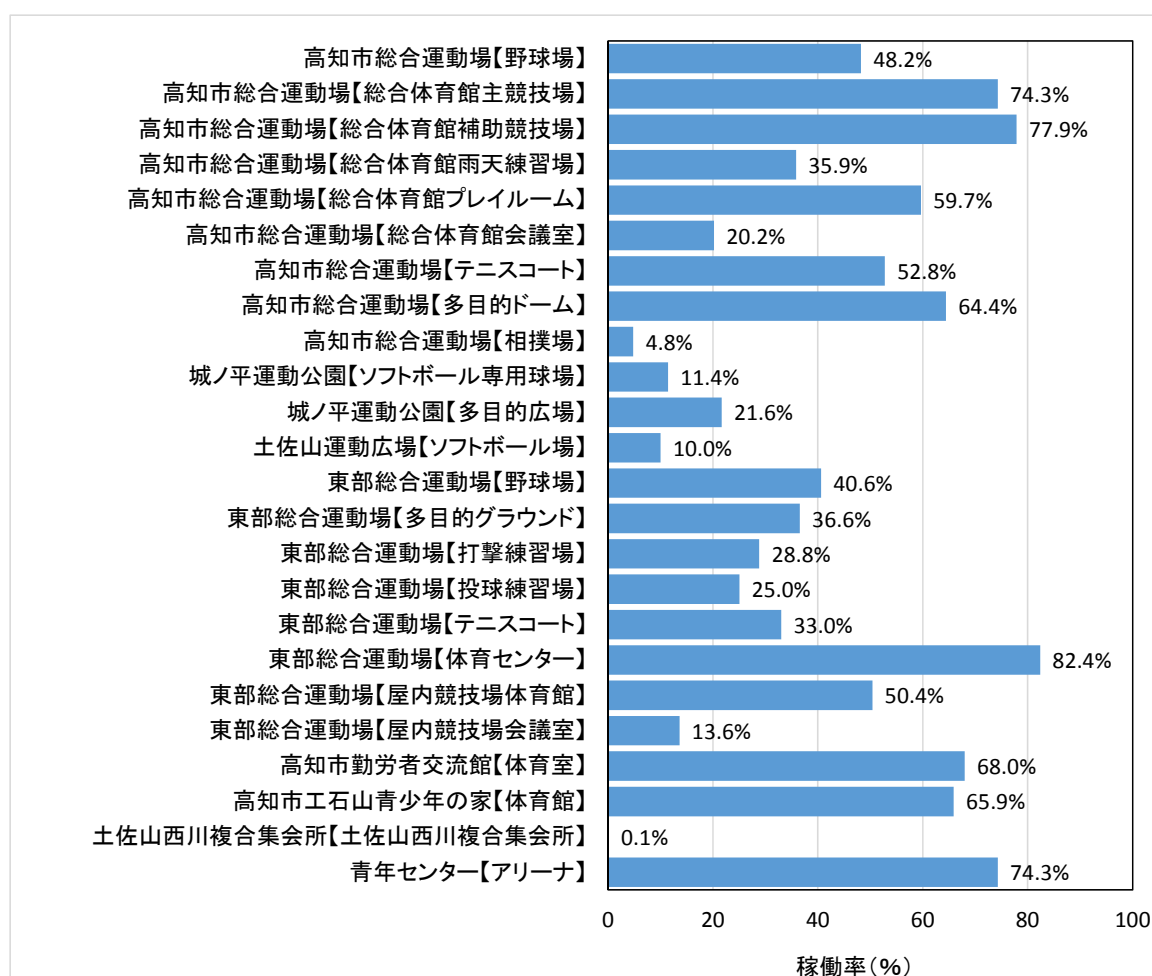


図 3.14 貸室・貸しスペース(スポーツ施設)の稼働率

※稼働率を把握している貸室・貸しスペースのみ

(7) その他

斎場，青年センター，春野あじさい会館の稼働率が50%以上と高くなっています。

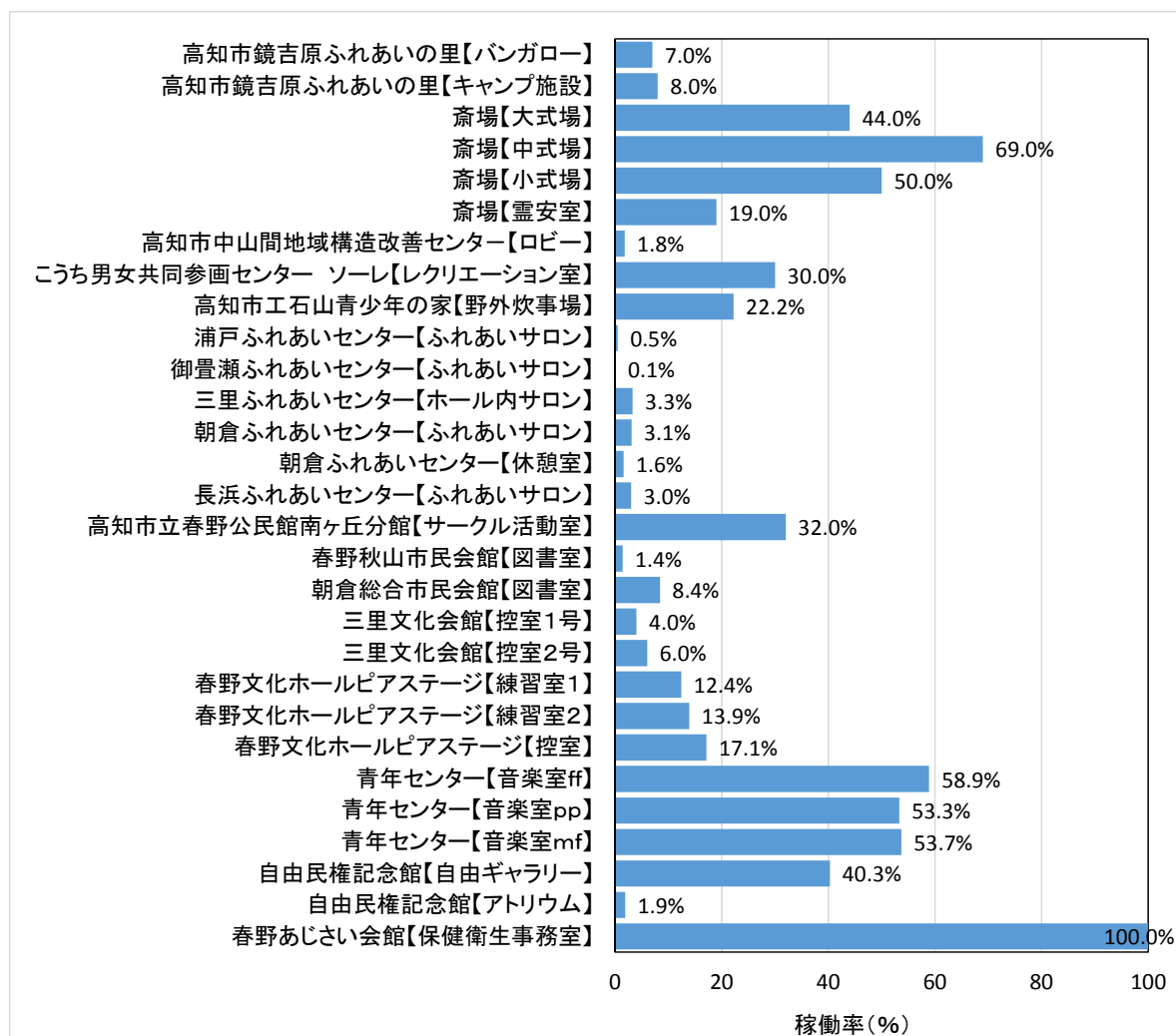


図 3.15 貸室・貸しスペース(その他)の稼働率

※稼働率を把握している貸室・貸しスペースのみ

3.3.3 避難所の状況

高知市では、災害発生時の避難所として、緊急避難所と指定避難所を指定しています。

1) 緊急避難所

津波や火事などから一時的に避難するための施設や公園、高台等をいいます。このうち市があらかじめ指定した施設や場所を「指定緊急避難所」といいます。「津波避難ビル」もこの緊急避難所に該当します。

表 3.2 緊急避難所一覧(平成 27 年2月1日現在) (1/4)

No.	大街区分	施設名称	所在地	火災	洪水	備考 ()内は河川氾濫時の想定浸水深	地震	津波	備考 ()内は想定される津波の最大浸水深
市立小学校									
1	上街	第四小学校	上町2丁目1-11		○		△	—	(津波浸水想定区域外)
2	高知街	第六小学校	升形9-4		○	(0.5m未満) 避難場所:校舎2階以上	△	×	(0.3 - 1.0m)
3	北街	はりまや橋小学校	はりまや町2丁目14-8		○		○	○	(1.0 - 2.0m) 津波避難場所:校舎4階及び屋上(放送室を除く)
4	下知	昭和小学校	日の出町7-61		○		○	○	(3.0 - 5.0m) 津波避難場所:校舎4階及び屋上(コンピュータ室を除く)
5	江ノ口	一ツ橋小学校	吉田町4-10		○		○	○	(1.0 - 2.0m) 津波避難場所:北舎4階及び屋上
6	江ノ口	江陽小学校	江陽町1-30		○	(0.5m未満) 避難場所:校舎2階以上	△	×	(2.0 - 3.0m)
7	江ノ口	江ノ口小学校	新本町1丁目8-12		○	(0.5m未満) 避難場所:校舎2階以上	○	○	(2.0 - 3.0m) 津波避難場所:南舎屋上
8	小高坂	小高坂小学校	新屋敷1丁目11-5		○		△	○	(0.3 - 1.0m) 津波避難場所:南舎4階廊下、教室及び屋上
9	旭街	旭小学校	本宮町15		○		△	—	(津波浸水想定区域外)
10	旭街	旭東小学校	北端町50		○	【注】土砂災害警戒区域内	△	—	(津波浸水想定区域外)
11	旭街	横内小学校	横内242-12		○		○	—	(津波浸水想定区域外)
12	潮江	潮江東小学校	潮新町2丁目1-54		○		○	○	(3.0 - 5.0m) 津波避難場所:北舎屋上、南舎屋上
13	潮江	潮江小学校	百石町2丁目4-40		○		△	○	(3.0 - 5.0m) 津波避難場所:中舎屋上
14	潮江	潮江南小学校	高見町248-1		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	○	(3.0 - 5.0m) 津波避難場所:北舎4階及び屋上(コンピュータ室を除く)
15	三里	三里小学校	仁井田1356		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	○	(2.0 - 3.0m) 津波避難場所:北西舎4階及び屋上(音楽室を除く)
16	三里	十津小学校	十津4丁目27-1		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	—	(津波浸水想定区域外)
17	五台山	五台山小学校	五台山3371		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	○	(2.0 - 3.0m) 津波避難場所:東舎4階及び屋上(音楽室を除く)
18	高須	高須小学校	高須1丁目1-55		○		○	○	(3.0 - 5.0m) 津波避難場所:北舎4階及び屋上、南舎4階廊下(第二音楽室を除く)
19	布師田	布師田小学校	布師田1781-1		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	○	(0.3 - 1.0m) 津波避難場所:校舎屋上
20	一宮	久重小学校	久礼野2340-2		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	—	(津波浸水想定区域外)
21	一宮	一宮小学校	一宮西町1丁目9-1		○		△	×	(1.0 - 2.0m)
22	一宮	一宮東小学校	一宮東町1丁目20-1		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	○	(2.0 - 3.0m) 津波避難場所:校舎4階
23	秦	秦小学校	愛宕山18		○		△	—	(津波浸水想定区域外)
24	秦	泉野小学校	東秦泉寺788		○	【注】土砂災害警戒区域内	△	—	(津波浸水想定区域外)
25	初月	初月小学校	南久万128		○		○	○	(津波浸水想定区域外) 津波避難場所:北西舎4階廊下及び教室(理科室、理科準備室を除く)、屋上広場、北東舎4階以上廊下及び教室(防災ルームを除く)
26	朝倉	行川小・中学校	行川472		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	—	(津波浸水想定区域外)
27	朝倉	朝倉小学校	朝倉本町2丁目11-20		○		△	—	(津波浸水想定区域外)
28	朝倉	朝倉第二小学校	若草南町23-56		○		△	—	(津波浸水想定区域外)
29	鴨田	鴨田小学校	鴨部1155		○	(0.5 - 1.0m)	△	—	(津波浸水想定区域外)
30	鴨田	神田小学校	神田1174-1		○	(0.5m未満) 避難場所:校舎2階以上	△	—	(津波浸水想定区域外)
31	長浜	長浜小学校	長浜4811		○		○	○	(1.0 - 2.0m) 津波避難場所:校舎4階及び屋上
32	長浜	横浜小学校	瀬戸東町1丁目26		○	【注】土砂災害警戒区域内	△	—	(津波浸水想定区域外)
33	長浜	横浜新町小学校	横浜新町5丁目2201		○		○	—	(津波浸水想定区域外)
34	浦戸	浦戸小学校	浦戸410-1		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	×	(5.0 - 10.0m)
35	大津	大津小学校	大津乙972		○	(0.5m未満) 避難場所:校舎2階以上	○	○	(1.0 - 2.0m) 津波避難場所:北東舎及び南東舎屋上
36	介良	介良小学校	介良乙2735-1		○		△	○	(2.0 - 3.0m) 津波避難場所:南舎3階屋上
37	介良	介良潮見台小学校	潮見台1丁目2602-1		○		○	—	(津波浸水想定区域外)
38	鏡	鏡小学校	鏡今井7		○	【注】土砂災害危険箇所内	○	—	(津波浸水想定区域外)
39	土佐山	土佐山小学校	土佐山桑尾27		○	【注】土砂災害危険箇所内	○	—	(津波浸水想定区域外)
40	春野	春野東小学校	春野町東諸木3978		×	(2.0 - 5.0m)	○	○	(1.0 - 2.0m) 津波避難場所:北舎3階屋上

○：避難可 ×：避難不可 △：耐震性のある一部の校舎・体育館のみ避難可

出典：高知市資料

表 3.3 緊急避難所一覧(平成 27 年 2 月 1 日現在) (2/4)

No.	大区区分	施設名称	所在地	火災	洪水	備考 ()内は河川氾濫時の想定浸水深	地震	津波	備考 ()内は想定される津波の最大浸水深
41	春野	春野西小学校	春野町弘岡中2501		×	(2.0 - 5.0m)	○	—	(津波浸水想定区域外)
市立中学校									
1	江ノ口	愛宕中学校	相模町1-54		○		△	○	(1.0 - 2.0m) 津波避難場所: 北倉屋上
2	江ノ口	城東中学校	江陽町1-20		○	(0.5m未満) 避難場所: 校舎2階以上	△	○	(2.0 - 3.0m) 津波避難場所: 東倉4階(理科室を除く)
3	小高坂	城西中学校	大膳町3-4		○		△	○	(0.3m未満) 津波避難場所: 北倉4階廊下及び教室
4	小高坂	城北中学校	八反町1丁目8-14		○		△	○	(1.0 - 2.0m) 津波避難場所: 校舎4階及び屋上
5	旭街	旭中学校	口細山164-1		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	—	(津波浸水想定区域外)
6	潮江	潮江中学校	塩屋崎町1丁目2-20		○		○	○	(2.0 - 3.0m) 津波避難場所: 校舎4階及び屋上
7	三里	三里中学校	仁井田3363		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	○	(5.0 - 10.0m) 津波避難場所: 中倉4階及び屋上
8	五台山	青柳中学校	五台山3923		○		△	○	(2.0 - 3.0m) 津波避難場所: 校舎4階及び屋上(コンピュータ室を除く)
9	一宮	一宮中学校	一宮南町1丁目3-1		○		○	○	(2.0 - 3.0m) 津波避難場所: 校舎4階及び屋上
10	朝倉	朝倉中学校	朝倉丁604-1		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	—	(津波浸水想定区域外)
11	鴨田	西部中学校	鴨部1丁目9-1		○	(0.5m未満) 避難場所: 校舎2階以上	△	—	(津波浸水想定区域外)
12	長浜	南海中学校	長浜5235		○		○	○	(2.0 - 3.0m) 津波避難場所: 中倉4階廊下及び教室
13	長浜	横浜中学校	横浜新町1丁目401		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	—	(津波浸水想定区域外)
14	大津	大津中学校	大津乙740-1		○	(0.5m未満) 避難場所: 校舎2階以上	△	○	(2.0 - 3.0m) 津波避難場所: 校舎4階
15	介良	介良中学校	介良乙2620		○		○	○	(2.0 - 3.0m) 津波避難場所: 中倉及び中西倉3階屋上
16	鏡	鏡中学校	鏡今井191		○	【注】土砂災害危険箇所内	△	—	(津波浸水想定区域外)
17	土佐山	土佐山中学校	土佐山弘瀬405		×		△	—	(津波浸水想定区域外)
18	春野	春野中学校	春野町西分328		○		○	—	(津波浸水想定区域外)
その他市立学校									
1	旭街	市立養護学校	本宮町125		○		○	—	(津波浸水想定区域外)
2	旭街	高知商業高等学校	大谷6		○	【注】土砂災害警戒区域内	△	—	(津波浸水想定区域外)
ふれあいセンター									
1	三里	三里ふれあいセンター	仁井田4229-2		○		○	×	(0.3 - 1.0m)
2	五台山	五台山ふれあいセンター	五台山2945-2		○		○	×	(3.0 - 5.0m)
3	高須	高須ふれあいセンター	高須新町2丁目5-15		○		○	×	(2.0 - 3.0m)
4	布師田	布師田ふれあいセンター	布師田1647		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	—	(津波浸水想定区域外)
5	一宮	一宮ふれあいセンター	一宮中町1丁目5-20		○		○	×	(0.3 - 1.0m)
6	秦	秦ふれあいセンター	中秦泉寺54-3		○		○	—	(津波浸水想定区域外)
7	初月	初月ふれあいセンター	南久万119-1		○		○	—	(津波浸水想定区域外)
8	朝倉	朝倉ふれあいセンター	曙町1丁目14-12		○		○	—	(津波浸水想定区域外)
9	長浜	長浜ふれあいセンター	長浜690-5		○		○	×	(1.0 - 2.0m)
10	御畳瀬	御畳瀬ふれあいセンター	御畳瀬252		○	【注】土砂災害警戒区域内	○	×	(3.0 - 5.0m)
11	浦戸	浦戸ふれあいセンター	浦戸274-9		○		○	×	(3.0 - 5.0m)
12	大津	大津ふれあいセンター	大津乙930-5		○	(0.5m未満) 避難場所: 建物2階以上	○	×	(1.0 - 2.0m)
13	介良	介良ふれあいセンター	介良乙2286		○		○	×	(1.0 - 2.0m)
市立施設									
1	南街	文化プラザ「かるぽーと」	九反田2-1		○		○	○	(2.0 - 3.0m) 津波避難場所: 3階、7階～11階廊下、ロビー等 共用スペース
2	南街	中央卸売市場	弘化台12-12		○		○	×	(1.0 - 2.0m)
3	下知	下知水再生センター	小倉町5-25		○		○	○	(1.0 - 2.0m) 津波避難場所: 4階会議室(中央管理室を除く)、 屋上
4	下知	弥右衛門ふれあいセンター	北御座9-1		○		○	×	(2.0 - 3.0m)
5	下知	下知コミュニティセンター	二葉町10-7		○		○	○	(3.0 - 5.0m) 津波避難場所: 4階多目的ホール、廊下、エレ ベーターホール、バルコニー、屋上

○：避難可 ×：避難不可 △：耐震性のある一部の校舎・体育館のみ避難可
出典：高知市資料

表 3.4 緊急避難所一覧(平成 27 年 2 月 1 日現在) (3/4)

No.	大街区分	施設名称	所在地	火災	洪水 ()内は河川氾濫時の想定浸水深	備考 ()内は想定される津波の最大浸水深	地震	津波 ()内は想定される津波の最大浸水深
6	江ノ口	江ノ口コミュニティセンター	愛宕町1丁目10-7		○ (0.5m未満) 避難場所:建物2階以上		○	○ (2.0-3.0m) 津波避難場所:4階以上廊下及びエレベーターホール、4階和室、会議室、5階大ホール、屋上
7	江ノ口	保健福祉センター	塩田町18-10		○		○	× (2.0-3.0m)
8	小高坂	小高坂市民会館	山ノ端町32-5		○		○	— (津波浸水想定区域外)
9	旭街	木村会館	旭町3丁目121		○ (0.5m未満) 避難場所:建物2階以上		○	— (津波浸水想定区域外)
10	旭街	福寿園	福井町748		○ 【注】土砂災害警戒区域内		○	— (津波浸水想定区域外)
11	潮江	潮江水再生センター	南新田町5-69		○		○	(5.0-10.0m) 津波避難場所:3階会議室(監視操作室を除く)、屋上
12	潮江	アスパルこうち	棧橋通2丁目1-50		○		○	(2.0-3.0m) 津波避難場所:4階以上(4階あったかスペースを除く)
13	潮江	潮江市民図書館	棧橋通2丁目1-50		○		×	× 耐震性不足 (2.0-3.0m)
14	潮江	南部健康福祉センター	百石町3丁目1-30		○		○	× (3.0-5.0m)
15	潮江	小石木市民会館	小石木町182-4		○		×	× 耐震性不足 (0.3-1.0m)
16	潮江	総合体育館	大原町158		○		○	× (0.3m未満)
17	潮江	潮江市民会館	南河ノ瀬町161		○		×	— 耐震性不足 (津波浸水想定区域外)
18	三里	三里文化会館	仁井田1652-1		○		○	× (0.3-1.0m)
19	三里	種崎地区津波避難センター	種崎405-6		○		○	(2.0-3.0m) 津波避難場所:3階バルコニー、屋上、階段、4階屋上
20	高須	東部健康福祉センター	葛島4丁目3-3		○		○	× (2.0-3.0m)
21	一宮	一宮市民会館	一宮西町3丁目22-14		○		×	— 耐震性不足 (津波浸水想定区域外)
22	朝倉	朝倉総合市民会館	朝倉585-1		○		×	— 耐震性不足 (津波浸水想定区域外)
23	朝倉	海老川市民会館	朝倉己422-1		○		×	— 耐震性不足 (津波浸水想定区域外)
24	朝倉	松田市民会館	朝倉己959-1		○ 【注】土砂災害警戒区域内		×	— 耐震性不足 (津波浸水想定区域外)
25	朝倉	朝倉市民会館	朝倉東町24-33		○		×	— 耐震性不足 (津波浸水想定区域外)
26	鴨田	西部健康福祉センター	鴨部860-1		○		○	— (津波浸水想定区域外)
27	鴨田	西山市民会館	神田140-2		○		×	— 耐震性不足 (津波浸水想定区域外)
28	長浜	長浜市民会館	長浜4250		○		○	× (0.3-1.0m)
29	御豊瀬	旧御豊瀬小学校	長浜209		○ 【注】土砂災害警戒区域内		○	○ (1.0-2.0m) 津波避難場所:校舎屋上
30	浦戸	桂浜荘	浦戸830-25		○ 【注】土砂災害警戒区域内		○	— (津波浸水想定区域外)
31	介良	介良市民会館	介良丙329-6		○		○	× (2.0-3.0m)
32	春野	春野公民館弘岡上分館	春野町弘岡上1646-1		×	(2.0-5.0m)	○	— (津波浸水想定区域外)
33	春野	春野公民館弘岡中分館	春野町弘岡中134-1		×	(2.0-5.0m)	○	— (津波浸水想定区域外)
34	春野	春野弘岡中市民会館	春野町弘岡中2501		×	(2.0-5.0m)	×	— 耐震性不足 (津波浸水想定区域外)
35	春野	春野公民館弘岡下分館	春野町弘岡下1500		×	(2.0-5.0m)	○	— (津波浸水想定区域外)
36	春野	春野あじさい会館	春野町西分1-1		×	(2.0-5.0m)	○	× (0.3-1.0m)
37	春野	春野公民館	春野町西分19		×	(2.0-5.0m)	×	— 耐震性不足 (津波浸水想定区域外)
38	春野	春野文化ホールピアステージ	春野町西分340		○ 【注】土砂災害危険箇所内		○	— (津波浸水想定区域外)
39	春野	春野公民館西分分館	春野町西分2079-2		×	(2.0-5.0m)	○	× (0.3m未満)
40	春野	春野公民館芳原分館	春野町芳原784-1		○ 【注】土砂災害危険箇所内		○	— (津波浸水想定区域外)
41	春野	春野公民館内ノ谷分館	春野町内ノ谷810		○		○	— (津波浸水想定区域外)
42	春野	春野公民館諸木分館	春野町東諸木3441-1		×	(2.0-5.0m)	○	× (2.0-3.0m)
43	春野	春野秋山市民会館	春野町秋山107-1		×	(2.0-5.0m)	○	— (津波浸水想定区域外)
44	春野	春野公民館秋山分館	春野町秋山1111-3		×	(2.0-5.0m)	○	× (0.3-1.0m)
45	春野	春野公民館甲殿分館	春野町甲殿341-1		×	(2.0-5.0m)	○	× (3.0-5.0m)
46	春野	春野公民館仁ノ分館	春野町仁ノ384-5		○		×	× 耐震性不足 (5.0-10.0m)
47	春野	春野公民館西畑分館	春野町西畑1034-4		×	(2.0-5.0m)	○	× (2.0-3.0m)
48	春野	春野公民館新川分館	春野町森山203-4		×	(2.0-5.0m)	○	— (津波浸水想定区域外)

○：避難可 ×：避難不可 △：耐震性のある一部の校舎・体育館のみ避難可

出典：高知市資料

表 3.5 緊急避難所一覧(平成 27 年 2 月 1 日現在) (4/4)

No.	大街区分	施設名称	所在地	火災	洪水 ()内は河川氾濫時の想定浸水深	備考 ()内は河川氾濫時の想定浸水深	地震	津波	備考 ()内は想定される津波の最大浸水深
49	春野	春野公民館森山分館	春野町森山1207-4		×	(2.0 - 5.0m)	○	—	(津波浸水想定区域外)
50	春野	春野公民館平和分館	春野町平和149		○		○	—	(津波浸水想定区域外)
51	春野	春野公民館南ヶ丘分館	春野町南ヶ丘1丁目2-1		○		○	—	(津波浸水想定区域外)
国有施設									
1	布師田	高知刑務所	布師田3604-1		○		×	—	耐震性不足 (津波浸水想定区域外)
公園・緑地									
1	高知街	中央公園	帯屋町1丁目11-27	○	—		○	×	(1.0 - 2.0m)
2	高知街	高知公園	丸ノ内1丁目2-1	○	—	【注】土砂災害危険箇所内	○	○	(津波浸水想定区域外)
3	高知街	城西公園	丸ノ内1丁目5-2	○	—		○	×	(0.3 - 1.0m)
4	高知街	丸ノ内緑地	丸ノ内1丁目20	○	—	【注】土砂災害危険箇所内	○	×	(0.3 - 1.0m)
5	下知	丸池公園	丸池町9	○	—		○	×	(2.0 - 3.0m)
6	下知	青柳公園	稲荷町1-3	○	—		○	×	(2.0 - 3.0m)
7	下知	弥右衛門公園(予定地含む)	高埴12	○	—		○	×	(2.0 - 3.0m)
8	江ノ口	比島公園	比島町4丁目8	○	—		○	×	(2.0 - 3.0m)
9	旭街	旭緑地(予定地含む)	本宮町265-2	○	—		○	—	(津波浸水想定区域外)
10	旭街	福井公園	福井町1006-1	○	—		○	—	(津波浸水想定区域外)
11	潮江	萩公園	新田町16	○	—		○	×	(2.0 - 3.0m)
12	潮江	竹島公園	竹島町54-3	○	—		○	×	(2.0 - 3.0m)
13	潮江	筆山公園	小石木町・大原町	○	—		○	○	(津波浸水想定区域外)
14	潮江	源内山緑地	南河ノ瀬町	○	—	【注】土砂災害危険箇所内	○	—	(津波浸水想定区域外)
15	三里	仁井田公園	十津6丁目3-1	○	—	【注】土砂災害危険箇所内	○	×	(1.0 - 2.0m)
16	三里	種崎公園	種崎777-1	○	—		○	×	(3.0 - 5.0m)
17	五台山	五台山公園	五台山	○	—		○	○	(津波浸水想定区域外)
18	高須	高須浄化センター敷地	高須	○	—		○	×	(3.0 - 5.0m)
19	高須	高須公園	葛島3丁目	○	—		○	×	(2.0 - 3.0m)
20	秦	秦泉寺公園	中秦泉寺318-1	○	—		○	—	(津波浸水想定区域外)
21	初月	初月公園(予定地含む)	南久万189	○	—		○	—	(津波浸水想定区域外)
22	朝倉	沖田公園	朝倉甲201-1	○	—		○	—	(津波浸水想定区域外)
23	朝倉	大谷公園	大谷公園町16-85	○	—		○	—	(津波浸水想定区域外)
24	鴨田	神田公園	神田1338-3	○	—	(0.5 - 1.0m)	○	—	(津波浸水想定区域外)
25	長浜	長浜公園	長浜5618-1	○	—		○	×	(2.0 - 3.0m)
26	長浜	鎮守の森公園緑地	長浜6602-6	○	—		○	×	(1.0 - 2.0m)
27	長浜	瀬戸公園	横浜新町5-33	○	—		○	○	(津波浸水想定区域外)
28	浦戸	桂浜公園	浦戸6	○	—	【注】土砂災害危険箇所内	○	×	(5.0 - 10.0m)
29	介良	潮見台公園	潮見台1丁目2601	○	—		○	—	(津波浸水想定区域外)
30	鏡	大新宮の森公園	鏡大554	○	—		○	—	(津波浸水想定区域外)

○：避難可 ×：避難不可 △：耐震性のある一部の校舎・体育館のみ避難可
出典：高知市資料

2) 指定避難所

災害時に自宅が倒壊した場合などに、一定期間生活を送る施設をいいます。このうち市があらかじめ指定した施設を「指定避難所」といいます。

高知市では、152 施設を指定避難所としていますが、このうち土佐女子中学・高等学校、高知中学・高等学校、土佐塾中学・高等学校、高知学芸中学・高等学校、高知中央高等学校の5校及び高知刑務所については、南海トラフ地震など大規模災害時のみの使用となります。

表 3.6 指定避難所一覧(1/3)

大街	番号	名称	所在地
上街	1	第四小学校	高知市 上町二丁目 1-11
高知街	2	第六小学校	高知市 升形 9-4
	3	県民文化ホール	高知市 本町四丁目 3-30
	4	高知追手前高等学校	高知市 追手筋二丁目 2-10
	5	高知県立大学 永国寺キャンパス	高知市 永国寺町 5-15
	6	高知丸の内高等学校	高知市 丸の内二丁目 2-40
南街	7	文化プラザ「かるぽーと」	高知市 九反田 2-1
	8	中央卸売市場	高知市 弘化台 12-12
北街	9	はりまや橋小学校	高知市 はりまや町二丁目 14-8
下知	10	下知下水処理場	高知市 小倉町 5-25
	11	昭和小学校	高知市 日の出町 7-61
	12	弥右衛門ふれあいセンター	高知市 北御座 2-60
	13	下知コミュニティセンター	高知市 二葉町 10-7
江ノ口	14	愛宕中学校	高知市 相模町 1-54
	15	一ツ橋小学校	高知市 吉田町 4-10
	16	江ノ口コミュニティセンター	高知市 愛宕町一丁目 10-7
	17	城東中学校	高知市 江陽町 1-20
	18	江陽小学校	高知市 江陽町 1-30
	19	江ノ口小学校	高知市 新本町一丁目 8-12
	20	保健福祉センター	高知市 塩田町 18-10
小高坂	21	城西中学校	高知市 大膳町 3-4
	22	小高坂市民会館	高知市 山ノ端町 32-5
	23	高知小津高等学校	高知市 城北町 1-14
	24	高知大学教育学部附属中学校	高知市 小津町 10-91
	25	小高坂小学校	高知市 新屋敷一丁目 11-5
	26	城北中学校	高知市 八反町一丁目 8-14
旭街	27	高知北高等学校	高知市 東石立町 160
	28	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	高知市 旭町三丁目 115
	29	木村会館	高知市 旭町三丁目 121
	30	旭小学校	高知市 本宮町 15
	31	市立養護学校	高知市 本宮町 125
	32	高知商業高等学校	高知市 大谷 6
	33	旭東小学校	高知市 北端町 50
	34	横内小学校	高知市 横内 242-12
	35	旭中学校	高知市 口細山 164-1
	36	福寿園	高知市 福井町 748
潮江	37	潮江東小学校	高知市 潮新町二丁目 1-54
	38	潮江下水処理場	高知市 南新田町 5-69
	39	アスバルこうち	高知市 棧橋通二丁目 1-50
	40	潮江市民図書館	高知市 棧橋通二丁目 1-50
	41	県民体育館	高知市 棧橋通二丁目 1-53
	42	高知工業高等学校	高知市 棧橋通二丁目 11-6
	43	高知南高等学校	高知市 棧橋通六丁目 2-1
	44	潮江中学校	高知市 塩屋崎町一丁目 2-20
	45	潮江小学校	高知市 百石町二丁目 4-40
	46	南部健康福祉センター	高知市 百石町三丁目 1-30
	47	潮江南小学校	高知市 高見町 248-1
	48	小石木市民会館	高知市 小石木町 182-4
	49	総合体育館	高知市 大原町 158
	50	潮江市民会館	高知市 南河ノ瀬町 161

出典：高知市資料

表 3.7 指定避難所一覧(2/3)

大街	番号	名称	所在地
三里	51	高知県立大学 池キャンパス	高知市 池2751-1
	52	三里小学校	高知市 仁井田1356
	53	三里文化会館	高知市 仁井田1652-1
	54	三里中学校	高知市 仁井田3363
	55	三里ふれあいセンター	高知市 仁井田4229-2
	56	種崎地区津波避難センター	高知市 種崎405-6
	57	十津小学校	高知市 十津四丁目27-1
五台山	58	五台山ふれあいセンター	高知市 五台山2945-2
	59	五台山小学校	高知市 五台山3371
	60	青柳中学校	高知市 五台山3923
高須	61	東部健康福祉センター	高知市 葛島四丁目3-3
	62	高須ふれあいセンター	高知市 高須新町二丁目5-15
	63	高須小学校	高知市 高須一丁目1-55
布師田	64	布師田ふれあいセンター	高知市 布師田1647
	65	布師田小学校	高知市 布師田1781-1
一宮	66	久重小学校	高知市 久礼野2340-2
	67	一宮小学校	高知市 一宮西町一丁目9-1
	68	一宮市民会館	高知市 一宮西町三丁目22-14
	69	一宮中学校	高知市 一宮南町一丁目3-1
	70	一宮ふれあいセンター	高知市 一宮中町一丁目5-20
	71	一宮東小学校	高知市 一宮東町一丁目20-1
	72	高知東高等学校	高知市 一宮徳谷23-1
秦	73	秦小学校	高知市 愛宕山18
	74	泉野小学校	高知市 東秦泉寺788
	75	秦ふれあいセンター	高知市 中秦泉寺54-3
初月	76	初月ふれあいセンター	高知市 南久万119-1
	77	初月小学校	高知市 南久万128
	78	高知ろう学校	高知市 中万々78
朝倉	79	朝倉中学校	高知市 朝倉丁604-1
	80	朝倉総合市民会館	高知市 朝倉戊585-1
	81	海老川市民会館	高知市 朝倉己422-1
	82	松田市民会館	高知市 朝倉己959-1
	83	行川小・中学校	高知市 行川472
	84	朝倉ふれあいセンター	高知市 曙町一丁目14-12
	85	高知大学	高知市 曙町二丁目5-1
	86	朝倉小学校	高知市 朝倉本町二丁目11-20
	87	朝倉第二小学校	高知市 若草南町23-56
	88	朝倉市民会館	高知市 朝倉東町24-33
鴨田	89	西部健康福祉センター	高知市 鴨部860-1
	90	鴨田小学校	高知市 鴨部1155
	91	西山市民会館	高知市 神田140-2
	92	神田小学校	高知市 神田1174-1
	93	西部中学校	高知市 鴨部一丁目9-1
	94	高知西高等学校	高知市 鴨部二丁目5-70
長浜	95	長浜ふれあいセンター	高知市 長浜690-5
	96	長浜市民会館	高知市 長浜4250
	97	長浜小学校	高知市 長浜4811
	98	南海中学校	高知市 長浜5235
	99	横浜小学校	高知市 瀬戸東町一丁目26
	100	横浜中学校	高知市 横浜新町一丁目401
	101	横浜新町小学校	高知市 横浜新町五丁目2201
御畳瀬	102	旧御畳瀬小学校	高知市 長浜209
	103	御畳瀬ふれあいセンター	高知市 御畳瀬252

出典：高知市資料

表 3.8 指定避難所一覧(3/3)

大街	番号	名称	所在地
浦戸	104	浦戸ふれあいセンター	高知市 浦戸274-9
	105	浦戸小学校	高知市 浦戸410-1
	106	桂浜荘	高知市 浦戸830-25
大津	107	高知県教育センター	高知市 大津乙181
	108	大津中学校	高知市 大津乙740-1
	109	大津ふれあいセンター	高知市 大津乙930-5
	110	大津小学校	高知市 大津乙972
介良	111	介良ふれあいセンター	高知市 介良乙2286
	112	介良中学校	高知市 介良乙2620
	113	介良小学校	高知市 介良乙2735-1
	114	介良市民会館	高知市 介良丙329-6
	115	介良潮見台小学校	高知市 潮見台一丁目2602-1
鏡	116	鏡小学校	高知市 鏡今井7
	117	鏡中学校	高知市 鏡今井191
土佐山	118	土佐山小学校	高知市 土佐山桑尾27
	119	土佐山中学校	高知市 土佐山弘瀬405
春野	120	春野公民館弘岡上分館	高知市 春野町弘岡上1646-1
	121	春野弘岡中市民会館	高知市 春野町弘岡中134-1
	122	春野公民館弘岡中分館	高知市 春野町弘岡中711
	123	春野西小学校	高知市 春野町弘岡中2501
	124	春野公民館弘岡下分館	高知市 春野町弘岡下1500
	125	春野高等学校	高知市 春野町弘岡下3860
	126	春野あじさい会館	高知市 春野町西分1-1
	127	春野公民館	高知市 春野町西分19
	128	春野中学校	高知市 春野町西分328
	129	春野文化ホールピアステージ	高知市 春野町西分340
	130	春野公民館西分分館	高知市 春野町西分2079-2
	131	春野公民館芳原分館	高知市 春野町芳原784-1
	132	春野総合運動公園	高知市 春野町芳原2485
	133	高知県立障害者スポーツセンター	高知市 春野町内ノ谷1-1
	134	春野公民館内ノ谷分館	高知市 春野町内ノ谷810
	135	春野公民館諸木分館	高知市 春野町東諸木3441-1
	136	春野東小学校	高知市 春野町東諸木3978
	137	春野秋山市民会館	高知市 春野町秋山107-1
	138	春野公民館秋山分館	高知市 春野町秋山1111-3
	139	春野公民館甲殿分館	高知市 春野町甲殿341-1
	140	春野公民館仁ノ分館	高知市 春野町仁ノ384-5
	141	春野公民館西畑分館	高知市 春野町西畑1034-4
	142	春野公民館新川分館	高知市 春野町森山203-4
	143	春野公民館森山分館	高知市 春野町森山1207-4
	144	春野公民館平和分館	高知市 春野町平和149
	145	春野公民館南ヶ丘分館	高知市 春野町南ヶ丘一丁目2-1
南国	146	岡豊高等学校	南国市 中島511-1

出典：高知市資料

表 3.9 大規模災害時の指定避難所

大街	番号	名称	所在地
高知街	147	土佐女子中学・高等学校	高知市 追手筋二丁目3-1
旭街	148	高知中学・高等学校	高知市 北端町100
潮江	149	土佐塾中学・高等学校	高知市 北中山85
布師田	150	高知刑務所	高知市 布師田3604-1
朝倉	151	高知学芸中学・高等学校	高知市 槇山町11-12
大津	152	高知中央高等学校	高知市 大津乙324-1

出典：高知市資料

表 3.10 倉庫・資材置場一覧

分類	名称	地域	延床面積(m2)
倉庫・資材置場	鏡川町水防倉庫	旭街	33.12
	健康福祉部旭倉庫	旭街	520.76
	市民活動支援材料置場	江ノ口	64.8
	春野庁舎倉庫	春野	25.55
	春野庁舎倉庫	春野	30.97
	選挙用資材保管施設	朝倉	64.05
	総合倉庫	鴨田	935.56
	放置自転車等保管場所	南街	32.4

表 3.11 水防倉庫一覧

分類	名称	地域	延床面積(m2)
水防倉庫	介良水防倉庫	介良	19.44
	三里ふれあいセンター水防倉庫	三里	54.6
	棧橋水防倉庫	潮江	84
	東石立町水防倉庫	旭街	20.75

表 3.12 防災倉庫一覧(1/2)

分類	名称	地域	延床面積(m2)
防災倉庫	アスパル高知防災倉庫	潮江	14.4
	はりまや橋小学校防災倉庫	北街	14.4
	みどりと憩いの広場防災倉庫	五台山	14.4
	愛宕中学校防災倉庫	江ノ口	14.4
	旭小学校防災倉庫	旭街	14.4
	旭中学校防災倉庫	旭街	14.4
	旭東小学校防災倉庫	旭街	14.4
	一ツ橋小学校防災倉庫	江ノ口	14.4
	一宮ふれあいセンター防災倉庫	一宮	14.4
	一宮小学校防災倉庫	一宮	14.4
	一宮中学校防災倉庫	一宮	14.4
	横浜小学校防災倉庫	長浜	14.4
	横浜新町小学校防災倉庫	長浜	14.4
	横浜中学校防災倉庫	長浜	14.4
	下知下水処理場防災倉庫	下知	14.4
	介良小学校防災倉庫	介良	14.4
	介良中学校防災倉庫	介良	14.4
	海老川市民会館防災倉庫	朝倉	14.4
	久重小学校防災倉庫	一宮	14.4
	旧浦戸小学校跡地防災倉庫	浦戸	14.4
	鏡小学校防災倉庫	鏡	12.59
	鏡中学校防災倉庫	鏡	14.4
	県立高知ろう学校防災倉庫	初月	9.6
	御畳瀬小学校防災倉庫	長浜	14.4
	江ノ口小学校防災倉庫	江ノ口	14.4
	江陽小学校防災倉庫	江ノ口	14.4
	行川小・中学校防災倉庫	朝倉	14.4
	高須小学校防災倉庫	高須	14.4
	高知市総合運動場防災倉庫	潮江	14.4
	高知商業高等学校防災倉庫	旭街	14.4

表 3.13 防災倉庫一覧(2/2)

分類	名称	地域	延床面積(m2)
防災倉庫	高知大学内防災倉庫	朝倉	14.4
	三里小学校防災倉庫	三里	12.59
	三里中学校防災倉庫	三里	14.4
	十津小学校防災倉庫	三里	14.4
	春野西小学校防災倉庫	春野	12.59
	春野中学校防災倉庫	春野	12.59
	春野庁舎倉庫(地域防災推進課)	春野	40.04
	春野文化ホールピアステージ防災倉	春野	14.4
	小高坂市民会館防災倉庫	小高坂	9.6
	小高坂小学校防災倉庫	小高坂	14.4
	昭和小学校防災倉庫	下知	14.4
	消防団鏡分団防災倉庫	鏡	14.4
	城西中学校防災倉庫	小高坂	14.4
	城東中学校防災倉庫	江ノ口	14.4
	城北中学校防災倉庫	小高坂	14.4
	新図書館建設予定地防災倉庫	高知街	14.4
	神田小学校防災倉庫	鴨田	14.4
	秦小学校防災倉庫	秦	14.4
	西部中学校防災倉庫	鴨田	14.4
	青柳中学校防災倉庫	五台山	14.4
	泉野小学校防災倉庫	秦	14.4
	大津ふれあいセンター防災倉庫	大津	14.4
	大津小学校防災倉庫	大津	14.4
	大津中学校防災倉庫	大津	14.4
	朝倉ふれあいセンター防災倉庫	朝倉	9.72
	朝倉市民会館防災倉庫	朝倉	14.4
	朝倉小学校防災倉庫	朝倉	14.4
	朝倉第二小学校防災倉庫	朝倉	14.4
	朝倉中学校防災倉庫	朝倉	14.4
	潮江下水処理場防災倉庫	潮江	14.4
	潮江小学校防災倉庫	潮江	14.4
	潮江中学校防災倉庫	潮江	14.4
	潮江南小学校防災倉庫	潮江	14.4
	長浜小学校防災倉庫	長浜	14.4
	長浜老人福祉センター内防災倉庫	長浜	14.4
	土佐山小学校防災倉庫	土佐山	14.4
	東部ふれあいセンター防災倉庫	高須	14.4
	東部環境センター防災倉庫	介良	14.4
	南海中学校防災倉庫	長浜	14.4
	南部健康福祉センター防災倉庫	潮江	14.4
	筆山町水防倉庫	潮江	33.12
	布師田ふれあいセンター防災倉庫	布師田	14.4
	布師田小学校防災倉庫	布師田	14.4
	養護学校防災倉庫	旭街	14.4

3.4 ストックの状況

3.4.1 建設年度別分布

高知市では、昭和 50 年代から昭和 60 年代に施設整備が大きく進んでおり、延床面積を見ると、学校教育系施設や公営住宅がその大部分を占めています。

また、平成 11 年には高知市陸上競技場、平成 13 年には清掃工場といった大規模施設が整備されています。

本書の対象としている公共施設の延床面積合計 125 万 3,155 m^2 のうち、建設年度が判明している建物の延床面積は 121 万 5,596 m^2 です。このうち、平成 26 年を起点とすると 30 年前の昭和 59 年以前に建設された建物の延床面積は 55 万 6,044 m^2 であり、全延床面積の約 45.7% が建設後 30 年以上経過していることになります。

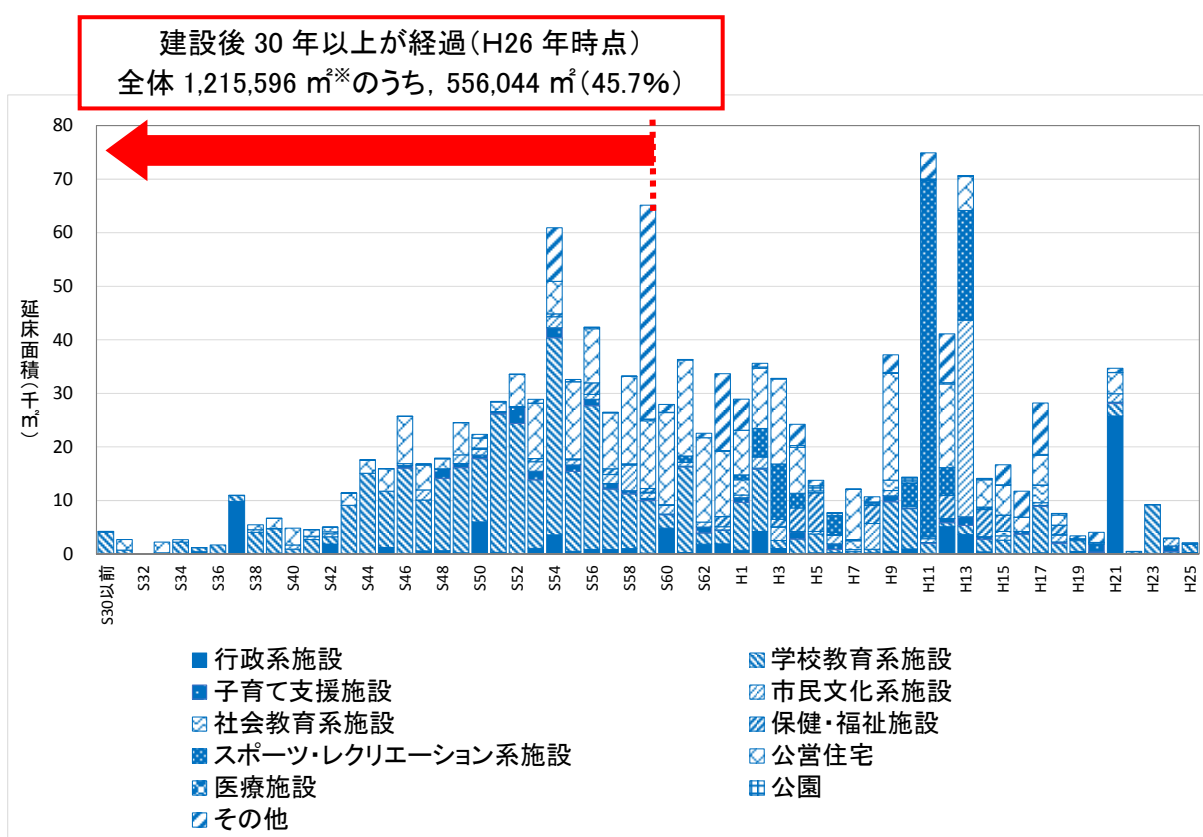


図 3.16 建設年度別に見た施設分類別延床面積

※全体とは、建設年度の判明している建物の総延床面積を示す。

3.4.2 老朽化の状況

ここでは、公共施設の総延床面積に対する建設後 30 年以上が経過した建物の延床面積の割合を「老朽化率」と定義し、老朽化の状況を把握します。

高知市の公共施設のうち、建設年度が判明している建物全体の老朽化率は約 45.7%となっています。

分類別に見ると学校、その他学校教育系施設、幼保・こども園、幼児・児童施設、図書館、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、その他保健・福祉施設、医療施設の老朽化率が高く、特に幼児・児童施設、図書館、その他保健・福祉施設、医療施設は老朽化率が 90%を超えており、早急に老朽化対策を検討する必要があります。

また、高知市では、これまでの極めて厳しい財政状況のなか財政健全化計画に基づき、財政の健全化を最優先に取り組んできたことにより、公共施設の修繕にかかる予算についても削減してきた経緯があります。このため、老朽化している施設で行うべき修繕などの老朽化対策ができていない施設があります。

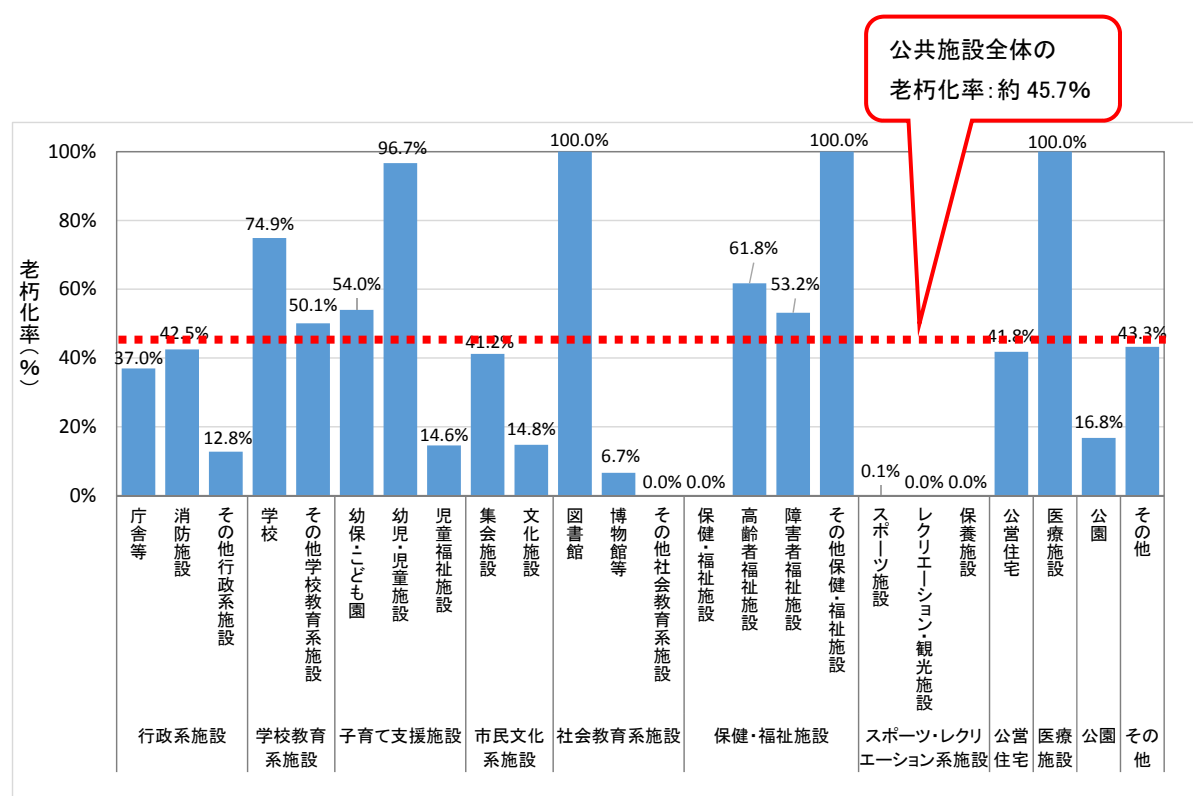


図 3.17 施設分類別の老朽化率

3.4.3 耐震診断・耐震改修の実施状況

耐震診断・耐震改修の実施状況を建物棟数で見ると、耐震化対象建物は611棟であり、耐震診断・耐震改修の状況が把握できる全棟数991棟の約61.7%を占めています。

延床面積で見ると、耐震化対象建物は、361,166㎡であり、耐震診断・耐震改修の状況が把握できる全延床面積586,310㎡の約61.6%を占めています。

表 3.14 耐震診断・改修の実施状況

区分	棟数	延床面積
耐震化対象建物	611棟	361,166㎡
耐震化対象外建物	380棟	225,144㎡
新耐震基準	352棟	216,091㎡
旧耐震基準	28棟	9,054㎡
総計	991棟	586,310㎡

※耐震化対象建物……旧耐震基準(S56年度以前に建設された)建物で以下の条件に該当する建物

- ・耐震診断を実施し耐震改修が必要と判断された建物
- ・耐震診断は実施していないが改修が必要な建物
- ・耐震診断未実施または実施が不明な建物

※耐震化対象外建物……新耐震基準により建築された建物または旧耐震基準で建築されたが耐震改修を行った建物

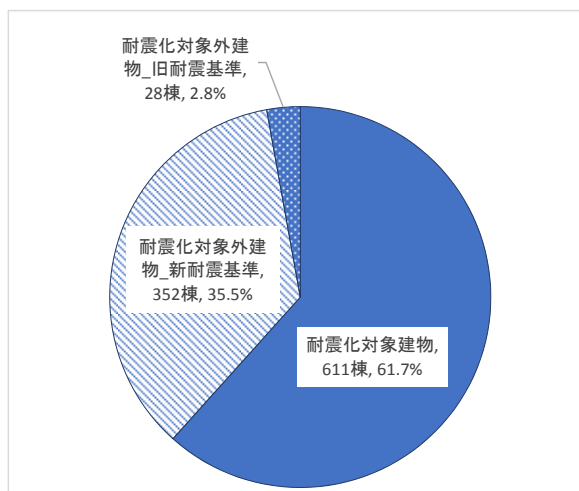


図 3.18 耐震化の状況(棟数)

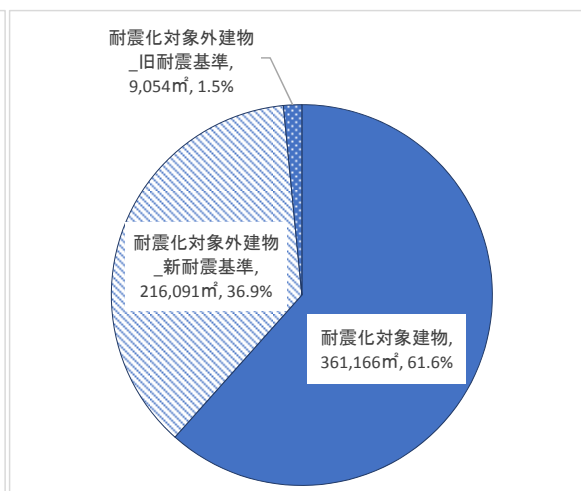


図 3.19 耐震化の状況(延床面積)

※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合がある。

※学校教育系施設は含まれていない。

耐震化対象建物のうち、耐震診断を実施し改修が必要と判断された建物は7棟であり、耐震化対象建物全体の約1.1%となっています。延床面積の比率を見ると、耐震診断を実施し、耐震改修が必要と判断された建物の延床面積は16,112 m²であり、耐震化対象建物全体の約4.5%となっています。

耐震診断が行われていないまたは不明な建物は459棟となっており、耐震化対象建物全体の約75.1%を占めています。延床面積の比率を見ると、耐震診断が行われていないまたは不明な建物の延床面積は236,623 m²であり、耐震化対象建物全体の約65.5%を占めています。

表 3.15 耐震化対象建物の耐震診断・改修の実施状況

区分	棟数	延床面積
耐震化対象建物	611棟	361,166m ²
耐震診断実施済、耐震改修必要	7棟	16,112m ²
耐震診断未実施、耐震改修必要	1棟	10m ²
耐震診断未実施または不明	459棟	236,623m ²
耐震診断不要、耐震改修不要	144棟	108,421m ²
総計	611棟	361,166m ²

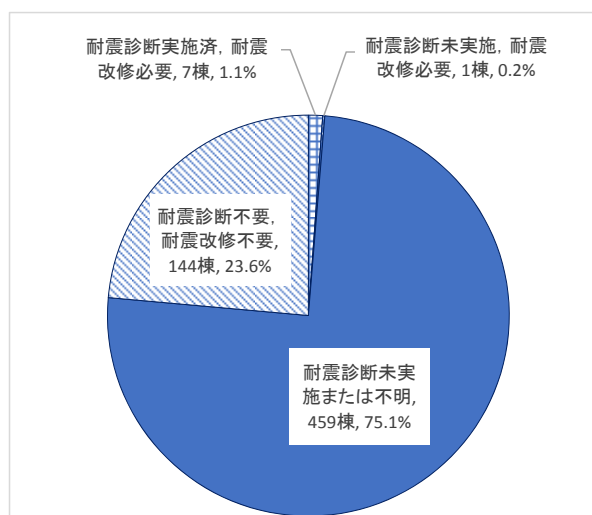


図 3.20 耐震化対象建物内訳(棟数)

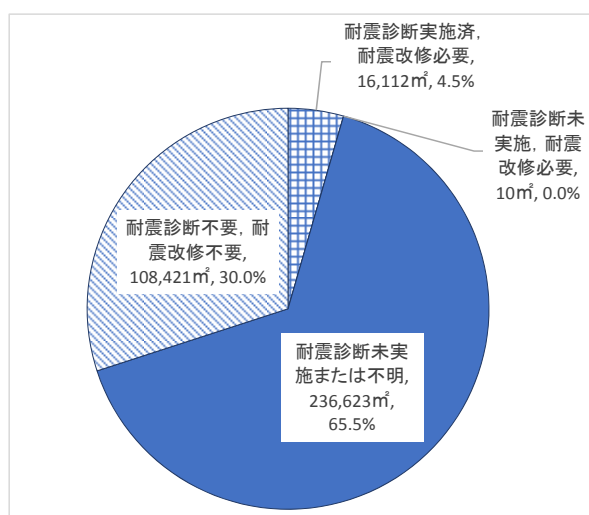


図 3.21 耐震化対象建物内訳(延床面積)

※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合がある。

※学校教育系施設は含まれていない。

3.5 管理運営の状況

3.5.1 管理運営の形態

本書で対象とする公共施設 884 施設のうち、市が直接管理・運営（業務委託を含む）を行っていない施設（指定管理者制度により管理・運営を行っている施設）は 202 施設あり、対象とする公共施設の約 22.8%を占めています。

表 3.16 管理運営の形態（指定管理者制度導入施設）(1/3)

大分類	施設名	指定管理者名
学校教育系施設 市民文化系施設	教育研究所	高知市青年センターサークル協議会
	弥右衛門ふれあいセンター	高知市弥右衛門ふれあいセンター運営委員会
	一宮サルマル集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	一宮トカノ集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	河ノ瀬集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	曙町市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	小石木集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	新田町市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	朝倉南横千光寺集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜原沖集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜原東南集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜戸の本集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜小ト子集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜大ト子集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜築山イノハナ集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜築山芝集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜築山馬場東集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜東七軒家集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	横浜市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	鴨部市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	三里十津南市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	三里十津北市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	若草町西市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	新本町東市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	朝倉沖田市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	朝倉海老瀬市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	朝倉鏡岩市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	朝倉南横町市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜原沖南市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜原市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜馬場西市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	比島町北市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	北竹島町市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	六泉寺町市営住宅集会所	日本管財・四国管財共同企業体
	こうち男女共同参画センター ソーレ	公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団
	高知市江のロコミュニティセンター	江ノロコミュニティセンター運営委員会
	高知市文化プラザ	高知市文化プラザ共同企業体
	春野文化ホールピアステージ	株式会社 四国舞台テレビ照明
社会教育系施設	高知市立龍馬の生まれたまち記念館	入交環境株式会社
	自由民権記念館	㈱土佐電ビルサービス
	鏡文化ステーションRIO	高知市鏡地域婦人会
	青年センター	高知市青年センターサークル協議会
保健・福祉施設	春野あじさい会館	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会
	東部健康福祉センター	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会
	南部健康福祉センター	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会
	高知市高齢者共同生活住宅	医療法人 山村会
	高知市生活支援ハウス	医療法人 山村会
	福寿園	社会福祉法人ミレニアム
	高知市土佐山健康福祉センター	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会
	障害者福祉センター	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会
	春野デコの里	特定非営利活動法人 春野町高齢者福祉をすすめる会
	春野西諸木公会堂	西諸木自治会
	ヨネッツこうち	シンコースポーツ・四電ビジネスグループ
スポーツ ・レクリエーション系施設	高知市総合運動場	公益財団法人 スポーツ振興事業団
	城ノ平運動公園	公益財団法人 スポーツ振興事業団
	針木運動公園	公益財団法人スポーツ振興事業団
	土佐山運動広場	公益財団法人 スポーツ振興事業団
	東部総合運動場	公益財団法人 高知市スポーツ振興事業団
	わんぱーこうち	(公財)高知市都市整備公社
	高知市鏡吉原ふれあいの里	吉原ふれあいグループ
	オーベルジュ土佐山	オリエントホテル高知株式会社
	国民宿舎桂浜荘	一般財団法人高知市桂浜公園観光開発公社

表 3.17 管理運営の形態(指定管理者制度導入施設)(2/3)

大分類	施設名	指定管理者名
公営住宅	一宮サルマル市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	二宮北野西市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	横浜市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	介良西部市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	鴨部市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	丸池町市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	鏡川口市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	鏡川口第2市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	鏡川市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	鏡川町市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	鏡中山市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	鏡梅ノ木市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	鏡畑川市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	鏡畑川特定公共賃貸住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	三里十津南第一種市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	三里十津北市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	若草町市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	若草町西市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	春野閑脇市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	春野古川第一市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	春野古川第二市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	春野内新改市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	春野猫畑市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	春野北若王子第一市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	春野北若王子第三市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	春野北若王子第二市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	曙町市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	小高坂三ノ丸市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	松田市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	新田町市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	新本町東市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	朝倉沖田市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	朝倉海老榎市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	朝倉鏡岩市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	朝倉市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	朝倉曙町西市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	朝倉南横町市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	潮江市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜吉田市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜原沖南市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜原市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜山根市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜馬場の西市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜馬場ノ脇公営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	土佐山桑尾市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	土佐山桑尾特定公共賃貸住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	土佐山高川第1市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	土佐山高川第2市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	土佐山西川市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	土佐山西部市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	土佐山平石市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	東石立町市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	比島町市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	比島町北市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	筆山町第二市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	百石町市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	北竹島町公営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	北百石町市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	六泉寺町市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	ゆるぎ岩改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	一宮サルマル改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	一宮トカノ改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	一宮岸ノ下改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	一宮土東改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	二宮北野中央改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	介良西部改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	海老川改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	海老榎改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	宮寺北Aブロック改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	宮寺北Bブロック改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	鏡岩タウンハウス	日本管財・四国管財共同企業体
	鏡岩改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	鏡岩中改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	鏡岩東改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体

表 3.18 管理運営の形態(指定管理者制度導入施設)(3/3)

大分類	施設名	指定管理者名
公営住宅	源内山北改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	幸崎改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	春野ヨシ橋改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	春野岡左右改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	春野石丸改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	春野東木ノ瀬改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	春野北木ノ瀬改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	小高坂おくらみち改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	小高坂三の丸改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	小高坂三城ヶ森改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	小高坂竹ノ下改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	小高坂苗床山改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	小石木改良住宅1号棟	日本管財・四国管財共同企業体
	小石木改良住宅2号棟	日本管財・四国管財共同企業体
	小石木改良住宅3号棟	日本管財・四国管財共同企業体
	小石木改良住宅4号棟	日本管財・四国管財共同企業体
	小石木西ノ丸改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	松田みどり改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	松田福止改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	西山五反田改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	西山中沢改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	西山中通改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	大原西改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	大原南改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	大原北改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	朝倉南横改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	潮江改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	潮江西ノ丸改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	潮江第三改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	潮江第二改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	潮江北ノ丸改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜イノハナ改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜横田野改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜原沖改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜原沖西改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜原沖東改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜戸の本改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜七軒家改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜芝改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜若宮改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜小ト子改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜西ノ田改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜西宮改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜西原改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜西新開改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜青木改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜石ヶ坪改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜東原改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜東七軒家改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜東大ト子改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜馬場東改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜米ノ内改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜北大ト子改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	長浜名村改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	東石立町改良市営住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	豊田改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	北横改良住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	柴田町コミュニティ住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	昭和町コミュニティ住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	潮江第一コミュニティ住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	潮江第三コミュニティ住宅	日本管財・四国管財共同企業体
	潮江第二コミュニティ住宅	日本管財・四国管財共同企業体
その他	源内山北共同作業所	日本管財・四国管財共同企業体
	県庁前通り地下駐車場	株式会社高知市中心街再開発協議会
	高知駅北口駐車場	株式会社高知市中心街再開発協議会
	中央公園地下駐車場	株式会社高知市中心街再開発協議会

3.6 コストの状況

3.6.1 公共施設の収入

公共施設全体の収入は、年間約 45 億 6,400 万円となっています。

なお、収入のうち、使用料または利用料金、手数料等、家賃収入等といったいわゆる施設利用で得られる収入が、全体の約 82.2%（約 37 億 5,200 万円）となっています。

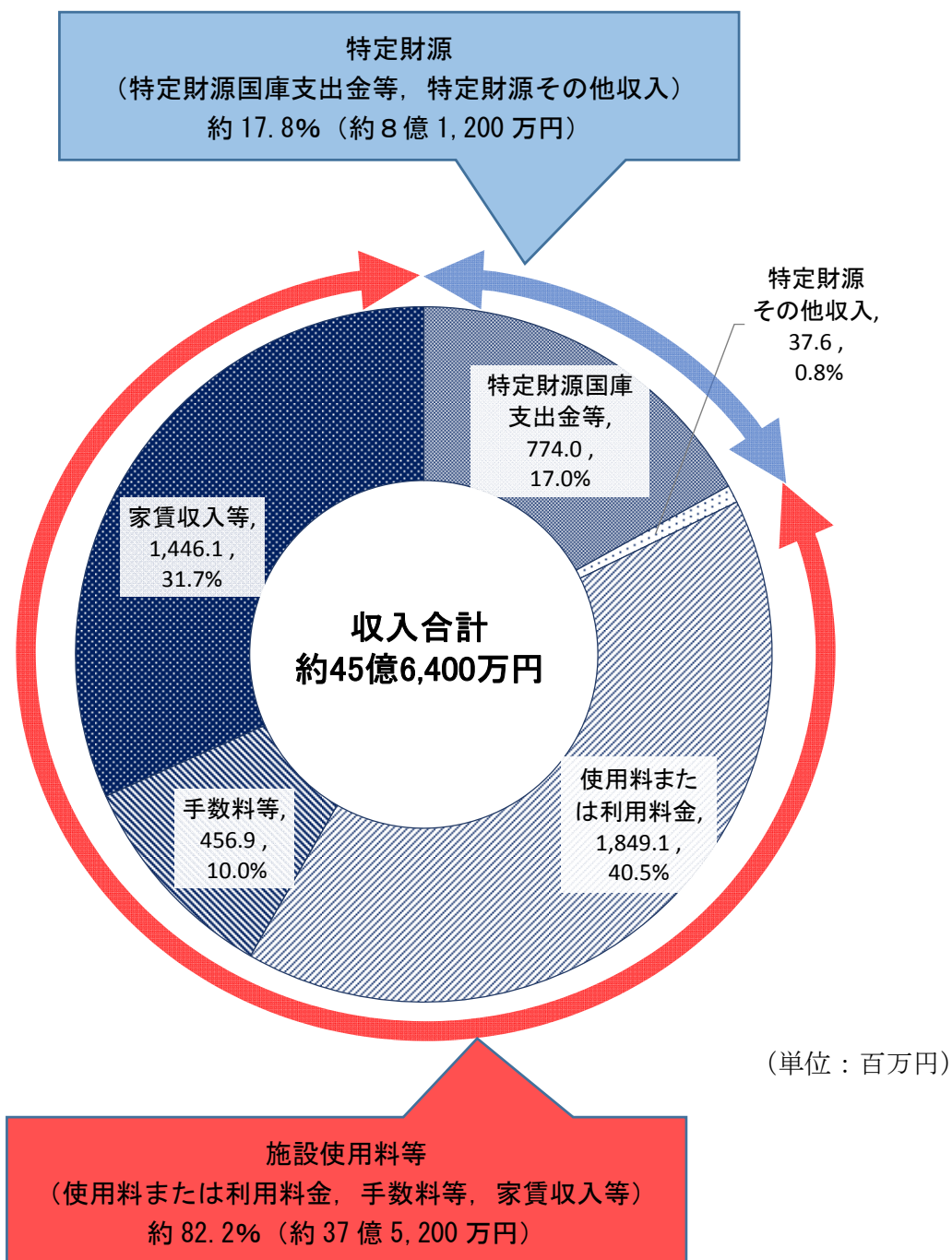


図 3.22 公共施設全体の収入

※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が 100%とならない場合がある。

※H23 年～H25 年の3か年の平均

3.6.2 公共施設の支出

公共施設を有することで、維持管理や事業運営に係る経常的な支出が発生しています。
公共施設全体の支出は、年間約 119 億 1,300 万円であり、収入の約 2.6 倍となっています。

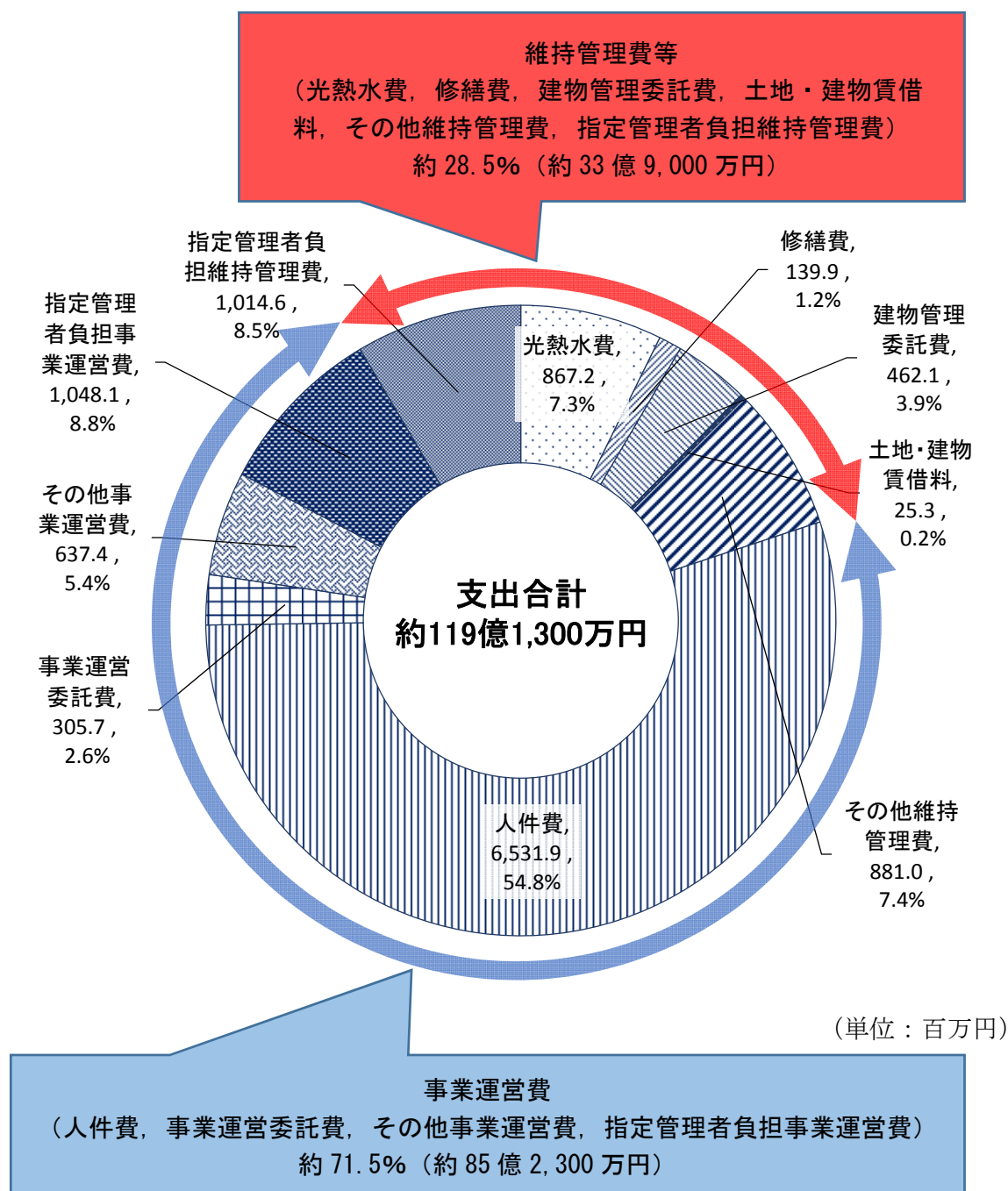


図 3.23 公共施設全体の支出

※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が 100%とならない場合がある。

※H23 年～H25 年の3か年の平均

※工事請負費については、年によって工事量が大きく異なるため、上記集計から除外している。

3.6.3 施設分類別の費用割合

1) 施設分類別の収入

施設分類別の収入の割合を見ると、特定財源では行政系施設の割合が最も高く、全体の約 52.5%を占めています。次に保健・福祉施設が約 20.6%、学校教育系施設が 11.2%と高くなっています。

施設使用料等では、公営住宅の割合が最も高く、施設使用料等全体の約 31.1%を占めています。次に子育て支援施設が約 20.9%、その他が約 15.3%と高くなっています。

収入全体では、公営住宅の割合が最も高く、収入全体の 25.6%を占めています。施設使用料等が収入全体に占める割合が約 82.2%であることから、収入全体の傾向と施設使用料等の傾向は同様の傾向となっています。

2) 施設分類別の支出

施設分類別の支出の割合を見ると、維持管理費では学校教育系施設の割合が最も高く、維持管理費全体の約 27.6%を占めています。次にスポーツ・レクリエーション系施設が約 17.8%、行政系施設が約 14.9%と高くなっています。

事業運営費を見ると、子育て支援施設の割合が最も高く、事業運営費全体の約 29.2%を占めています。次に行政系施設が約 24.5%、学校教育系施設が約 17.7%と高くなっています。

支出全体で見ると、子育て支援施設が約 24.0%、行政系施設が約 21.7%と高く、両施設で全体の約 45.7%を占めています。

表 3.19 施設分類別の収入

大分類	3か年(H23～H25年度)平均の収入(百万円)					
	特定財源	構成比	施設使用料等	構成比	収入合計	構成比
行政系施設	425.7	52.5%	390.2	10.4%	815.9	17.9%
学校教育系施設	91.1	11.2%	2.8	0.1%	93.9	2.1%
子育て支援施設	4.7	0.6%	783.1	20.9%	787.8	17.3%
市民文化系施設	60.6	7.5%	170.0	4.5%	230.6	5.1%
社会教育系施設	24.9	3.1%	34.5	0.9%	59.4	1.3%
保健・福祉施設	166.8	20.6%	93.3	2.5%	260.1	5.7%
スポーツ・レクリエーション系施設	19.6	2.4%	401.9	10.7%	421.5	9.2%
公営住宅	0.0	0.0%	1,166.9	31.1%	1,166.9	25.6%
医療施設	17.0	2.1%	48.8	1.3%	65.8	1.4%
公園	0.0	0.0%	86.1	2.3%	86.1	1.9%
その他	1.0	0.1%	574.4	15.3%	575.4	12.6%
合計	811.5	—	3,752.0	—	4,563.5	—
%	17.8%	—	82.2%	—	—	—

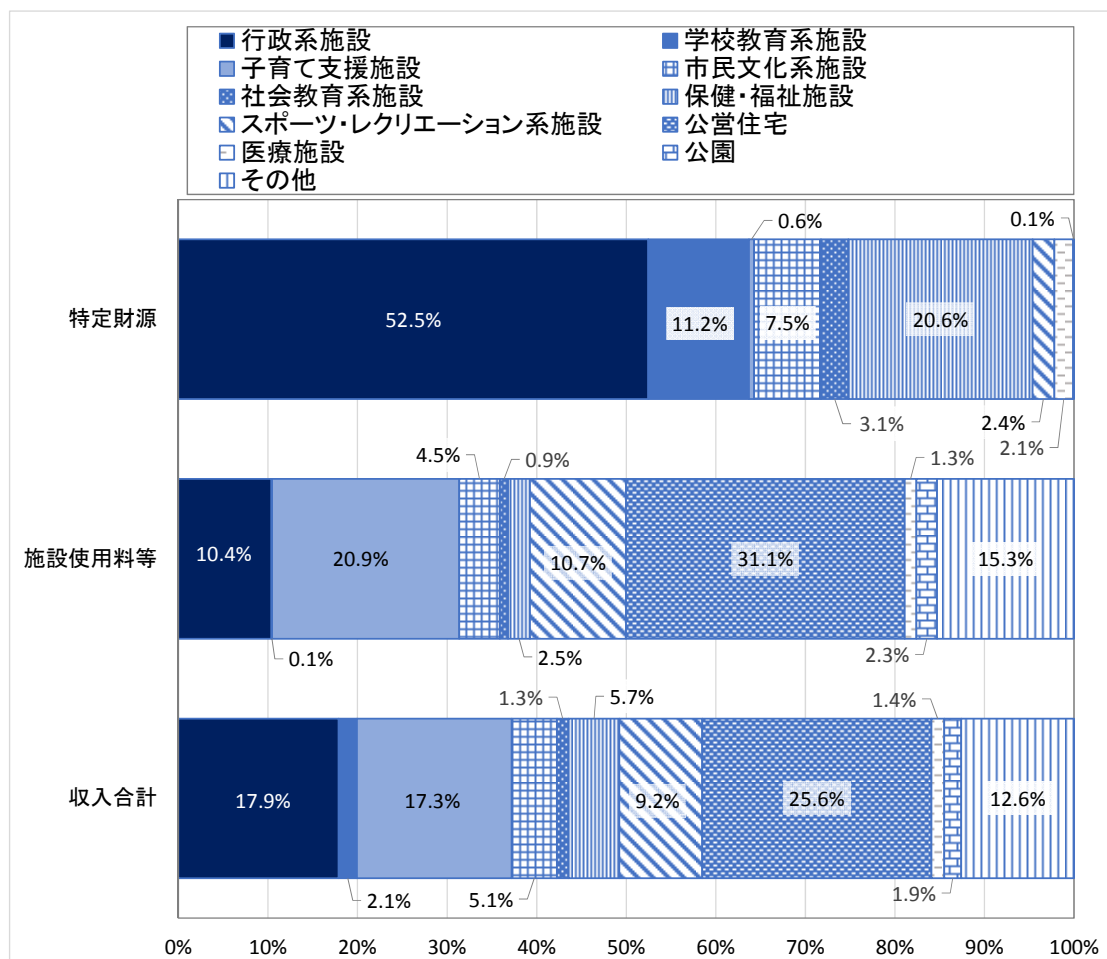


図 3.24 施設分類別の収入割合

※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合がある。

表 3.20 施設分類別の支出

大分類	3か年(H23～H25年度)平均の支出(百万円)					
	維持 管理費	構成比	事業 運営費	構成比	支出 合計	構成比
行政系施設	504.8	14.9%	2,084.5	24.5%	2,589.3	21.7%
学校教育系施設	937.3	27.6%	1,507.1	17.7%	2,444.4	20.5%
子育て支援施設	376.2	11.1%	2,486.9	29.2%	2,863.1	24.0%
市民文化系施設	363.1	10.7%	494.6	5.8%	857.7	7.2%
社会教育系施設	85.9	2.5%	343.3	4.0%	429.2	3.6%
保健・福祉施設	258.4	7.6%	705.2	8.3%	963.6	8.1%
スポーツ・レクリエーション系施設	604.9	17.8%	564.1	6.6%	1,169.0	9.8%
公営住宅	128.7	3.8%	90.7	1.1%	219.4	1.8%
医療施設	0.5	0.0%	0.2	0.0%	0.7	0.0%
公園	45.2	1.3%	37.0	0.4%	82.2	0.7%
その他	85.2	2.5%	209.4	2.5%	294.6	2.5%
合計	3,390.2	—	8,523.0	—	11,913.2	—
%	28.5%	—	71.5%	—	—	—

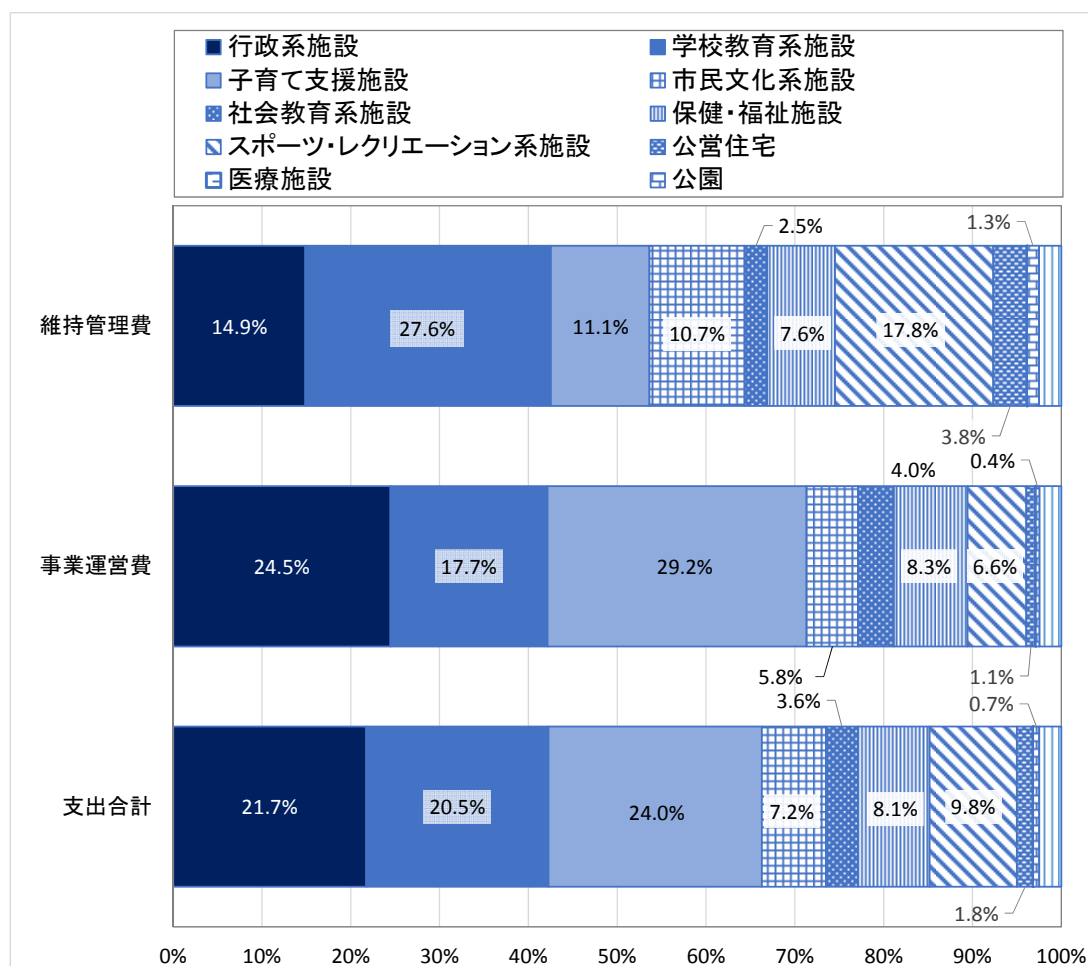


図 3.25 施設分類別の支出割合

※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合がある。

3.7 施設の省エネルギーの取組状況

1) 省エネルギーの取組

高知市役所は、エネルギー使用量実績から「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下、「省エネ法」という。）において「特定事業者」として指定されており、一事業者として省エネルギーへの取組が求められています。そのため、「高知市環境保全率優先実行計画」や「高知市新エネルギービジョン」において、省エネルギーの取組の推進を図っています。

現在、各職場で行われている主な取組は以下のとおりです。

(1) ソフト面の取組

- 昼休みの消灯
- 使用していない部屋（会議室、給湯室、トイレ、更衣室等）の消灯
- 冷暖房の温度管理
- 夏季及び冬季のエコスタイル（暑さ、寒さをしのぎやすい服装）の推奨
- デマンド監視装置の活用

(2) ハード面の取組

- 不要な照明の間引き
- 庁舎における高効率照明への転換（主に照明交換時）
- 小中学校における LED 照明の導入
- 機械設備へのインバータ回路導入
- 省エネルギー設備（高効率空調、高効率給湯器、遮熱フィルム等）の導入
- 新エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用、木質バイオマス熱利用、廃棄物発電、廃棄物熱利用）の導入

2) エネルギー使用量の推移(対前年度比)

省エネ法において「特定事業者」に指定されている高知市役所は、毎年度「中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位(※)の低減」が努力目標とされています。これまでの取組による実績は以下のとおりとなっています。

※エネルギー消費原単位：エネルギー使用量を、エネルギー使用量と密接な関係をもつ(例：延床面積、敷地面積、処理水量、ごみ処理量等)で除して得た値。エネルギーの使用の効率を表す。

(1) 市長部局のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平均原単位 変化
対前年度比(%)	101.8	97.7	99.6	104.4	100.8

(2) 教育委員会のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平均原単位 変化
対前年度比(%)	105.2	94.9	97.5	99.9	99.3

(3) 上下水道局(旧水道局)のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平均原単位 変化
対前年度比(%)	99.5	98.4	100.9	96.6	98.8

3.8 まとめ

1 公共施設整備の水準

- 高知市は、884 施設、3,307 棟、延床面積 125 万 3,155 m^2 の公共施設を保有しています。
- 人口規模が同等（30～40 万人）の自治体 25 市と市民一人当たりの延床面積を比較すると、25 市の平均 2.99 m^2 ／人に対して高知市は 3.68 m^2 ／人と高い水準にあり、相対的に見て概ね公共施設の整備が図られていると言える一方、今後の公共施設の管理・運営・老朽化への対応等が、重い負担となる可能性が高いことを示しています。

2 サービス提供の状況

- 施設数で見ると、行政系施設と市民文化系施設、公営住宅、公園が多くなっています。
- 延床面積で見ると、学校教育系施設、公営住宅の割合が高く、両施設で全延床面積の約 59.5%を占めています。
- 公共施設の貸室・貸しスペースは 423 室あり、そのうち会議室（汎用、洋室）が 132 室と全体の約 31.2%を占めています。次に和室が約 22.0%と多くなっています。
- 貸室・貸しスペースの稼働状況は施設によって異なる状況にあります。
- 指定避難所には、津波や火事などから一時的に避難するための緊急避難所と災害時に自宅が倒壊した場合などに、一定期間生活を送る避難所があります。
- 緊急避難所には、小学校やふれあいセンター、公園などが指定されており、津波避難ビルも緊急避難所に該当します。指定避難所には、小学校や中学校など 152 施設を指定しています。このうち、私立の中学・高等学校の 5 校及び高知刑務所については、南海トラフ地震など大規模災害時のみの使用となります。

3 ストックの状況

- 高知市では、昭和 50 年代から昭和 60 年代に施設整備が大きく進んでおり、その内訳を延床面積で見ると学校教育系施設や公営住宅がその大部分を占めています。
- 極めて厳しい財政状況の健全化を最優先に取り組んできたことにより、老朽化した施設で行うべき修繕などの老朽化対策ができていない施設があります。
- 建設年度が判明している建物で見ると、建設後 30 年以上が経過した建物の延床面積の全体に占める割合（老朽化率と定義）は、約 45.7%となっており、今後老朽化による大規模修繕や更新が必要になることが予想されます。
施設分類別に見ると、学校、その他学校教育系施設、幼保・こども園、幼児・児童施設、図書館、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、その他保健・福祉施設、医療施設の老朽化率が高く、特に幼児・児童施設、図書館、その他保健・福祉施設、医療施設は老朽化率が 90%を超えており、早急に老朽化対策を検討する必要があります。
- 耐震診断・耐震改修の実施状況を見ると、耐震化が必要な建物 611 棟であり、耐震診断・耐震改修の状況が把握できる全棟数 991 棟の約 61.7%を占めています。延床面積で見ると、耐震化対象建物は、361,166 m^2 であり、耐震診断・耐震改修の状況が把握できる全延床面積 586,310 m^2 の約 61.6%を占めています。
- 耐震化が必要な建物のうち、耐震診断を実施し改修が必要と判断された建物は 7 棟であり、耐震化が必要な建物全体の約 1.1%となっています。延床面積の比率を見ると、耐震改修が必要と判断された建物の延床面積は 16,112 m^2 であり、耐震化が必要な建物の約 4.5%となっています。

4 管理運営の状況

- 対象とする公共施設 884 施設のうち、市が直接管理・運営（業務委託を含む）を行っていない施設（指定管理者制度により管理・運営を行っている施設）は、202 施設であり、対象とする公共施設の約 22.8%を占めています。

5 コストの状況

- 公共施設全体の収入は、年間約 45 億 6,400 万円となっています。なお、収入のうち、使用料または利用料金、手数料等、家賃収入等といったいわゆる施設利用で得られる収入が、約 37 億 5,200 万円となっており、全体の約 82.2%を占めています。
- 施設分類別の収入内訳を見ると、収入全体では、公営住宅の割合が最も高く、収入全体の 25.6%を占めています。
- 公共施設全体の支出は、年間約 119 億 1,300 万円であり、収入の約 2.6 倍となっています。なお、支出のうち、人件費、事業運営委託費、その他事業運営費、指定管理者負担事業運営費といった事業運営費が約 85 億 2,300 万円となっており、支出全体の約 71.5%を占めています。
- 施設分類別の支出を見ると、支出全体では、子育て支援施設が約 24.0%、行政系施設が約 21.7%と高く、両施設で全体の約 45.7%を占めています。

6 省エネルギーの取組状況

- 省エネ法において「特定事業者」に指定されている高知市役所は、毎年度「中長期的にみて年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減」が努力目標とされています。現在、デマンド監視装置の活用や、高効率照明への転換、新エネルギーの導入等の取組は行われていますが、部局によっては平成 25 年度時点では努力目標が達成できていない状況であり、今後より一層の省エネルギーへの取組が必要となっています。

4 高知市のインフラ施設

4.1 インフラ施設の定義

道路、橋りょう、上下水道施設などの施設をインフラ施設と定義し、この白書においてもその現況を把握します。

4.2 ストックの状況

4.2.1 道路

高知市が管理する市道は、総延長 1,961 k m、総面積 9,903,414m²となっています。

そのうち、舗装されている道路の延長は 1,823 k m、面積は 9,509,033m²となっており、舗装率は 96.0%となっています（平成 26 年 4 月 1 日現在）。

表 4.1 市道の内訳

総数			舗装道		砂砂利		舗装率 (%)
路線数	延長(km)	面積(m ²)	延長(km)	面積(m ²)	延長(km)	面積(m ²)	
9,080	1,961	9,903,414	1,823	9,509,033	137	394,381	96.0

（参照：「市政あんない(17 編 建設) 平成 26 年度 高知市」）

4.2.2 橋梁

高知市が管理する橋梁は、1,730 橋、総延長 14,975mとなっています（平成 26 年 4 月 1 日現在）。

表 4.2 橋梁の内訳

総数		永久橋		木橋	
橋数	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数	延長(m)
1,730	14,975	1,724	14,951	6	24

（参照：「市政あんない(17 編 建設) 平成 26 年度 高知市」）

4.2.3 トンネル

高知市は8本のトンネルを保有しています。
以下に保有するトンネルのトンネル調書を示します。

トンネル調書

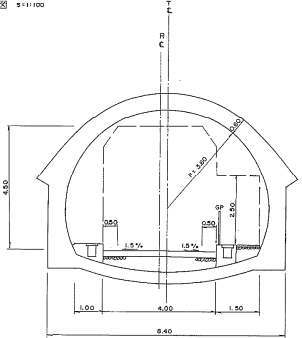
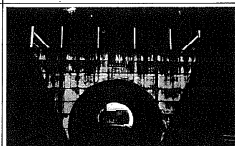
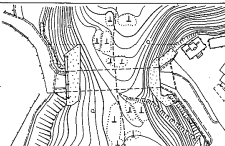
名 称		国光トンネル		トンネル番号	7003	道路種別	7	路線名	長浜204号線	路線番号	9204	図面番号	P-25-2								
トンネル延長		33.60 ^m		内 部 施 設	換 気 施 設		断面図 5×1:100 														
幅員	車 道	3.00 ^m			照 明 施 設									蛍光灯 (3個)							
	歩 道	左	1.00 ^m		非 常 用 施 設	通 報 装 置															
		右	1.50 ^m			非常警報装置															
	路 肩	1.00 ^m				消 火 設 備															
	そ の 他	6.72 ^m				その他設備															
道路部面積		218.40 ^{m²}																			
右 効 高		4.50 ^m		一般・有料区分		一 般															
他 城 延 長				トンネル分類		陸上トンネル掘進工法															
現 況				壁面区分		コンクリート系															
建設年月		昭和63年 2月		路面区分		コンクリート系															
調査年月		平成3年 3月																			
起 点 側				終 点 側				内 側				平 面									
																					

図 4.1 トンネル調書(国光トンネル)

トンネル調書

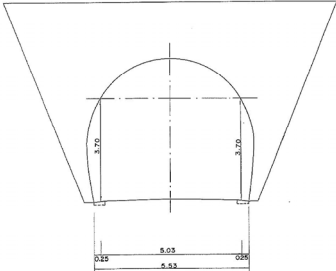
名 称		浦 戸 ト ン ネ ル		トンネル 番 号	7004	道路種別	7	路 線 名	浦 戸 1 号 線		路線番号	9801	図面番号	Q-27-2				
トンネル延長		63.80		m	内 部 施 設	換 気 施 設		断面図 5×1:100 										
都 道	車 道	5.03		m		照 明 施 設									蛍光灯 (3個)			
	歩 道	左				m	非 常 用 施 設								通 報 装 置			
		右				m									非常警報装置			
	員	路 肩	0.50			m									消 火 設 備			
そ の 他						その他設備												
道路部面積		352.81		m ²														
有 効 高		3.70		m	一般・有料区分		一 般											
他 城 延 長					トンネル分類		陸上トンネル掘進工法											
現 況					壁面区分		コンクリート系											
建設年月		年 月			路面区分		アスファルト系											
調査年月		58年 1 月																
起 点 側				終 点 側				内 側				平 面						
																		

図 4.2 トンネル調書(瀬戸トンネル)

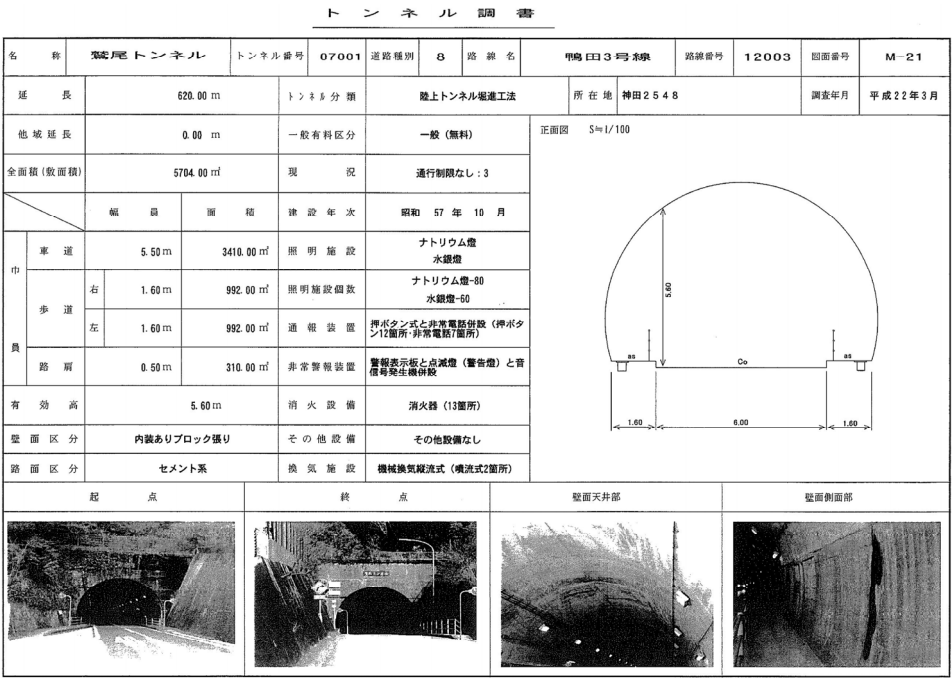


図 4.3 トンネル調査(鷺尾トンネル)

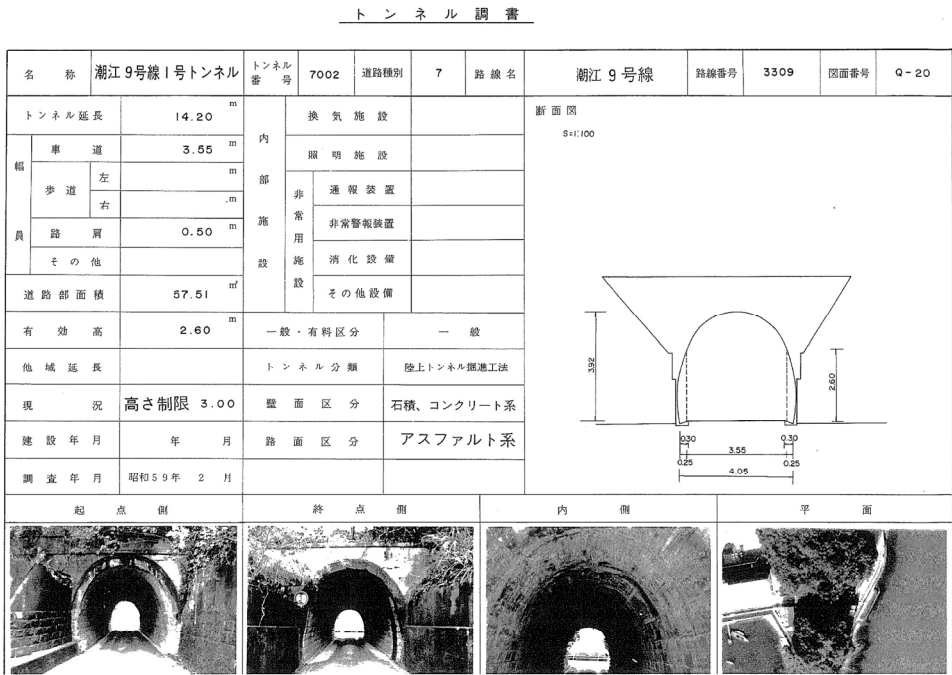


図 4.4 トンネル調査(潮江9号線1号トンネル)

トンネル調書

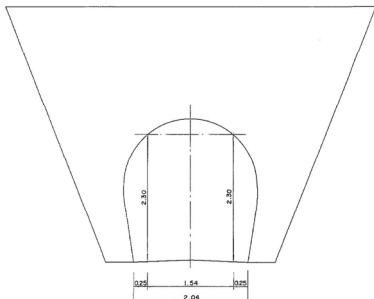
名 称		中坂トンネル		トンネル番号	7005	道路種別	8	路線名	浦戸3号線	路線番号	9603	図面番号	R-26-3				
トンネル延長				55.48		m		断面図 5×1/50 									
幅員	車道		1.54		m		換気施設										
	歩道	左			m		照明施設							蛍光灯（3個）			
		右			m		通報装置										
		路肩		0.50		m								非常警報装置			
	その他				m		消火設備										
道路部面積				113.18		㎡								その他設備			
有効高				2.30		m								一般・有料区分		一 般	
他城延長														トンネル分類		陸上トンネル掘進工法	
現 況														壁面区分		コンクリート系	
建設年月				年 月										路面区分		コンクリート系	
調査年月				58年 1 月													
起 点 側				終 点 側										内 側			
																	

図 4.5 トンネル調書(中坂トンネル)

トンネル調書

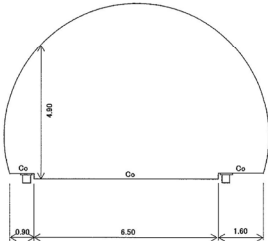
名 称	利根町町道越 トンネル		トンネル番号	08652		道路種別	6		路線名	春里甲丁6号本家		路線番号	32006		図面番号	H-29	
延 長		331.00 m		トンネル分類		陸上トンネル掘進工法				所 在 地		秋山長谷2887-2		調査年月		平成22年3月	
他 城 延長		0.00 m		一般有料区分		一般 (無料)				正面図 5=1/100 							
全面積 (敷面積)		2979.00 m ²		現 況		通行制限なし:3											
		幅 員		面 積		建 設 年 次		平成 5 年 10 月									
巾 員	車 道	5.00 m		1985.00 m ²		照 明 施 設		ナトリウム燈 水銀燈									
	歩 道	右	1.50 m		529.60 m ²		照明施設個数		ナトリウム燈-67 水銀燈-2								
		左	0.90 m		297.90 m ²		通 報 装 置		通報装置なし								
	路 肩	0.50 m		165.50 m ²		非常警報装置		非常警報装置なし									
有 効 高	4.90 m		消 火 設 備		消火設備なし												
壁 面 区 分	内装ありブロック張り		そ の 他 設 備		その他設備なし												
路 面 区 分	セメント系		換 気 施 設		機械換気施設なし												
起 点				終 点				壁面天井部				壁面側面部					
																	

図 4.6 トンネル調書(種間越トンネル)

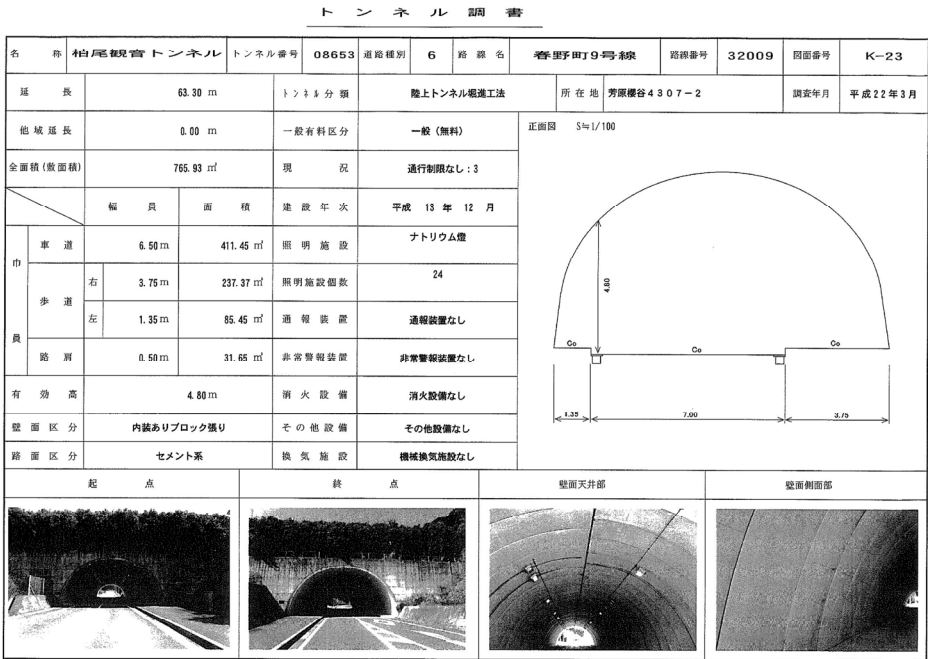


図 4.7 トンネル調書(柏尾観音トンネル)

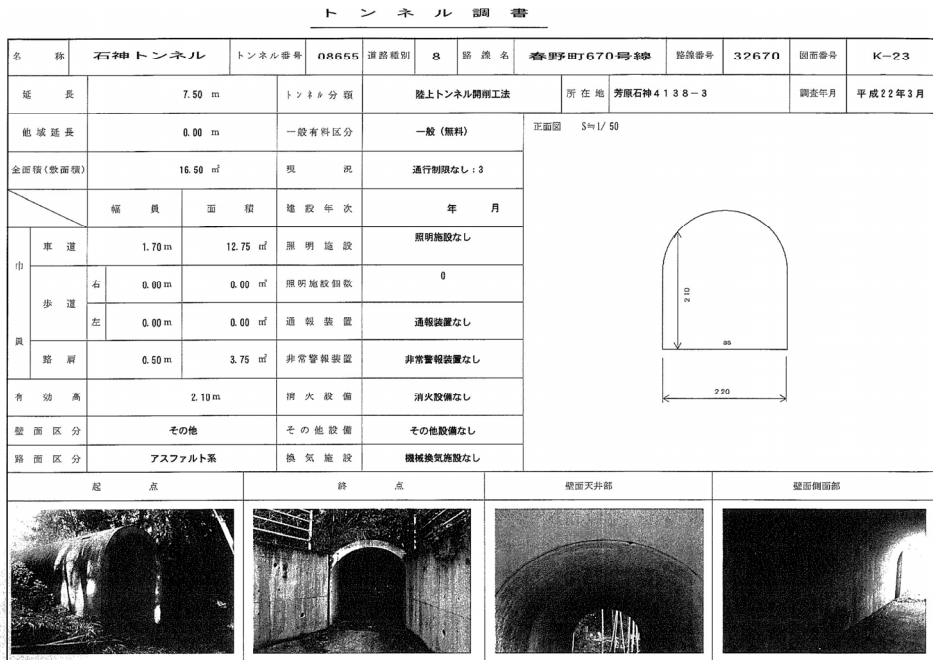


図 4.8 トンネル調書(石神トンネル)

4.2.4 下水道

(1) 公共下水道

高知市が管理する公共下水道施設（管きょ、ポンプ場）について、計画と概況を以下に示します。

表 4.3 下水道管きょの概況

污水管	雨水管	合流管	合計
643,598m	144,648m	220,680m	1,008,926m

表 4.4 公共下水道の概況

区分		全体計画	事業計画 S25～H32	平成25年度 未完了分
計画処理面積（ha）		4,746	3,631	2,836
計画処理人口（人）		264,500	232,370	190,091
管渠延長（m）		1,760,000	1,427,000	1,008,926
ポンプ場 （か所）	合流式ポンプ場	2	2	2
	污水ポンプ場	2	2	2
	雨水ポンプ場	34	15	14
	分合流併設ポンプ場	2	2	2
	雨污水併設ポンプ場	3	3	3
終末処理場（か所）		3	3	3

（参照：「市政あんない（18 編 下水道）平成 26 年度 高知市」）

(2) 都市下水路

高知市が管理する都市下水路施設において、計画と概況を以下に示します。

表 4.5 都市下水道の概況

都市下水路名	全 体 計 画			平成25年度末 整備状況
	集水面積 （ha）	雨水ポンプ場 （か所）	水路延長 （m）	
仁 井 田	68	1	2,818	雨水ポンプ場 1か所 水路延長 2,328m
朝 倉	72	—	1,675	水路延長 1,675m
米 田	179	—	4,014	水路延長 3,246m
米 田 古 川	53	1	1,999	雨水ポンプ場 1か所 水路延長 1,999m
針 木	86	1	1,835	雨水ポンプ場 1か所 水路延長 545m
長 浜 原	167	1	3,088	雨水ポンプ場 1か所 水路延長 3,088m
佐 々 木	33	—	758	水路延長 340m

4.2.5 上水道

(1) 上水道

高知市が管理する上水道施設（管きょ、浄水場）の概況を以下に示します。

表 4.6 上水道管きょの概況

導水管	送水管	配水本管	配水支管	合計
10,144m	65,211m	67,492m	1,314,920m	1,457,767m

表 4.7 浄水場の概況

針木浄水場	旭浄水場
敷地面積 189,633m ²	敷地面積 25,631m ²
着水井 1井(容量367m ³)	着水井 1井(容量78m ³)
フロック形成池 4池 (容量2,368m ³)	フロック形成池 2池(容量 893m ³)
凝集沈でん池 4池 (容量20,256m ³)	急速ろ過池6池(ろ過能力 46,800m ³ ／日)
急速ろ過池 10池 (ろ過能力 123,000m ³ ／日)	緩速ろ過池3池(ろ過能力 13,200m ³ ／日)
次亜塩素酸ナトリウム注入設備:2台(予備1台)	(休止中)
PAC注入設備 注入ポンプ	塩素注入設備 生成次亜塩素注入ポンプ
大3台(予備1台), 小3台(予備1台)	前塩用 大2台 小2台
苛性ソーダ注入設備:大3台, 小3台	後塩用 大2台 小2台

(参照:「市政あんない(19 編 水道) 平成 26 年度 高知市」)

4.2.6 その他インフラ施設

(1) 河川道路施設

高知市の管理する河川道路施設を以下に示します。

表 4.8 河川道路施設一覧表(1/3)

No.	小分類	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年
1	ポンプ場	下知ポンプ場	447.3	1952
2	ポンプ場	潮江ポンプ場	164.5	1956
3	ポンプ場	江ノロポンプ場	641.1	1963
4	ポンプ場	南地ポンプ場	175.0	1967
5	ポンプ場	塩谷ポンプ場	315.6	1969
6	ポンプ場	高須雨水ポンプ場	579.9	1974
7	ポンプ場	薮野ポンプ場	2,034.1	1995
8	ポンプ場	小石木ポンプ場	1,721.5	1978
9	ポンプ場	秦ポンプ場	1,182.2	1980
10	ポンプ場	長浜原ポンプ場	1,641.1	1980
11	ポンプ場	潮江南ポンプ場	1,567.9	1981
12	ポンプ場	神田ポンプ場	4,114.9	1981
13	ポンプ場	海老ノ丸ポンプ場	8,908.6	1981
14	ポンプ場	米田古川ポンプ場	972.0	1984
15	ポンプ場	初月ポンプ場	1,168.6	1993
16	ポンプ場	針木ポンプ場	137.1	1988
17	ポンプ場	仁井田ポンプ場	828.0	1986
18	ポンプ場	五台山ポンプ場	1,570.3	1993
19	ポンプ場	一宮雨水ポンプ場	2,739.7	2001
20	ポンプ場	大津雨水ポンプ場	1,358.7	2005
21	ポンプ場	関雨水ポンプ場	1,496.4	2009
22	ポンプ場	長浜雨水ポンプ場	3,627.0	2009
23	ポンプ場	入明ポンプ場	25.7	-
24	ポンプ場	北金田農業用水ポンプ場	54.2	1999
25	ポンプ場	南金田農業用水ポンプ場	61.8	2005
26	ポンプ場	潮江東部農業用送水ポンプ場上屋	33.6	1994
27	ポンプ場	潮江処理場内ポンプ場	1,539.4	1982
28	ポンプ場	下知処理場内雨水ポンプ場	20.7	2001
29	ポンプ場	下知処理場内汚水ポンプ場	663.0	1986
30	ポンプ場	瀬戸処理場内ポンプ場	1,137.4	1983
31	中継ポンプ場	上街汚水中継ポンプ場	823.6	1989
32	中継ポンプ場	薮野汚水中継ポンプ場	305.9	2001
33	中継ポンプ場	蒔絵台汚水中継ポンプ場	114.8	2000
34	排水機場	浦戸排水機場	16.7	-
35	排水機場	藻州潟排水機場	64.4	-
36	排水機場	竹島第二排水機場	120.5	1973
37	排水機場	種崎排水機場	88.0	-
38	排水機場	高須排水機場	14.1	1995
39	排水機場	南秦泉寺排水機場	11.5	1973
40	排水機場	東秦泉寺排水機場	89.9	1974
41	排水機場	下知排水機場	415.6	1975
42	排水機場	勝浦浜排水機場	143.4	1991
43	排水機場	米田排水機場	40.8	1977
44	排水機場	東石立排水機場	31.5	1978
45	排水機場	十津第一排水機場	25.9	1978

表 4.9 河川道路施設一覧表(2/3)

No.	小分類	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年
46	排水機場	中嶋排水機場	11.0	1975
47	排水機場	大畑排水機場	23.8	1991
48	排水機場	西塩谷排水機場	19.9	－
49	排水機場	相生排水機場	4.8	1982
50	排水機場	南万々排水機場	4.1	1967
51	排水機場	八丁排水機場	24.0	1980
52	排水機場	北吸江排水機場	40.0	1980
53	排水機場	上本宮町排水機場	72.1	1982
54	排水機場	宇賀谷排水機場	27.6	1982
55	排水機場	太田川排水機場	4.4	1992
56	排水機場	中州排水機場	93.5	1994
57	排水機場	辰ノ尾川排水機場	74.4	1996
58	排水機場	御置瀬排水機場	9.9	－
59	排水機場	ソフトウェア団地排水機場	23.0	1998
60	排水機場	福井第二排水機場	28.5	1998
61	排水機場	横浜東排水機場	36.0	1982
62	排水機場	新木排水機場	27.7	2001
63	排水機場	竹島第一排水機場	255.0	－
64	排水機場	月ノ瀬排水機場	8.7	1995
65	排水機場	新田東排水機場	52.0	－
66	排水機場	新田西排水機場	44.0	－
67	排水機場	鹿児第二排水機場	554.6	2005
68	排水機場	長浜産業団地排水機場	80.3	2002
69	排水機場	縄手町排水機場	13.2	2008
70	排水機場	東崎排水機場	20.4	1976
71	排水機場	絶海排水機場	146.0	1972
72	排水機場	四郎右エ門排水機場	225.0	1980
73	排水機場	東孕第二排水機場	95.6	1983
74	排水機場	田辺島排水機場	152.0	－
75	排水機場	介良排水機場	359.0	－
76	排水機場	田辺島丸排水機場	30.0	－
77	排水機場	吹井排水機場	348.0	－
78	排水機場	須賀ノ丸排水機場	60.5	2000
79	排水機場	横田丸排水機場	389.6	2000
80	排水機場	東孕第一排水機場	345.0	－
81	排水機場	唐谷排水機場	348.0	－
82	排水機場	高須排水機場	424.0	－
83	排水機場	左右衛門排水機場	310.0	－
84	排水機場	左右衛門第二排水機場	285.0	－
85	排水機場	丹七排水機場	193.0	－
86	排水機場	山崎ノ丸排水機場	195.0	－
87	排水機場	山崎ノ丸第二排水機場	54.0	－
88	排水機場	古川・徳谷排水機場	363.0	－
89	排水機場	前岡(東)排水機場	95.0	－
90	排水機場	前岡(西)排水機場	61.0	－
91	排水機場	小日出排水機場	259.0	－
92	排水機場	出分排水機場	169.0	－
93	排水機場	菱池排水機場	289.0	－
94	排水機場	裏塩田排水機場	4.0	－
95	排水機場	日出野排水機場	677.0	－

表 4.10 河川道路施設一覧表(3/3)

No.	小分類	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年
96	排水機場	菱池第二排水機場	273.4	2003
97	排水機場	西畑排水機場	131.6	-
98	排水機場	仁ノ排水機場	172.8	-
99	揚水機場	三ノ瀬北揚水機場	21.3	1970
100	揚水機場	介良中野揚水機場	6.0	-
101	揚水機場	大原揚水機場	2.0	-
102	揚水機場	三ノ瀬南揚水機場	13.0	-
103	揚水機場	下島公園揚水ポンプ	8.8	1999
104	排水機場	大津食品団地排水機場	-	2000
105	排水機場	鏡川排水機場	-	1976
106	排水機場	十津第二排水機場	-	2002
107	排水機場	一ツ橋排水機場	-	2000
108	排水機場	福井第一排水機場	-	1998
109	その他道路河川施設	江ノ口川ファブリダム(井口町)	15.7	-
110	その他道路河川施設	弘岡中農業用水施設	103.1	-
111	その他道路河川施設	江の口鴨田堰	63.0	-
112	その他道路河川施設	十津潮止堰	46.0	-
113	その他道路河川施設	朝倉堰	61.0	-
合計			51,581.0	

(2) 供給処理施設

高知市の管理する供給処理施設を以下に示します。

表 4.11 供給処理施設一覧表

No.	小分類	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年
1	ごみ処理場・クリーンセンター	再生資源処理センター	2,584.8	1967
2	ごみ処理場・クリーンセンター	クリーンセンター	4,829.2	1978
3	ごみ処理場・クリーンセンター	清掃工場	30,630.8	1979
4	ごみ処理場・クリーンセンター	工業用水道中継ポンプ場	160.5	1979
5	ごみ処理場・クリーンセンター	菖蒲谷プラスチック減容工場	3,300.4	1972
6	ごみ処理場・クリーンセンター	東部環境センター	10,739.2	1984
7	ごみ処理場・クリーンセンター	三里最終処分場	552.4	1984
8	ごみ処理場・クリーンセンター	中野ポンプ場	38.4	-
9	ごみ処理場・クリーンセンター	乙丙ポンプ場	15.0	-
10	ごみ処理場・クリーンセンター	ストックヤード	130.0	1998
11	ごみ処理場・クリーンセンター	土佐山焼却場	83.0	1997
12	ごみ処理場・クリーンセンター	春野一般廃棄物最終処分場	112.1	-
13	ごみ処理場・クリーンセンター	春野清掃センター	159.2	1982
14	ごみ処理場・クリーンセンター	春野ストックヤード	476.4	1997
15	ごみ処理場・クリーンセンター	春野クリーンセンター諸木	237.6	1997
16	ごみ処理場・クリーンセンター	春野クリーンセンター西畑	128.1	1997
17	ごみ処理場・クリーンセンター	春野クリーンセンター中央	309.3	2001
18	ごみ処理場・クリーンセンター	春野クリーンセンター芳原	234.8	2006
19	ごみ処理場・クリーンセンター	春野クリーンセンター内ノ谷	227.2	2001
合計			54,948.2	

4.3 コストの状況

4.3.1 道路

高知市の保有する道路に関する過去5年間の投資的経費を以下に示します。
5年平均で約11億2,600万円の投資的経費が必要となっています。

表 4.12 道路にかかる投資的経費の推移

年度	投資的経費 (千円)
平成 21 年度	1,321,387
平成 22 年度	1,014,925
平成 23 年度	1,112,188
平成 24 年度	954,617
平成 25 年度	1,225,682
5年平均	1,125,760

4.3.2 橋梁

高知市の保有する橋梁に関する過去5年間の投資的経費を以下に示します。
5年平均で約9,800万円の投資的経費が必要となっています。

表 4.13 橋梁にかかる投資的経費の推移

年度	投資的経費 (千円)
平成 21 年度	44,296
平成 22 年度	101,827
平成 23 年度	17,976
平成 24 年度	27,454
平成 25 年度	297,811
5年平均	97,873

4.3.3 下水道

高知市の保有する下水道に関する過去5年間の建設改良費を以下に示します。
5年平均で約31億5,500万円の建設改良費が必要となっています。

表 4.14 下水道にかかる建設改良費の推移

年度	建設改良費 (千円)
平成 21 年度	4,342,968
平成 22 年度	2,920,608
平成 23 年度	2,757,400
平成 24 年度	2,409,566
平成 25 年度	3,343,234
5年平均	3,154,755

4.3.4 上水道

高知市の保有する上水道に関する過去5年間の建設改良費を以下に示します。
5年平均で約26億8,000万円の建設改良費が必要となっています。

表 4.15 上水道にかかる建設改良費の推移

年度	建設改良費 (千円)
平成 21 年度	3,173,175
平成 22 年度	1,745,211
平成 23 年度	2,299,258
平成 24 年度	3,253,527
平成 25 年度	2,926,568
5年平均	2,679,548

5 修繕及び更新に係る将来費用

5.1 公共施設の将来費用

本書の対象とする公共施設（詳細は「**3.高知市の公共施設 3.1 公共施設の定義**」を参照）のうち、民間から借用している建物を除く建物について、今後も現状の延床面積で保有し続ける場合に必要となる修繕及び更新に係る将来費用を試算します。

なお、実際に建物を適切に管理・運営し、維持する上で、修繕や更新以外に点検・保守・整備・清掃・衛生管理等の維持保全及び運用管理やサービス提供といった業務が必要となります。また、耐震化やバリアフリー化といった、建設当初と比べ社会や利用者が要求する水準が高度化してゆくことに対応する改修も適切に計画し行う必要があります。これらの費用については、本書の試算には含まれていませんので別途考慮する必要があります。

5.1.1 将来コストの試算概要

(1) 試算イメージ

将来コストは、更新費と修繕費・大規模修繕費を積み上げて概算したものです。なお、本書で用いる更新費・修繕費・大規模修繕費の定義は以下によります。

更新費・・・建物の建替にかかる建設工事費及び現在ある建物の解体工事費等

修繕費・・・建物のそれぞれの機能・性能が、劣化損傷により当初の使用目的に耐えられない状態になった場合に、当初の機能・性能に回復するための費用

大規模修繕費・・・修繕の内、屋上防水の全面張替えや設備機器本体の取替等、比較的広範囲を一体的に施工することが運営面やコスト面等から有利なため長期的に計画して行う修繕に係る費用

以下の式で更新費と修繕費・大規模修繕費を積み上げて概算したものです。以下に算出のイメージを示します。

○将来コスト＝更新費＋修繕費＋大規模修繕費

・更新費 ＝ 更新単価（円／ m^2 ）×施設延床面積（ m^2 ）

・修繕費 ＝ 修繕単価（円／ m^2 ）×施設延床面積（ m^2 ）

・大規模修繕費 ＝ 大規模修繕単価（円／ m^2 ）×施設延床面積（ m^2 ）

○費用を積み上げる時期

・更新費…建設年から耐用年数で計上

・修繕費…現在から修繕サイクルごとに計上

・大規模修繕費…現在から大規模修繕サイクルごとに計上

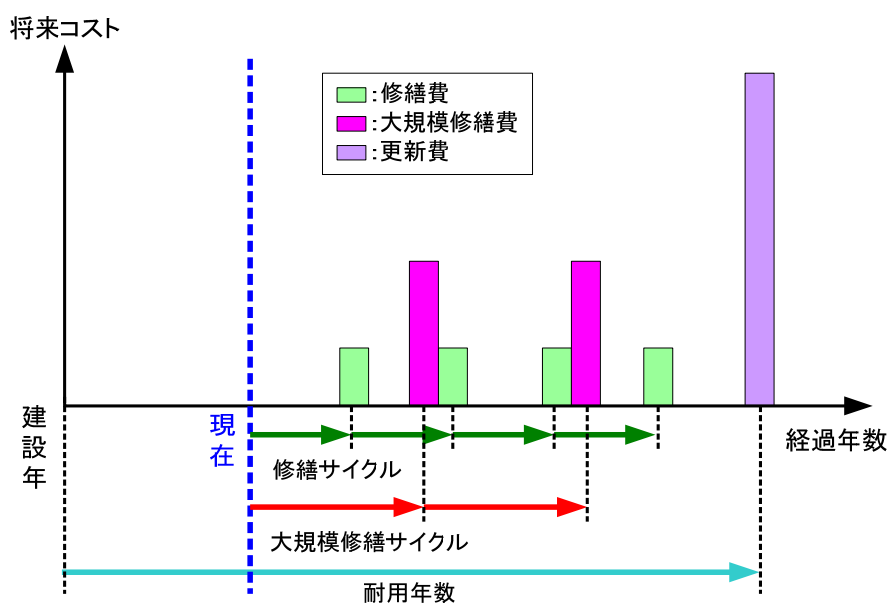


図 5.1 将来コストの試算イメージ

(2) 予防保全対策の実施による長寿命化の効果イメージ

予防保全対策とは、建物の劣化（損傷）が軽微な段階で対策を行うことであり、劣化（損傷）が重大になってから更新や大規模修繕等の対策を行う事後保全型の管理に比べて、建物を長寿命化することが可能になるとともに、建物が建設から更新するまでに係るコスト（LCC（ライフサイクルコスト））を縮減することが可能です。

以下に予防保全的な対策を行った場合の「予防保全型シナリオ」と、事後保全型の管理を行った場合の「事後保全型シナリオ」を比較した長寿命化のイメージを示します。

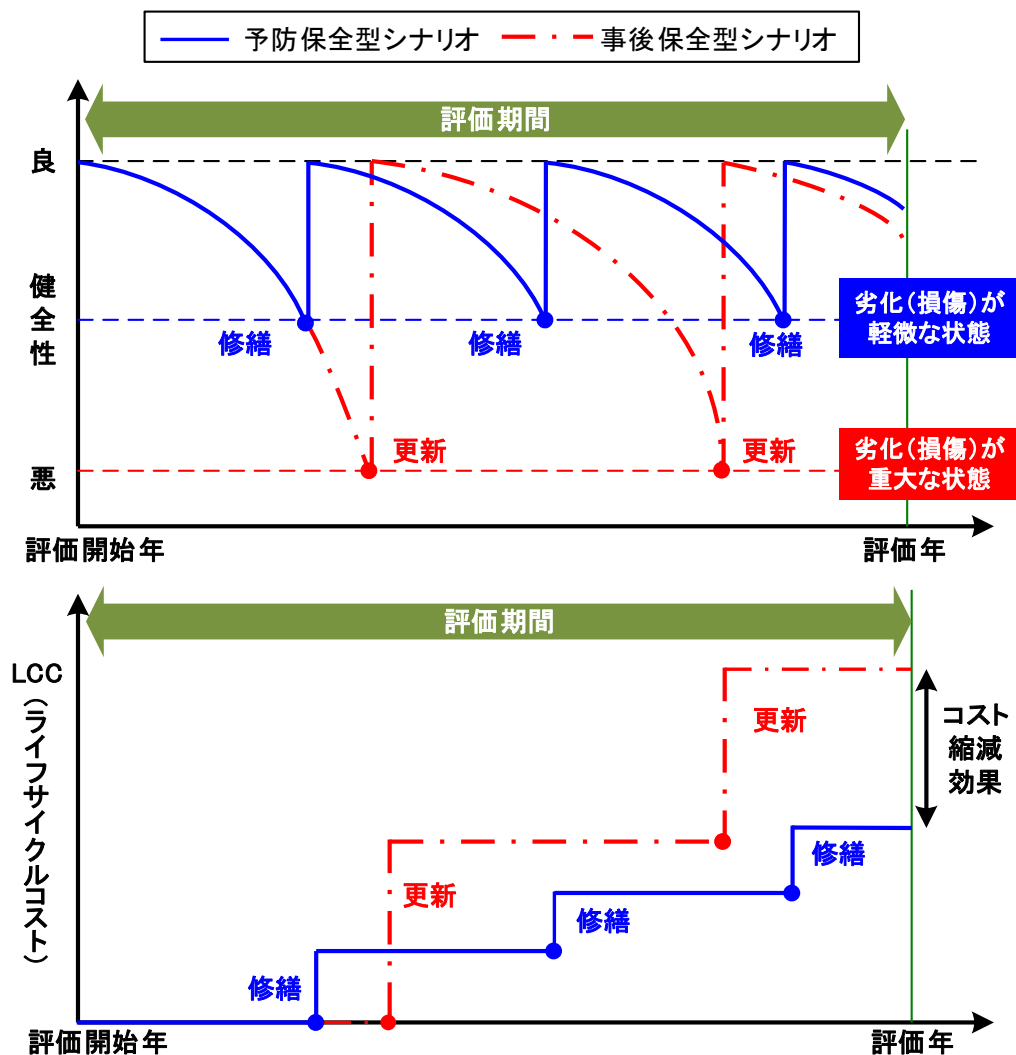


図 5.2 予防保全対策による長寿命化効果イメージ

この予防保全対策を怠った場合、つまり事後保全型での施設管理を行った場合とは、雨漏り等により建物の屋根や外壁等だけでなく内部に重大な損傷が現れた状態であり、場合によっては天井の崩落や上層階のベランダ柵の崩壊等の人命に関わる重大な事故を起こす可能性のある非常に危険な状況で施設を稼動することであり、費用面だけでなく安全面からも早急に計画的な保全（点検・保守・整備・修繕・改修）を行うことが求められます。

5.1.2 試算条件の設定

(1) 更新費用の想定

更新費用のベースとなる建設工事費単価の設定方法は、以下の3つの方法を比較検証しました。

- ①市の保有する建物取得費の物価変動等に合わせ、現在の取得にかかる費用に調整する。
- ②「平成17年 建築物ライフサイクルコスト」（国土交通省大臣官房長官監修）の建設単価を用いる。
- ③「『建築着工統計』工事費予定額の分析」（建設物価調査会）の工事単価を用いる。

比較結果の概要は以下の通りです。

表 5.1 建設工事単価の設定方法の比較結果

方法	比較検討のポイント	判定	
		更新	修繕
市の実績 (建物取得費, 修繕工事費用)	【更新単価】 建物のデータ(建設時の取得費)を揃えることは非常に困難である。 【修繕単価】 これまでに修繕の十分な実績が無いため、実績値を用いることは困難である。	×	×
建築物の ライフサイクルコスト	【更新単価】 事務所、学校、住宅の用途別の単価が得られるが、構造形式はRC造のみ。 【修繕単価】 建物のモデルケースに対して修繕工法ごとに積算し、延床面積当たりの修繕単価を設定している。	△	○
建築着工統計	【更新単価】 用途別・構造形式別の工事単価が得られる。 市区町村の工事実績に基づく情報。 【修繕単価】 着工統計では修繕に関する工事費の情報を分析していない。	○	×

この比較結果を踏まえ、更新単価については「『建築着工統計』工事予定額の分析」（建設物価調査会）（以下、「建築着工統計の分析」という。）における、市町村発注工事単価実績から、最新の平成19年の値を建設工事単価として適用することとしました。

「建築着工統計の分析」は、国土交通省の実施する着工統計に際し集計されている工事発注実績の個票に基づき、建築種別・構造別・用途別の工事単価を年度別に統計した資料であり、市町村が建築主の工事における、構造別・用途別の平均工事単価が示されています。

(2) 修繕単価, 大規模修繕単価及びそれぞれの周期の設定

計画的な修繕を実施することを前提に, 修繕費及び大規模修繕費を「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房長官監修)に基づいて設定します。

「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房長官監修)においては, 建築物を 65 年供用することを想定した場合の修繕コストを試算するための情報として, 標準的な修繕方法(内容, サイクル, コスト等)と単価に関するデータベースが提供されています。同資料では, 建物を構成する部材について, 躯体の耐久性や建物の機能に及ぼす影響や, 部材の劣化特性等を踏まえ, 保全タイプを「時間計画保全をすべき部材」, 「時間計画保全が望ましい部材」, 「事後保全でかまわない部材」の 3 つに分類しています。

推計に当たっては, 建物を耐用年数まで使い続けるために, 計画的な支出として最低限見込むべきコストを把握するという観点から, 「時間計画保全すべき部材」と「時間計画保全が望ましい部材」を対象として修繕を実施するケースを想定します。

次ページに上記文献を基に設定した修繕費, 大規模修繕費の 1 m²当たりの単価とサイクルを, 建物用途別に示します。

建物用途としては, 「一般公共施設 (9,000m²以上)」, 「一般公共施設 (9,000m²未満)」, 「学校関連施設」, 「集合住宅 (市営住宅)」の 4 つに分類しています。

なお, 一般公共施設は, 試算を行う便宜上 9,000m²を基準として 9,000m²未満と 9,000m²以上で分けて試算することとし, 上記文献中の「事務所_15000 形」は「一般公共施設 (9,000m²以上)」に, 「事務所_3000 形」は「一般公共施設 (9,000m²未満)」にそれぞれ対応すると想定しています。

表 5.2 一般公共施設(9,000m²未満)における5年当たりの修繕費合計

(円/㎡)

工事	項目	経年数											
		1	6	11	16	21	26	31	36	41	46	51	56
		5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60
建築	修繕	406	816	406	800	406	465	406	603	406	816	406	816
	大規模修繕	0	0	1,439	286	0	5,635	0	7,958	1,439	0	0	0
	合計	406	816	1,845	1,086	406	6,100	406	8,561	1,845	816	406	816
電気設備	修繕	952	2,942	2,405	2,406	1,185	2,420	959	3,049	1,639	3,058	1,191	2,703
	大規模修繕	0	0	0	8,129	8,083	11,894	0	8,129	0	8,083	0	0
	合計	952	2,942	2,405	10,535	9,268	14,314	959	11,178	1,639	11,141	1,191	2,703
機械設備	修繕	3,262	10,418	4,136	3,404	4,273	8,236	4,382	4,415	3,016	9,407	5,393	10,229
	大規模修繕	0	0	10,107	16,488	7,336	17,195	0	18,004	10,107	7,336	0	0
	合計	3,262	10,418	14,243	19,892	11,609	25,431	4,382	22,419	13,123	16,743	5,393	10,229

表 5.3 一般公共施設(9,000m²以上)における5年当たりの修繕費合計

(円/㎡)

工事	項目	経年数											
		1	6	11	16	21	26	31	36	41	46	51	56
		5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60
建築	修繕	288	498	288	481	305	314	288	228	288	482	305	482
	大規模修繕	0	0	2,251	25	0	5,076	0	10,172	2,251	0	0	0
	合計	288	498	2,539	506	305	5,390	288	10,400	2,539	482	305	482
電気設備	修繕	1,213	2,904	2,996	1,510	2,487	2,391	1,221	1,968	2,745	2,688	2,493	2,898
	大規模修繕	0	0	5,655	12,348	2,896	18,988	0	12,348	5,655	2,896	0	0
	合計	1,213	2,904	8,651	13,858	5,383	21,379	1,221	14,316	8,400	5,584	2,493	2,898
機械設備	修繕	2,740	8,647	3,377	3,768	3,760	5,983	3,569	4,788	2,548	7,626	4,589	8,681
	大規模修繕	27	221	12,979	15,792	10,283	21,412	27	15,846	12,979	10,477	27	221
	合計	2,767	8,868	16,356	19,560	14,043	27,395	3,596	20,634	15,527	18,103	4,616	8,902

表 5.4 学校関連施設における5年当たりの修繕費合計

(円/㎡)

工事	項目	経年数											
		1	6	11	16	21	26	31	36	41	46	51	56
		5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60
建築	修繕	923	2,028	923	956	1,762	797	923	1,239	923	1,189	1,762	1,189
	大規模修繕	0	0	8,765	4,483	0	14,958	0	29,196	8,765	0	0	0
	合計	923	2,028	9,688	5,439	1,762	15,755	923	30,435	9,688	1,189	1,762	1,189
電気設備	修繕	531	897	1,020	441	531	832	869	592	569	859	832	596
	大規模修繕	0	0	0	4,588	1,937	177	0	4,588	0	1,937	0	0
	合計	531	897	1,020	5,029	2,468	1,009	869	5,180	569	2,796	832	596
機械設備	修繕	574	1,080	714	546	703	580	742	675	546	951	871	1,353
	大規模修繕	0	24	1,804	2,153	3,192	10,764	0	4,507	1,804	3,216	0	24
	合計	574	1,104	2,518	2,699	3,895	11,344	742	5,182	2,350	4,167	871	1,377

表 5.5 集合住宅(市営住宅)における5年当たりの修繕費合計

(円/㎡)

工事	項目	経年数											
		1	6	11	16	21	26	31	36	41	46	51	56
		5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60
建築	修繕	392	2,386	392	603	1,040	1,232	392	1,171	392	1,738	1,040	1,738
	大規模修繕	0	0	2,546	5,649	0	7,563	0	9,410	2,546	0	0	0
	合計	392	2,386	2,938	6,252	1,040	8,795	392	10,581	2,938	1,738	1,040	1,738
電気設備	修繕	375	375	375	0	375	375	375	0	375	375	375	375
	大規模修繕	0	0	0	2,984	0	0	0	2,984	0	0	0	0
	合計	375	375	375	2,984	375	375	375	2,984	375	375	375	375
機械設備	修繕	1,123	1,194	1,760	70	1,147	1,123	1,123	94	1,760	1,170	1,147	1,194
	大規模修繕	0	3,126	315	6,420	4,985	9,405	0	6,420	315	8,111	0	3,126
	合計	1,123	4,320	2,075	6,490	6,132	10,528	1,123	6,514	2,075	9,281	1,147	4,320

出典:「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房長官監修)より作成

※修繕や大規模修繕の設定単価について、「建築物のライフサイクルコスト」では施設の使用状況や設置環境によって対策時期にバラツキが生じることから、5年ごとの平均単価として設定されている。

5.1.3 更新費用の考え方

(1) 更新単価の設定

将来費用を算出するに当たっては、「『建築着工統計』工事費予定額の分析」（建設物価調査会）における市区町村発注工事単価実績から、平成 19 年度の構造別・用途別の平均工事単価を建設工事単価として適用します。

表 5.6 推計に適用する建設工事単価(万円/㎡)

施設分類 (大分類)	「建築着工統計の分析」 における用途	建設工事単価(万円/㎡)					
		木造 (W)	鉄骨鉄筋 コンク リート造 (SRC)	鉄筋コン クリート造 (RC)	鉄骨造 (S)	コンクリー トブロック造 (CB)	その他 (O)
公営住宅	居住専用住宅	16.4	20.1	18.7	11.8	13.9	7.0
供給処理施設, 道路河川施設	他に分類されない建築物	14.0	35.3	32.9	11.1	16.0	10.4
上記に該当しないもの	公務・文教用建築物	15.3	28.9	24.5	14.2	14.9	9.0

出典:「『建築着工統計』工事費予定額の分析」(建設物価調査会)より作成

本書では、先に整理した建設工事単価に解体費を加えた単価を更新単価として設定することとし、構造形式に関わらず、過去の実績から 2.3 万円/㎡を解体費として一律に考慮します。

表 5.7 推計に適用する更新単価(万円/㎡)

施設分類 (大分類)	用途	更新単価(万円/㎡)					
		W	SRC	RC	S	CB	O
公営住宅	居住専用住宅	18.7	22.4	21.0	13.1	16.2	9.3
供給処理施設, 道路河川施設	他に分類されない建築物	16.3	37.6	35.2	13.4	18.3	12.7
上記に該当しないもの	公務・文教用建築物	17.6	31.2	26.8	16.5	17.2	11.3

(2) 耐用年数の設定

将来費用を算出するに当たっては、建物の使用年数実績や物理的性能等の調査研究の結果によってまとめられた「建築物の耐久計画に関する考え方」（（社）日本建築学会）に基づいた耐用年数を設定します。

表 5.8 推計に適用する耐用年数

施設分類 (大分類)	用途	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造		ブロック造 れんが造	木造
			重量鉄骨	軽鉄骨		
行政系施設, 学校教育施設	学校, 庁舎	60 年	60 年	40 年	60 年	60 年
公営住宅	住宅, 事務所, 病院	60 年	60 年	40 年	60 年	40 年
上記に以外の施設	その他					

出典:「建築物の耐久計画に関する考え方」((社)日本建築学会)より作成

5.1.4 将来費用の試算

(1) 高知市の公共施設が有するリスク額の想定

先に示したとおり、計画的な修繕を行うことにより建物を長寿命化するとともに、ライフサイクルコストを軽減することができます。

そこで、建設当初から現在までに対策が必要であったものをリスク額として想定します。

リスク額は、理想的（長寿命化、ライフサイクルコスト最小、安全性等）に建物を維持していく上で、これまでに必要であった費用のこととし、建設時から現在までの修繕費、大規模修繕費、更新費を試算し、その合計をリスク額として表現します。それぞれ「積み残し修繕費」、「積み残し大規模修繕費」、「積み残し更新費」とします。

表 5.9 リスク額の内訳

単位:億円				
費目	積み残し 修繕費	積み残し 大規模修繕費	積み残し 更新費	積み残し 合計
リスクの総額	692.3	463.1	15.6	1,171.0
リスクの10年平均	69.2	46.3	1.6	117.1

試算したリスク額に対しては、仮に今後10年間で対策を実施していくものとし、将来費用の試算に計上します。

リスクの総額は約1,171億円であり、10年間で対策する際の年平均は117億1,000万円となります。内訳としては、積み残し修繕費が約692億3,000万円、積み残し大規模修繕費が約463億1,000万円、積み残し更新費が約15億6,000万円であり、更新に至らないまでも、大規模修繕を実施する必要がある施設が多くあることが懸念されます。

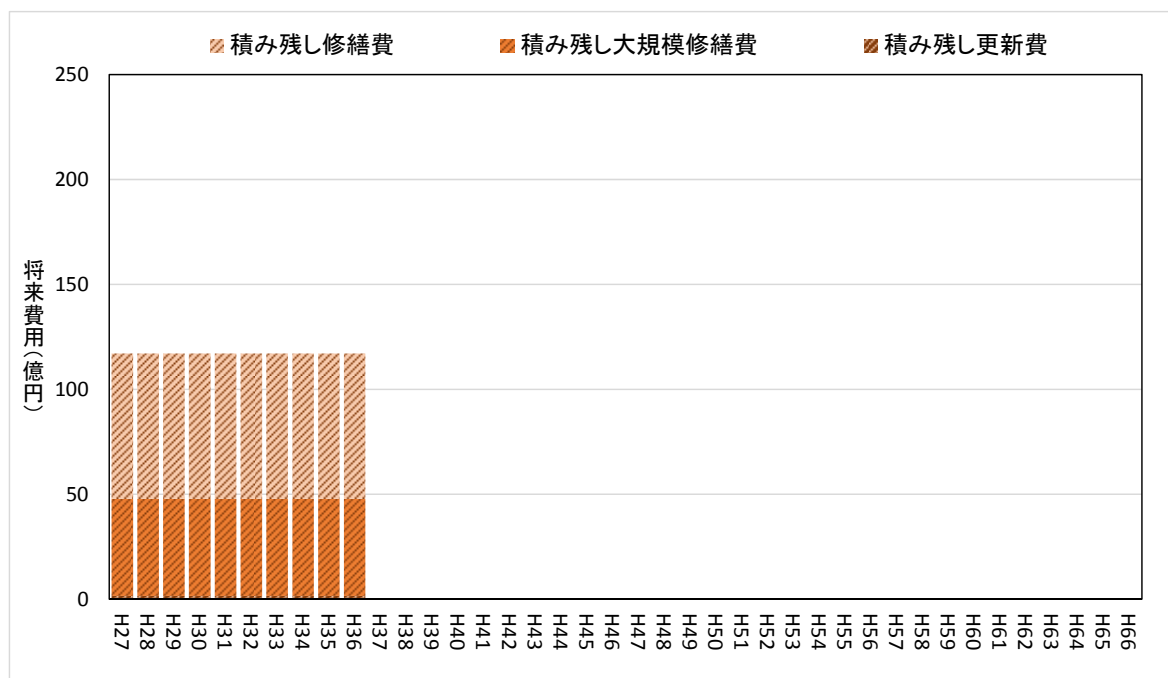


図 5.3 将来費用試算結果へのリスク計上方法

(2) 修繕、大規模修繕及び更新に係る将来費用の総額

本市では、建設後 30 年以上経過し、老朽化が懸念されている施設（建物棟別）が全体の約 45.7% を占めています。

全ての施設を現行の規模（延床面積）で保有し続けた場合の今後 40 年間の修繕費、大規模修繕費及び更新費に係る将来費用を、設定した条件により試算した結果、平成 40 年代前半から急増し、平成 51 年度のピーク時には約 194 億 1,000 万円の費用がかかり、40 年間の総費用はおよそ、約 5,170 億 2,000 万円、1 年当たりの平均費用は約 129 億 3,000 万円となる試算結果となりました。

今後 40 年間で必要となる将来費用（約 129 億 3,000 万円／年）と、過去 5 年間の公共施設にかけた普通建設事業費の平均（約 56 億 8,000 万円／年）を比較すると、これまでに比べて約 2.3 倍の費用が必要となると推定されます。

表 5.10 将来費用の内訳

単位: 億円					
費目	積み残し 合計	修繕費	大規模 修繕費	更新費	合計
40 年合計	1,171.0	799.0	1,239.6	1,960.6	5,170.2
40 年平均	29.3	31.0	31.0	48.0	129.3

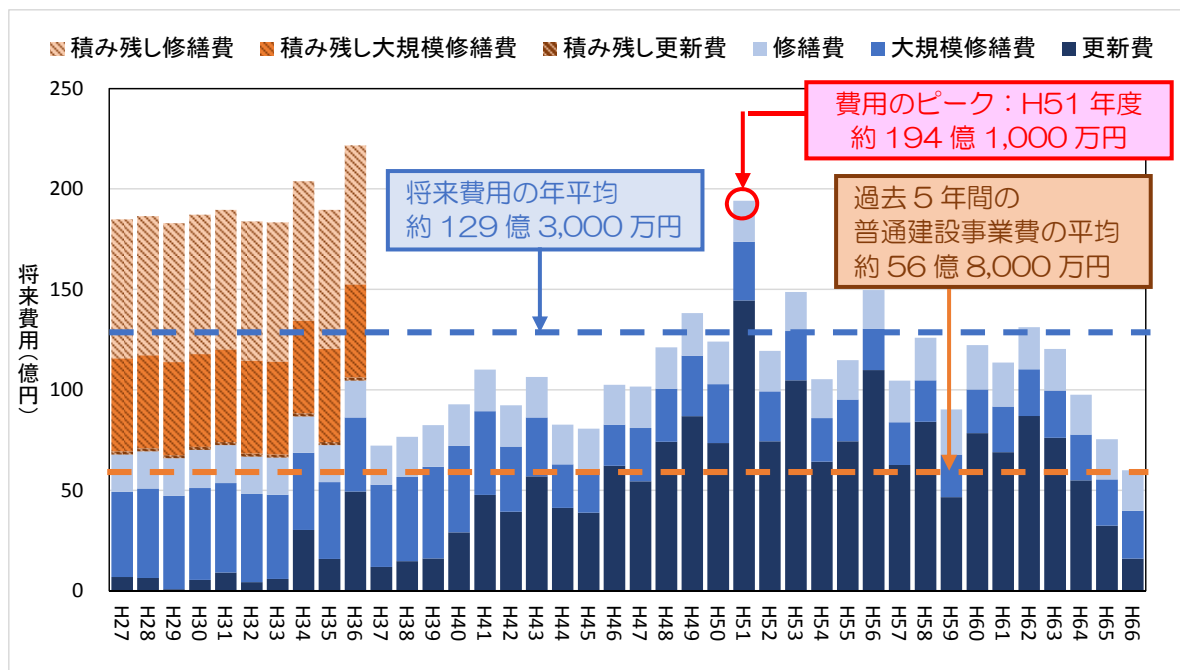


図 5.4 将来費用の推移(40 年間)

表 5.11 公共施設にかかる普通建設事業費の推移

年度	普通建設事業費(千円)
平成 21 年度	5,086,548
平成 22 年度	3,885,811
平成 23 年度	3,972,590
平成 24 年度	10,147,062
平成 25 年度	5,311,355
5 年平均	5,680,673

(3) 施設分類別の修繕、大規模修繕及び更新に係る将来費用の内訳

将来費用を施設分類別に見ると、学校教育系施設の占める割合が大きく、40年間の将来費用は全体の約39.4%（約2,037億1,000万円）になります。

将来費用のピーク時である平成51年度には、学校教育施設、その他の更新費用が集中しています。

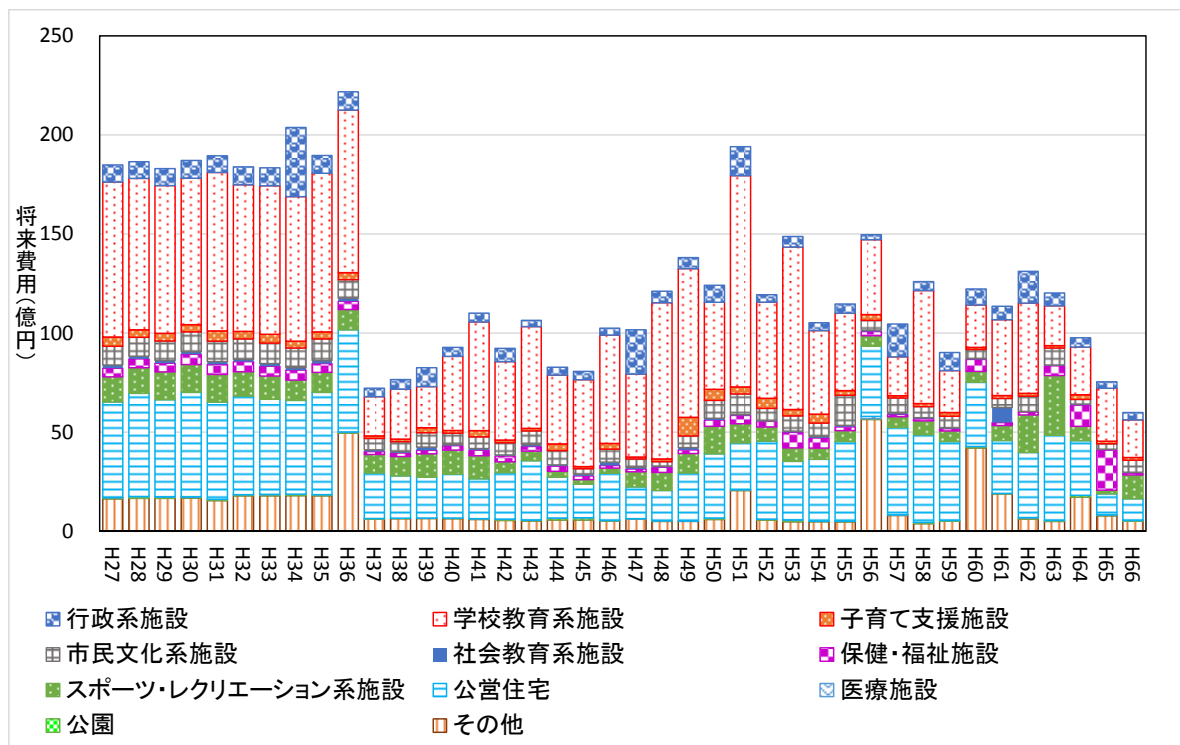


図 5.5 施設分類別の将来費用の推移(40年間)

表 5.12 施設分類別の将来費用の推移一覧

単位: 百万円

施設分類	10年ごとの事業費				40年合計	
	1～10年目	11～20年目	21～30年目	31～40年目	値	比率
行政系施設	11,417	4,931	7,703	7,937	31,988	6.2%
学校教育系施設	76,683	38,192	59,558	29,278	203,711	39.4%
子育て支援施設	4,011	1,929	3,887	1,474	11,301	2.2%
市民文化系施設	9,992	5,949	7,310	5,564	28,815	5.6%
社会教育系施設	1,378	907	685	1,170	4,140	0.8%
保健・福祉施設	4,692	2,141	3,294	4,901	15,028	2.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	12,221	7,268	8,055	10,119	37,662	7.3%
公営住宅	49,893	22,195	28,699	31,198	131,986	25.5%
医療施設	54	14	115	6	188	0.0%
公園	666	484	426	519	2,095	0.4%
その他	20,327	5,878	11,950	11,948	50,104	9.7%
合計	191,334	89,890	131,680	104,115	517,019	100.0%
比率	37.0%	17.4%	25.5%	20.1%	100.0%	—

※端数処理において数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合がある。

5.2 修繕、大規模修繕及び更新に係る将来費用が財政に及ぼす影響

5.2.1 新たな地方債(市債)の発行に伴う公債費と市債残高の推移

将来費用が財政に影響を及ぼす指標の1つとして、市債の発行が考えられます。

ここでは、将来費用のうち、施設の大規模修繕費及び更新費に相当する分を、毎年、新たな市債の発行を行って調達した場合の市債の返済費用である公債費と市債残高の推移を試算しています。

その結果、図 5.6 に示すように、公債費については、将来費用のピークを迎える平成 51 年度(図 5.4)には、年間 40 億円を超えており、平成 66 年度には年間 70 億円を超えることが見込まれます。

また、市債残高については、平成 44 年度に 500 億円を突破し、平成 58 年度にピークを迎えることが見込まれます。

【大規模修繕費及び更新費に係る財源のうち、国庫補助金の占める割合】

2009(平成 21)年度から 2013(平成 25)年度までの本市の決算における普通建設事業費の財源のうち、国庫補助金が占める割合の平均を参考に 20%と想定しています。

【市債について】

市債については、大規模修繕費及び更新費から補助負担金を除いた金額の 75%まで充当できるものとします。(市債の充当率 75%)

また、市債の条件は年利 1.2%、借入期間 20 年、措置期間 5 年を想定します。

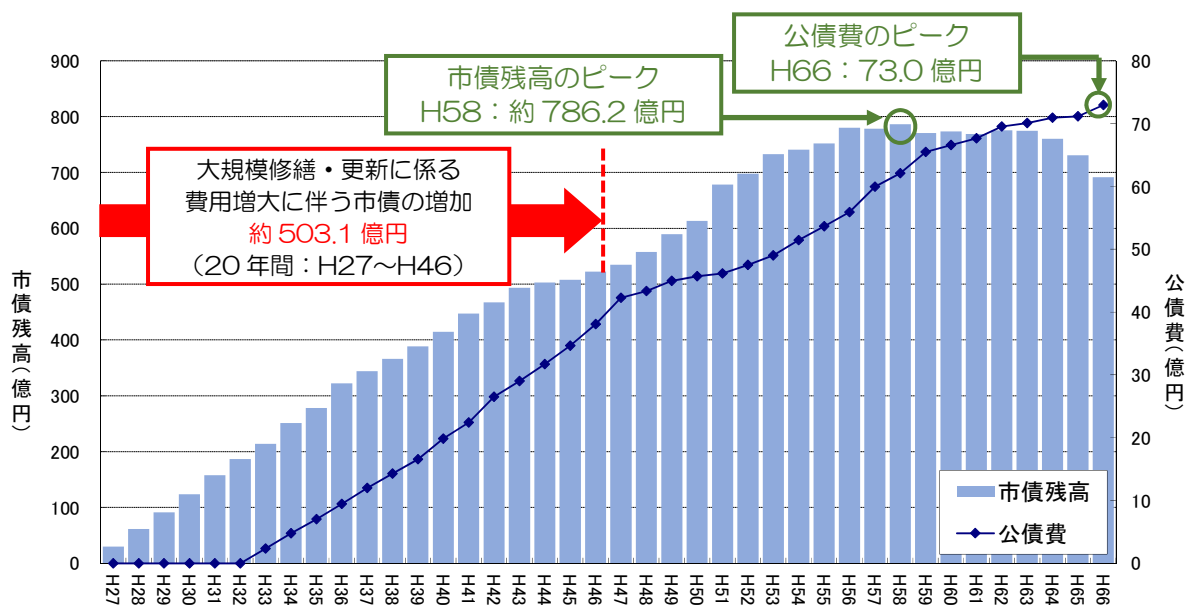


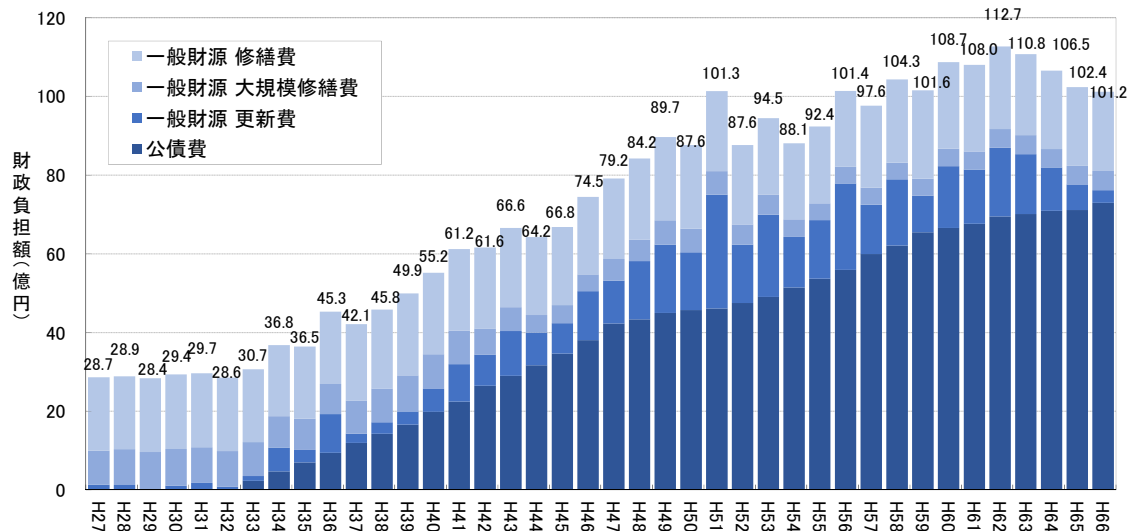
図 5.6 公債費と市債残高の推移

5.2.2 公共施設を保有するための財政負担の推移

全ての公共施設を保有し続けるためには、大規模修繕等の維持管理を適正に実施することが重要であり、その財源として一般財源を確保していく必要があります。

そのため、公共施設の維持管理に毎年必要な修繕費、大規模修繕費等並びに公債費の支出において確保すべき一般財源をそれぞれ試算し、財政負担を推計しました。

一般財源負担額については、28 億円～56 億円で推移しており、更新のピークを迎える平成 51 年度では約 55 億 2,000 万円となります。



財源	費目	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	10年累計
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
一般財源		2,866	2,886	2,839	2,938	2,968	2,855	2,832	3,207	2,944	3,588	29,923
	修繕費	1,864	1,848	1,875	1,895	1,881	1,867	1,849	1,807	1,836	1,838	18,560
	大規模修繕費	865	911	950	935	906	903	866	794	791	764	8,685
	更新費	137	127	14	108	181	85	117	606	317	986	2,678
公債費		0	0	0	0	0	0	234	476	701	944	2,355
合計		2,866	2,886	2,839	2,938	2,968	2,855	3,066	3,683	3,645	4,532	32,278

財源	費目	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	20年累計
		2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
一般財源		3,015	3,153	3,336	3,539	3,879	3,512	3,757	3,253	3,217	3,644	64,228
	修繕費	1,936	1,998	2,079	2,073	2,071	2,059	2,017	1,978	1,985	1,975	38,731
	大規模修繕費	842	862	934	885	853	666	601	449	455	424	15,656
	更新費	237	293	323	581	955	787	1,139	826	777	1,245	9,841
公債費		1,197	1,428	1,657	1,984	2,242	2,651	2,902	3,172	3,465	3,807	26,860
合計		4,212	4,581	4,993	5,523	6,121	6,163	6,659	6,425	6,682	7,451	91,088

財源	費目	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	30年累計
		2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	
一般財源		3,687	4,085	4,474	4,194	5,519	4,014	4,548	3,668	3,870	4,550	106,837
	修繕費	2,050	2,060	2,119	2,124	2,031	2,016	1,948	1,934	1,952	1,928	58,893
	大規模修繕費	548	543	618	598	597	511	505	448	430	425	20,879
	更新費	1,089	1,482	1,737	1,472	2,891	1,487	2,095	1,286	1,488	2,197	27,065
公債費		4,228	4,334	4,497	4,570	4,614	4,750	4,901	5,144	5,367	5,591	74,856
合計		7,915	8,419	8,971	8,764	10,133	8,764	9,449	8,812	9,237	10,141	181,693

財源	費目	H57	H58	H59	H60	H61	H62	H63	H64	H65	H66	40年累計
		2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	
一般財源		3,766	4,222	3,607	4,212	4,036	4,317	4,071	3,561	3,126	2,822	144,577
	修繕費	2,079	2,118	2,243	2,200	2,197	2,099	2,063	1,992	2,003	2,012	79,899
	大規模修繕費	436	422	431	443	460	479	484	469	473	491	25,467
	更新費	1,251	1,682	933	1,569	1,379	1,739	1,524	1,100	650	319	39,211
公債費		5,997	6,211	6,548	6,659	6,764	6,954	7,009	7,094	7,115	7,296	142,503
合計		9,763	10,433	10,155	10,871	10,800	11,271	11,080	10,655	10,241	10,118	287,080

図 5.7 公共施設を保有するための財政負担の推移

5.3 インフラ施設等の将来費用

5.3.1 道路

(1) 試算条件

道路については，公共施設等更新費用試算ソフト※（＝以下，総務省ソフトという。）を用いて将来費用を試算します。

- ・採用単価…総務省ソフトで設定されている道路区分別更新単価を採用
- ・対策周期…総務省ソフトで設定されている対策周期 15 年を採用
- ・算出方法…対策回数（計画年（40 年）以内での対策時期が来る回数）×対策費

○対策時期

道路では建設時期が不明な場合が多いため，総務省ソフトでは 40 年間の年平均費用を各年度に計上する。

○対策費用

対策費(円) = Σ (更新単価(円/㎡) × 道路部面積(㎡))

表 5.13 道路区分別採用単価

道路区分	更新単価 (円/㎡)
一般道路	4,700
自転車歩行車道	2,700

※公共施設等更新費用試算ソフト…HP 上で公開されている，公共施設及びインフラ施設の将来費用を簡易的に試算するシステムであり，財団法人地域総合整備財団が作成し，自治体PFI/PPP調査研究会が改修（総務省監修）したもの。

(2) 試算結果

道路の将来費用を試算したところ，40 年間で総額約 1,191 億 8,000 万円，1 年当たり約 29 億 8,000 万円の費用が必要となります。

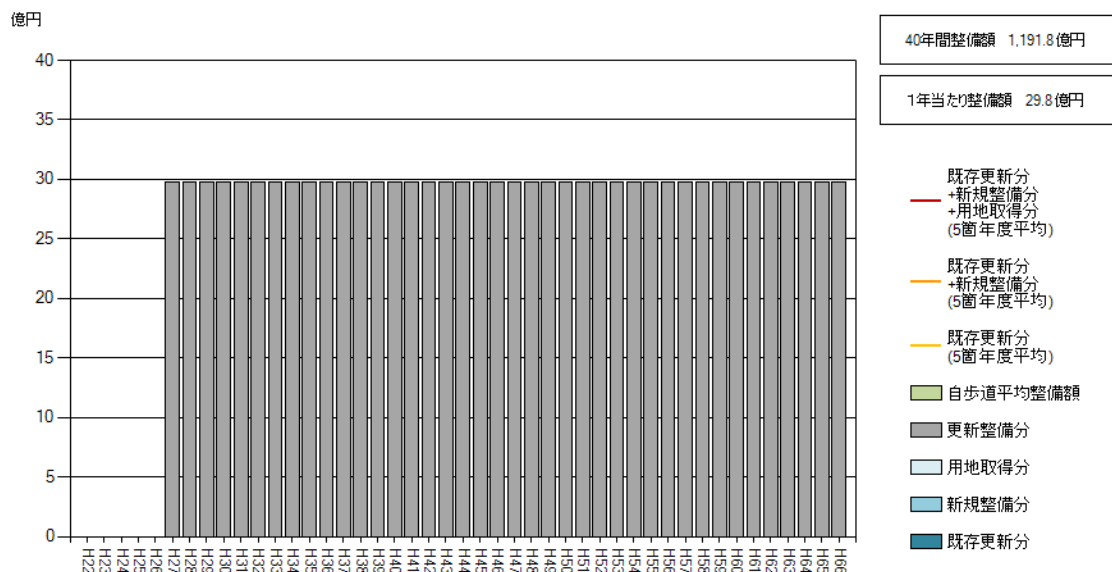


図 5.8 道路の将来推計費用（総務省ソフト試算結果）

5.3.2 橋梁

(1) 試算条件

橋梁については、総務省ソフトを用いて将来費用を試算します。

- ・採用単価…総務省ソフトで設定されている橋種別更新単価を採用
- ・対策周期…総務省ソフトで設定されている対策周期 60 年を採用
- ・算出方法…対策回数（計画年（40 年）以内での対策時期が来る回数）×対策費

○対策時期

初回対策年＝対策周期－（計画開始年（平成 27 年）－建設年（整備年））

2回目以降の対策年＝初回対策年＋対策周期

※対策時期がマイナスとなる場合（計画開始時点で対策周期を越えている場合）、その費用を「耐用年数超え」とし、計画開始から5年間で分割して計上する。

○対策費用

対策費（千円）＝ Σ （更新単価（千円／ m^2 ）×橋梁面積（ m^2 ））

表 5.14 橋梁種別別の採用単価

橋種	更新単価 (千円／ m^2)
PC 橋	425
RC 橋	425
鋼橋	500
石橋	425
木橋その他	425

(2) 試算結果

橋梁の将来費用を試算したところ、40 年間で総額約 198 億 7,000 万円、1 年当たり約 5 億円の費用が必要となります。

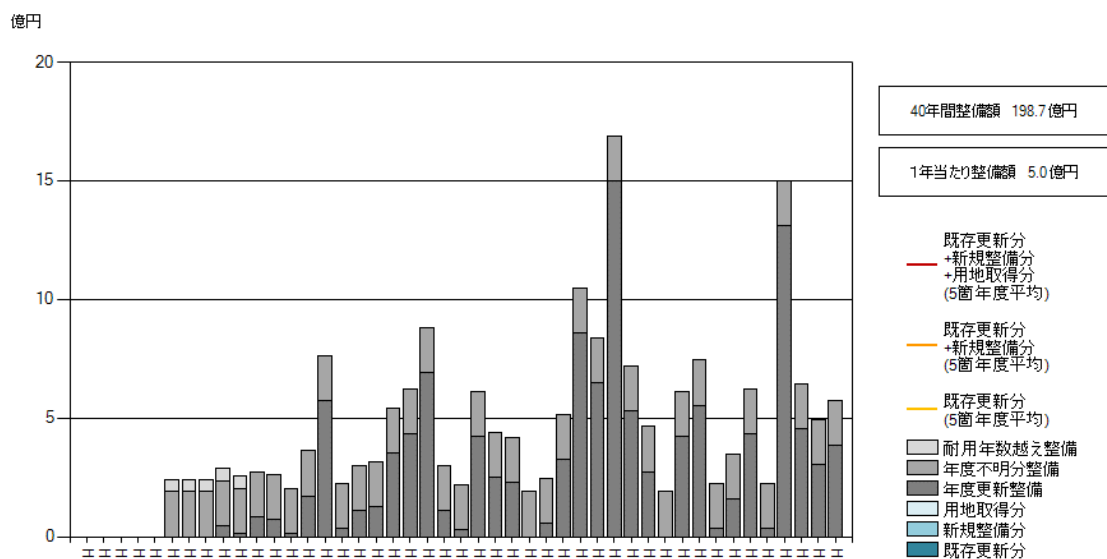


図 5.9 橋梁の将来推計費用（総務省ソフト試算結果）

5.3.3 下水道

(1) 試算条件

i) 管きょ

管きょについては，総務省ソフトに基づき，管径別，年度別延長を用いて試算します。

- ・採用単価…総務省ソフトで設定されている管径別更新単価を採用
- ・対策周期…総務省ソフトで設定されている対策周期 50 年を採用
- ・算出方法…対策回数（計画年（40 年）以内での対策時期が来る回数）×対策費

○対策時期

初回対策年＝対策周期－（計画開始年（H27）－建設年（整備年））

2 回目以降の対策年＝初回対策年＋対策周期

※対策時期がマイナスとなる場合（計画開始時点で対策周期を越えている場合），その費用を「耐用年数超え」とし，計画開始から 5 年間で分割して計上する。

○対策費用

対策費（千円）＝ Σ （管径別更新単価（千円／m）×管径別管延長（m））

表 5.15 下水道管きょの管径別採用単価

管径区分	更新単価 （千円／m）
管径 250mm 以下	61
管径 251～500mm	116
管径 501～1000mm	295
管径 1001～2000mm	749
管径 2001～3000mm	1,680
管径 3001mm 以上	2,347

ii) 管きよ以外

管きよ以外の下水道施設（建築物、構築物、設備）の更新費用については、施設毎に耐用年数が異なること、また施設の設置年度が異なることから、将来費用の負担の算出が困難ですが、過去10年間（平成15年～平成24年）の施設にかかる工事請負費の平均値を算出し、今後40年間は同程度の費用が必要になると想定し、将来費用を算出します。

(2) 試算結果

下水道管きよの将来費用を試算したところ、40年間で総額約1,330億4,000万円、1年当たり約33億3,000万円の費用が必要となります。

管きよ以外の下水道施設については、年平均で約17億9,000万円の費用が必要となるため、今後40年間では約716億円が必要となると推定します。

下水道施設の将来費用は、40年間で総額約2,046億4,000万円、1年当たり約51億2,000万円の費用が必要となります。

表 5.16 下水道施設(管きよ以外)の工事請負費実績

年	工事請負費 (千円)
2003年(平成15年)	4,417,381
2004年(平成16年)	2,821,406
2005年(平成17年)	2,197,394
2006年(平成18年)	689,908
2007年(平成19年)	1,103,485
2008年(平成20年)	2,005,793
2009年(平成21年)	2,190,077
2010年(平成22年)	1,062,013
2011年(平成23年)	421,656
2012年(平成24年)	999,920
平均	1,790,903

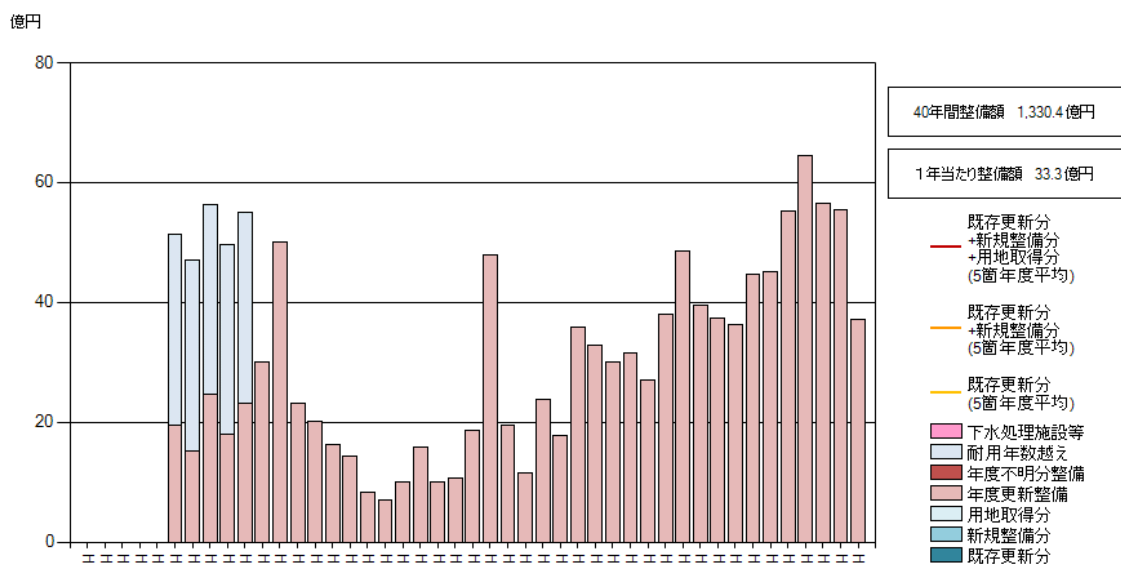


図 5.10 下水道管きよの将来推計費用(総務省ソフト試算結果)

5.3.4 上水道

(1) 試算条件

i) 管きよ

管きよについては、高知市水道事業アセットマネジメント推進計画（高知市水道局（上下水道局））で推定されている更新需要費累計を用います。

ii) 管きよ以外

上水道施設の管きよ以外の将来費用については、高知市水道事業アセットマネジメント推進計画（高知市水道局）により、今後平成 27 年から平成 62 年までの 36 年間の将来費用を採用します。

また、計画期間が 40 年間であるため、平成 63 年から平成 66 年までの 4 年間の費用については、36 年間の費用の平均が必要となると仮定し、40 年間の費用を算出します。

（参照：高知市水道事業アセットマネジメント推進計画 高知市水道局）

(2) 試算結果

上水道管きよの将来費用については、高知市水道事業アセットマネジメント推進計画（高知市水道局）では年間約 15 億円の費用が必要であると推定されているため、40 年間で総額約 600 億円が必要となると推定します。

管きよ以外の上水道施設の将来費用については、40 年間で総額約 225 億 1,000 万円、1 年当たり約 5 億 6,000 万円の費用が必要となります。

上水道施設の将来費用は、40 年間で総額約 825 億 1,000 万円、1 年当たり約 20 億 6,000 万円の費用が必要となります。

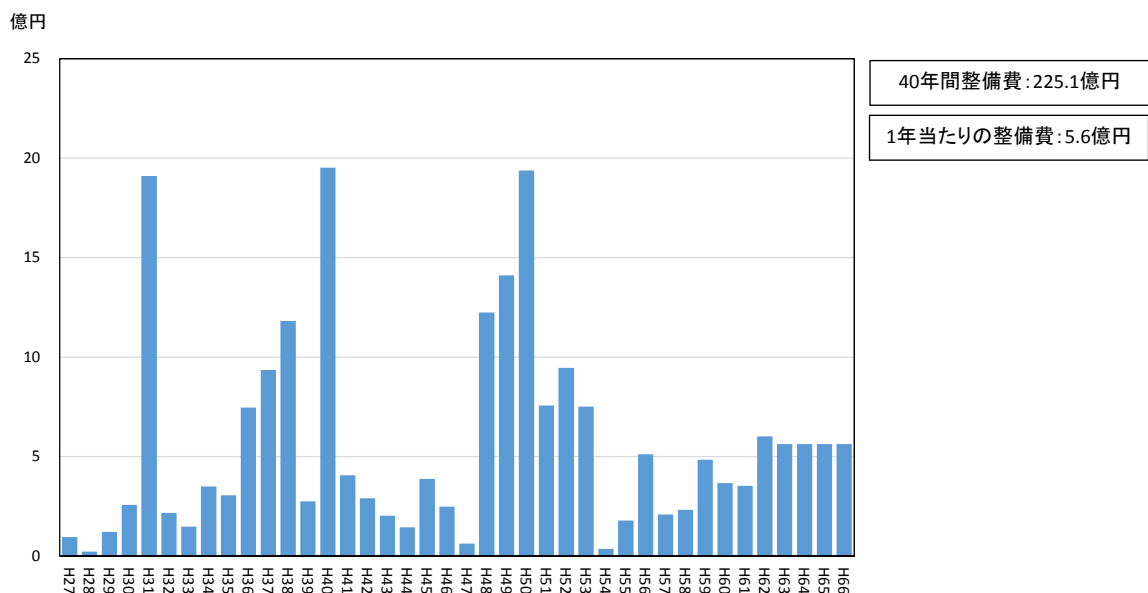


図 5.11 上水道施設(管きよ以外)の将来推計費用

（参照：高知市水道事業アセットマネジメント推進計画 高知市水道局）

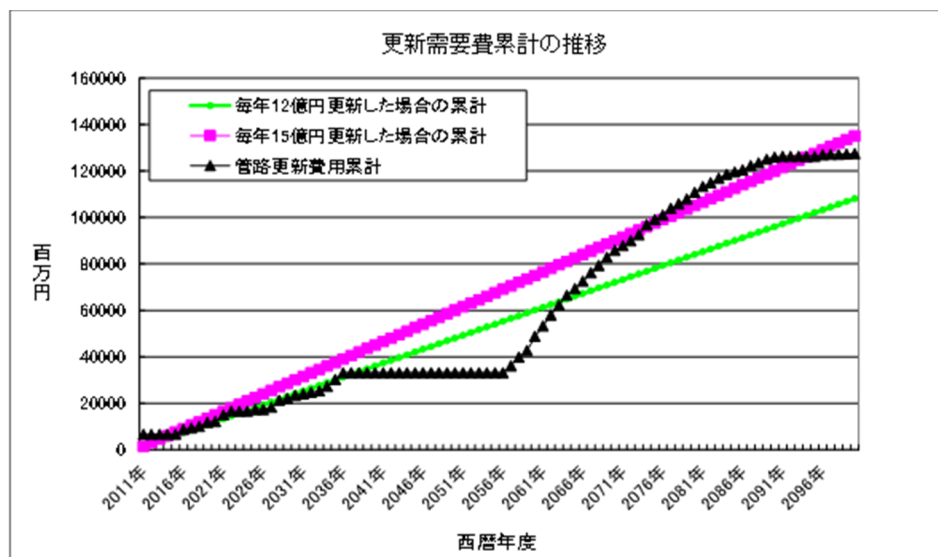


図 5.12 上水道施設(管きよ)の更新需要費累計の推移

(参照：高知市水道事業アセットマネジメント推進計画 高知市水道局)

5.3.5 その他インフラ施設

(1) 試算条件

道路河川施設や、供給処理施設については、設備等が特殊であるため、固定資産台帳上で算出した再調達価格と、耐用年数を用いて将来費用を算出します。

(2) 試算結果

その他インフラ施設の将来費用を試算したところ、40年間で総額約162億3,000万円、1年当たり約4億1,000万円の費用が必要となります。

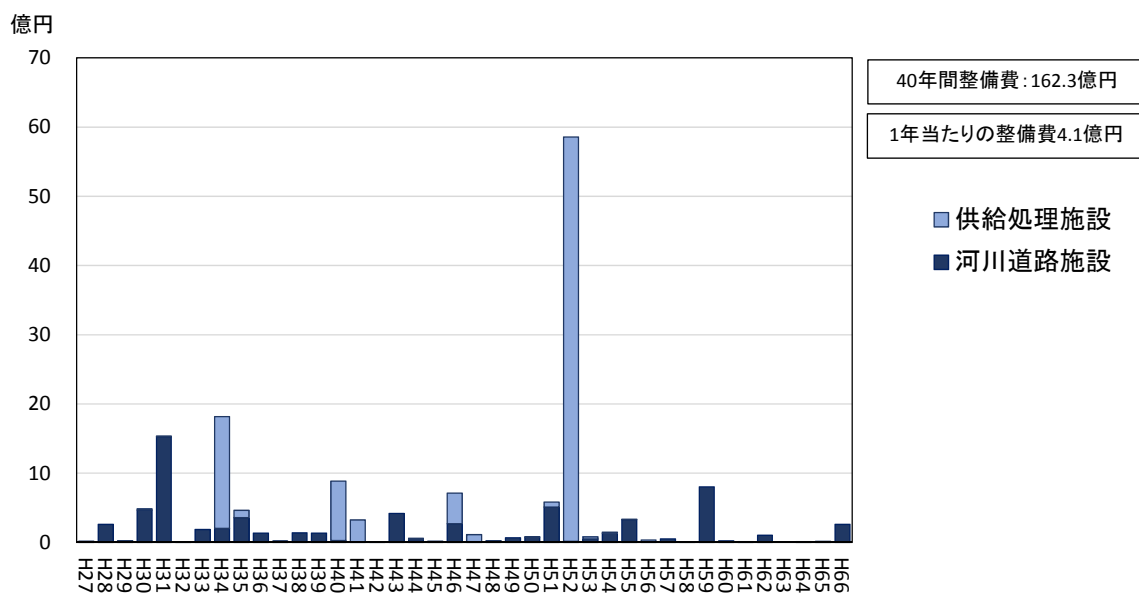


図 5.13 その他インフラ施設の将来推計費用

5.4 インフラ合計事業費

インフラ施設の道路、橋梁、下水道、上水道、その他、インフラ施設の合計事業費をみると、40年間の総額で約4,424億3,000万円、1年当たり約110億7,000万円の費用が必要となります。

表 5.17 インフラ合計事業費

対象施設	40年間の総額 (百万円)	年平均 (百万円/年)
道路	119,180	2,980
橋梁	19,870	500
下水道	204,640	5,120
上水道	82,510	2,060
その他インフラ施設	16,230	410
合計	442,430	11,070

5.5 総事業費

公共施設、インフラ施設を含めた総事業費をみると、40年間の総額で約9,594億5,000万円、1年当たり約240億円の費用が必要となります。

平成21年度から平成25年度までの公共施設に係る投資的経費の実績を見ると、既存更新分の5か年の平均値が約170億6,000万円であるため、約1.4倍の費用を今後確保する必要があります。

表 5.18 総事業費

対象施設	40年間の総額 (百万円)	年平均 (百万円/年)
公共施設	517,020	12,930
インフラ合計	442,430	11,070
合計	959,450	24,000

表 5.19 公共施設、インフラ施設にかけた費用の実績

年度	公共施設、インフラ施設 にかかる費用(百万円)
平成21年度	22,364
平成22年度	12,743
平成23年度	13,301
平成24年度	19,757
平成25年度	17,111
5年平均	17,055

6 課題のまとめと必要な取組

6.1 公共施設の現状と課題のまとめ

本書の「2.高知市の概要」から「5.修繕及び更新に係る将来費用」では、公共施設（884 施設），を対象に，施設の現状について，公共施設整備の水準やサービス提供の状況，ストックの状況，管理運営の状況，コストの状況，施設の省エネルギーの取組状況を踏まえ，公共施設の現状を整理・分析しました。

「6. 課題のまとめと必要な取組」では，これらの整理・分析結果を基に，課題を抽出し，今後の取組の方向性について考えていきます。

6.2 公共施設全体の現状

1 高知市の概況

- 高知市は、県民人口の4割以上の人々が暮らす地方中核都市であるとともに、みどり豊かな森林を持つ鏡村・土佐山村、県内有数の農業生産高を誇る春野町との合併により、市域面積は308.99k m²となり、中山間地域、田園地域、都市部がバランスよく調和し、仁淀川と、市内中心部を流れる鏡川などの清流を有する都市となっています。
- 高知市は、総人口340,746人、世帯数152,703世帯で、1世帯当たり約2.2人となっています。将来推計人口を見ると、高知市の総人口は減少することが予想されています。なかでも年少人口・生産年齢人口の減少や老年人口の増加が予想されており、今後、一層の少子高齢化が進行する見通しです。
- 高知市の財政規模は、2013（平成25）年度では歳入額が約1,425億円、歳出額が約1,396億円となっています。歳出では、高齢者福祉や障がい者福祉など、社会保障制度の一環として支払われる扶助費が年々増加しています。
- 将来負担比率は、都市基盤整備事業実施による起債発行が進み、市民一人当たりの地方債残高は極めて高い状態で推移しており、類似団体、全国平均と比較しても非常に将来負担の高い団体となっています。
- 高知市では南海トラフ地震の発生が予想されており、地震が発生した際、高知市では大きな揺れと海岸域への津波の襲来が想定されています。この南海トラフにおける巨大地震への対策が、緊急の課題となっています。
- 温室効果ガスの削減に向けた「高知市地球温暖化対策地域推進実行計画」を策定し、家庭や事業所における省エネルギーの推進や低炭素な交通の推進等の施策に取り組んでいます。
- 「高知市新エネルギービジョン」では、省エネルギー推進等の地球温暖化対策と併せて、有利な自然資源を生かし地域の活性化や防災対策につながるよう新エネルギーを導入すること等も方針として掲げています。

2 高知市の公共施設の現状把握

- 高知市は、884施設、3,307棟、延床面積125万3,155m²の公共施設を保有しています。公共施設延床面積は、市民一人当たり3.68m²となり、人口が同規模の自治体25市の平均2.99m²/人よりも大きくなっており、今後の公共施設の管理・運営・老朽化への対応等が、重い負担となる可能性が高いことを示しています。
- 建設年度が判明している建物で見ると、建設後30年以上が経過した建物の延床面積の全体に占める割合（老朽化率と定義）は、45.7%となっており、今後老朽化による大規模修繕や更新が必要になることが予想されます。
施設分類別の老朽化率を見ると、学校、その他学校教育系施設、幼保・こども園、幼児・児童施設、図書館、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、その他保健・福祉施設、医療施設の老朽化率が高く、特に幼児・児童施設、図書館、その他保健・福祉施設、医療施設は老朽化率が90%を超えており、早急に老朽化対策を検討する必要があります。
- 極めて厳しい財政状況の健全化を最優先に取り組んできたため、老朽化した施設で行うべき修繕などの老朽化対策ができていない施設があります。
- 耐震診断・改修の実施状況を見ると、耐震化が必要な施設は611棟あり、耐震診断・改修の状況が把握できる全棟数991棟の約61.7%を占めています。

- 耐震化が必要な施設の内、耐震診断未実施または不明な施設は 459 棟となっており、耐震化が必要な施設の約 75.1%を占めています。
- 管理運営の形態は、公共施設 884 施設のうち、市が直接管理・運営（業務委託を含む）を行っていない施設（指定管理者制度により管理・運営を行っている施設）は、202 施設であり、対象とする公共施設の約 22.8%を占めています。
- 公共施設全体の収支は、収入約 45 億 6,400 万円、支出約 119 億 1,300 万円となっており、支出が収入の約 2.6 倍となっています。
- 施設分類別の支出を見ると、支出全体では、子育て支援施設が約 24.0%、行政系施設が約 21.7%と高く、両施設で全体の約 45.7%を占めています。
- 施設の利用状況を見ると、稼働率の低い施設が存在するとともに、同じ施設分類内でも稼働率にバラつきが生じています。
- 省エネ法において「特定事業者」に指定されているため、毎年度「中長期的にみて年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減」が努力目標とされており、省エネルギーの取組を進めています。しかし、部局によっては平成 25 年度時点では努力目標が達成できていない状況です。

3 インフラ施設

- 高知市の保有するインフラ施設は、道路が総延長 1,961 k m、総面積 9,903,414m²、橋梁は、1,730 橋、総延長 14,975m、トンネル 8 本、下水道処理場 3 施設、下水道管きょ合計 1,008,926m、下水道ポンプ場 20 施設、上水道浄水場 2 施設、上水道管きょ合計 1,457,767m、その他に河川道路施設、供給処理施設を保有しています。
- インフラ施設の 5 年間の投資的経費の平均額は、道路約 11 億 2,600 万円、橋梁約 9,800 万円、下水道約 31 億 5,500 万円、上水道約 26 億 8,000 万円となっています。

4 将来費用の試算

- 全ての公共施設を現行の延床面積で更新しながら保有し続けた場合、今後 40 年間の修繕費及び更新費の将来費用は、40 年間の総費用で約 5,170 億 2,000 万円が見込まれ、1 年当たりの平均費用は約 129 億 3,000 万円となります。
- 今後 40 年間で必要となる将来費用の年平均約 129 億 3,000 万円と、過去 5 年間の公共施設にかけた普通建設事業費の年平均約 56 億 8,000 万円を比較すると、これまでに比べて約 2.3 倍の費用が必要となると推定されます。
- 建物を理想的に維持していく上で、これまでに必要であった建設時から現在までの修繕費、更新費を試算したリスク額の総額は約 1,171 億円となります。
- インフラ施設の道路、橋梁、下水道、上水道、その他、インフラ施設の合計事業費をみると、40 年間の総額で約 4,424 億 3,000 万円、1 年当たり約 110 億 7,000 万円の費用が必要となります。
- 建物の修繕や更新に係る費用に加えて、インフラに対する修繕・更新費用等も考慮すると、40 年間の総額で約 9,594 億 5,000 万円、1 年当たり約 240 億円の費用が必要となり、現状の予算の範囲内で全ての施設の大規模修繕や更新を実施することは困難と考えられます。

6.3 公共施設全体の現状からみた課題

公共施設全体の現状を整理・分析することにより以下の5つの課題があげられます。

1 施設の老朽化による維持管理経費の増大

- 公共施設の老朽化率は45.7%と高く、全ての公共施設を現行の延床面積で保持する場合の将来費用は、40年間の総費用で5,170億2,000万円が見込まれます。この場合の年平均約129億3,000万円は、これまでに比べて約2.3倍の費用が必要となると推定されます。なかでも建物を理想的に維持していく上で、これまでに必要であった修繕費、更新費を試算したリスク額の総額は1,171億円となり、安全に施設を利用するために早急な対応が望まれます。
- 公共施設、インフラ施設を含めた総事業費をみると、40年間の総額で約9,594億5,000万円、1年当たり約240億円の費用が必要となります。
- 同じ施設分類内でも、管理運営コストが高い施設があります。

2 少子高齢化による人口減少や人口構造の変化

- 人口の減少、少子高齢化のなか、市民ニーズの変化に伴い設置意義が薄れているものや、機能が類似・重複しているうえ、利用状況（稼働率）の低い施設があるなど、非効率な状況となっている施設があります。利用率の低い施設の利用方法等の見直しが必要です。
- 誰でもが利用しやすい施設となるようバリアフリーやユニバーサルデザインといった視点による対応、維持更新が重要となります。

3 南海トラフ地震への対応

- 耐震化が必要な施設は611棟あり、耐震診断・耐震改修の状況が把握できる全棟数991棟の約61.7%になります。このうち、耐震診断未実施または不明な施設は459棟で耐震化が必要な施設の約75.1%を占めており、耐震診断や耐震改修など、早急な対応が望まれます。

4 環境負荷の軽減

- 省エネ法で課せられた努力目標（中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減）の今後の達成が、これまでの運用改善の取組だけでは、困難な状況にあります。
- 更なる公共施設における省エネルギーの対策として、必要に応じた設備更新や新エネルギー設備の導入等を検討し、長期的な視点で見た水光熱費のコスト低減や温暖化対策等の社会問題への取組をより一層推進していく必要があります。

5 減少傾向の歳入と硬直化する歳出

- 生産年齢人口の減少による税収の低下や老年人口の増加による社会保障費の増大など、少子高齢化等の進行が、今後の市の財政に大きな影響を与えることが懸念されます。
- 地震への対応や環境への配慮、長寿命化等の対策も含めた、建物やインフラ等の公共施設の維持管理費の増大が大きな財政負担になることが想定されます。

6.4 今後の取組の方向性

1 管理の最適化に向けた取組

1-1 市民や団体、民間企業等との協働や連携を推進します。

- 限られた財源を効果的に活用するため、**市民や団体、民間企業等との協働や連携**を推進し、管理の最適化に取り組めます。
- 公設公営だけでなく P F I ・ P P P など民間を活用した事業手法を導入する等、**施設管理・運営の効率化**について検討していきます。
- 施設管理・運営の効率化の検討に当たっては、**利用料金の適正化**についても検討していきます。
- できるだけ多くの市民に利用して頂くため、継続使用する施設については、各施設における提供サービスの対象圏域や特性を踏まえた施設の**利用促進施策**についても検討していきます。

1-2 計画的な施設の保全や更新、長寿命化等により、財政負担の軽減と平準化を図ります。

- 公共施設の大規模修繕や更新に係る将来的な費用負担に加え、耐震化やバリアフリー化、省エネルギー化等の新たな社会的需要に対応するには、長期的な視点で施設の安全性を確保しつつ計画的な保全を行い、施設の長寿命化を図る必要があります。そのためには、建物の状態に応じて長期的に見た修繕・更新費用の縮減につながる適切な維持管理手法を適用していくことが重要です。
- 施設の長寿命化や耐震化等に関する計画である**施設の長期保全計画を策定**し、バリアフリー化や省エネルギー化など施設の機能向上も含めて対応し、**財政負担の軽減と平準化**を図ります。
- 限られた財源の中で施設の長期保全を実現するため、**財政計画とも連携**した施設の長期保全計画を策定することによって、施設の修繕・更新等に優先順位をつけて効率的・重点的に維持管理を行う等、継続使用する施設については徹底的に長寿命化によるコスト縮減を図るとともに、耐震化により安全性を確保し、継続的に公共サービスを提供していきます。

1-3 施設情報の一元管理・共有化による施設管理の標準化を図ります。

- 施設情報の一元管理・共有化による**施設管理の標準化**を図ることによって、施設を効率的に維持管理・運営していきます。

2 機能の最適化に向けた取組

2-1 市民ニーズや時代に適合するよう施設の質の向上を図ります。

- 地域ごとの施設の配置や利用状況等、各施設が抱える課題の解決に向け、公共施設の効率的な配置（施設の機能の見直しや複合化、再編成、統廃合等）の検討を行い、公共サービスの最適化を図っていきます。
- 施設分類ごとではなく、施設全体として共有すべき公共施設の在り方を「施設で提供するサービス（機能）」と「建物」に区別して、それぞれに最適化を進めていきます。
- 耐震化やバリアフリー化や省エネルギー化等の社会的需要に対応するよう機能の最適化を進めます。

2-2 災害に備える機能や配置を確保します。

- 台風や南海トラフ地震といった自然災害への対応が喫緊の課題であることから、機能の最適化に向けては、**災害に備える機能や配置**を確保します。

3 総量の最適化に向けた取組

3-1 必要性について検討します。

- 人口構成の変化やライフスタイルの多様化等により、公共施設の建設当時と比べ、市民ニーズが変化しており、本当に必要な公共サービスを峻別する必要があります。

3-2 機能見直しや複合化、再編成、統廃合による配置や規模の適正化を図ります。

- 機能の最適化に向けた検討結果を踏まえ、公共施設の効率的な配置（施設の機能の見直しや複合化、再編成、統廃合等、施設の再編・再配置）の検討を行い、施設の**配置や規模の適正化**を図ります。
- 利用状況の低い施設や継続使用しない建物などについては、他施設との複合化、再編成、統廃合等を含めて検討し、**資産の有効活用**を図ります。

3-3 圏域の中核都市として、近隣自治体や県との広域連携を推進します。

- 施設管理・運営の効率化の検討に当たっては、近隣自治体や県との**広域連携の可能性**について検討していきます。

4 公共施設マネジメントの推進

4-1 公共施設マネジメントの推進体制を構築します。

- 公共施設マネジメントを継続して実践していくためには、公共施設の効率的な配置（施設の機能の見直しや複合化、再編成、統廃合等）等、全庁的な視点で施設の全体最適に向けた判断ができるよう、関連する施設分類間の調整や施設分類を超えた**全体的な調整について意思決定できる体制**の構築を図ります。
- 以下に示す**マネジメント実践に向けた仕組みと組織**について検討していきます。
 - ・ 全庁的な事項の検討や部局間の連絡、調整等を行う、マネジメントを包括的に推進する**庁内横断的な組織**の設置を検討します。
 - ・ 施設所管課と財政、建築等の関係各課間の連絡、調整等を行う、マネジメントを**統括する組織**の設置を検討します。
 - ・ 個別の課題に機動的、効果的に対応するプロジェクトチームやワーキンググループ等、担当職員により構成される**実働組織**の設置を検討します。

4-2 職員研修を実施します。

- 公共施設マネジメントの推進に当たっては、**職員の意識を啓発**し、公共施設の現状と課題、今後の方向性を共有することが必要不可欠です。よって、公共施設の現状や課題、先進都市の事例等、マネジメントに係る認識の共有を目的とした研修を実施します。
- 施設管理の実務に係る知識や技術、手法等、適切な管理の実現を図ることを目的とした研修を実施します。

4-3 計画実施状況を評価します。

- P D C Aサイクル（Plan：計画策定，Do：計画実施，Check：実施内容の評価，Action：計画見直し）の導入による計画の実施状況の検証と、その結果に基づく計画の見直し等、計画の実施状況の評価に係る手法を確立します。
- P D C Aサイクルを実践し、結果のフィードバックと継続的な改善が可能な環境を整備するため、意思決定に必要な**情報を一元的に管理する仕組み**についても検討します。

4-4 合意形成を図ります。

公共施設の現状と課題、今後の方向性について、市民や議会等と共通認識を持つため、計画の策定や実施の過程におけるパブリックコメントや説明会の実施等により、**市民や議会等との合意形成**を図ります。

4-5 統一的管理を図ります。

本白書作成過程において、以下の課題があることが明らかになりました。今後も施設を適正に運営・管理するために、また、公共施設マネジメントを推進するために改善する必要があります。

- 貸館等で利用情報を集計していない施設がありました。適切に管理・運営するために、常に利用状況の把握をする必要があります。
- 利用状況の集計において、貸し館等の利用単位時間が一定でないため、利用状況の把握が一律に行うことが出来ませんでした。貸し館等の利用の単位時間を最大1時間とするなど、貸し館等の利用の単位時間の統一化を検討します。
- 水光熱費のコスト削減を図るため、特に利用の多い施設においては、新たに子メーターの設置等をして利用の状況を詳細に把握することが必要です。
- 施設の修繕等の管理状況の履歴を確認することができない施設がありました。適切に保全するために管理履歴を保管します。
- 今回の白書の作成における公共施設の調査は、書類調査により行ったもので、実際の施設の状況とは異なることがあるため、長寿命化等の計画を策定する際には、現地調査をもとに計画策定を行う必要があります。

6.5 今後の公共施設マネジメントの進め方**平成 27 年度 基本計画の策定**

- 公共施設白書で取りまとめた、公共施設の実態把握と課題抽出を踏まえ、全庁的・総合的な公共施設マネジメントの取組内容と推進体制等を整理し、基本計画を策定します。
- 基本計画の策定に当たっては、市民や議会等との合意形成を図ります。

平成 28 年度～ 実施計画の策定～実施

- 施設分類単位または個別施設単位の具体的な取組内容と実施年次を定めた実施計画を各所管で策定し、既存長寿命化計画等を含めた体系的な計画推進に取組めます。
- 実施計画の策定、実施に当たっては、市民や議会等との連携や協働を図ります。

平成 29 年度～ 実施状況のフォローアップと評価

- 実施計画の進捗管理と評価を行い、必要に応じて基本計画や実施計画にフィードバックします。

用語説明

記載 ページ	用 語	説 明
1-1	公共施設	この白書においては、市が保有する建物（民間等から借用している建物を含む。）を有する施設。ただし、以下の施設、建物を除く。 ・橋梁、道路、上下道、下水道施設などのインフラ施設 ・市以外の団体等に貸付をしている建物
1-1	インフラ施設	橋梁、道路、上下道、下水道施設などの施設であり、市民生活と社会経済活動を支える生活基盤や産業基盤で、公共施設関連の建物を除く施設。
2-4	少子高齢化	こどもの数の減少と高齢者の数の増加が、同時に進行する現象。
2-6	実質収支	歳入決算額から歳出決算額を引いた額に、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいう。実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであり、一般的に黒字・赤字とは実質収支上のこと。
2-7	地方交付税	本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって地方公共団体に再配分する地方税のこと。
2-7	国庫支出金	特定の行政目的を達成するために、その経費に充てることを条件として、国が地方公共団体に交付する支出金。国庫支出金には、国が義務として経費の全部または一部を負担する国庫負担金、国がその事務の執行を奨励したり、地方公共団体の財政を援助する目的で交付する国庫補助金、国の事務の委託に伴う国庫委託金がある。
2-7	都道府県支出金	都道府県が自らの収入（地方税等）から都道府県立の学校、社会教育施設、教育委員会事務局のために支出した経費や市町村に対する補助のこと（教育委員会以外の部局からの補助を含む）。
2-7	地方債	地方公共団体が公共施設建設や退職手当等のため負担する債務であって、一会計年度を越えて行われるもの。
2-8	扶助費	お年寄りやからだの不自由な方、児童などを援助するため社会保障制度の一環として支給される経費であり、生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。
2-8	公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元金や利子の返済と、一時的に現金が不足するときに借り入れる、一時借入金の利子に要する経費のこと。
2-9	財政調整基金	自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金（基金）のこと。
2-27	新耐震基準	耐震基準とは、建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準であり、新耐震基準とは、建築基準法に基づき 1981（昭和 56）年 6 月 1 日導入された現行の基準である。
2-27	旧耐震基準	旧耐震基準とは、新耐震基準が導入以前の基準。旧耐震基準で立てられた建物は、阪神・淡路大震災では建物の倒壊等、大きな被害が見られたため、多くの建物で耐震改修による耐震性の向上が必要である。
2-29	温室効果ガス	赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらし気体の総称で、二酸化炭素、メタンなどが該当する。
2-31	公有財産	普通地方公共団体の所有する不動産、船舶、地上権、特許権 などのこと。
2-33	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。その領域は、製品、施設、街づくりや、サービス、システムなどハード、ソフト両面にわたる。

記載 ページ	用 語	説 明
3-30	指定管理者制度	地方自治体が所管する公の施設について、管理・運営を、民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指すことを目的としている。
3-33	特定財源 国庫支出金等	市が保有する公共施設に係る費用のうち、特定の事業に対して国や県が補助する支出金。
3-34	人件費	公共施設の管理運営に携わっている市職員の人件費であり、本書では市職員の平均給与を用いて算出している。
3-34	維持管理費	公共施設を安全に継続利用するために係る費用であり、古くなった設備や建物を直すための修繕費や、土地や建物の賃借料、光熱水費等の合計。
3-34	事業運営費	建物を管理、運営するために必要な費用であり、公共施設の管理・運営に携わる人員の人件費や、事業者へ管理・運営を委託する際の費用の合計。
3-34	指定管理者負担 維持管理費	指定管理者が負担している維持管理費。
3-34	指定管理者負担 事業運営費	指定管理者が負担している事業運営費。

高知市公共施設白書

編集・発行

高知市財務部管財課財産政策担当

〒780 - 8123 高知市本町五丁目 1 番 45 号

電話 088 - 823 - 9413

Fax 088 - 823 - 9568

